

鈴鹿市避難情報の判断・伝達マニュアル

令和8年8月

鈴鹿市

目 次

第1節 総則	1
第1 はじめに	1
第2 本マニュアルにおいて対象とする災害等	1
第3 避難行動の考え方	2
1 避難行動の範囲	2
2 避難情報と避難行動	2
第4 避難場所	2
第5 避難情報の発令設定基準の基本的な考え方	3
第6 避難情報の発令に関する 関係機関の助言	4
1 本市が助言を求めることのできる 対象機関	4
2 その他の機関	4
第7 避難情報の特性	5
第8 特別警報発表時の対応	6
1 雨を要因とする特別警報	6
2 台風等を要因とする特別警報	6
第2節 水害（河川の氾濫）	8
第1 避難情報の対象とする水害	8
第2 用語集（水害関係）	8
1 洪水予報河川	8
2 水位周知河川	8
3 水防団待機水位	8
4 氾濫注意水位	9
5 避難判断水位	9
6 氾濫危険水位	9
7 氾濫発生水位	9
8 家屋倒壊等氾濫想定区域 （洪水氾濫・河岸侵食）	9
第3 対象河川について	9
第4 避難情報の対象とする地域の設定等	10

1	対象地域	1 0
2	立退き避難が必要な事象	1 0
第 5	避難所の開設	1 0
第 6	警戒水位の独自の発令基準の設定	1 1
1	鈴鹿川	1 1
2	安楽川	1 2
3	中ノ川	1 2
4	堀切川	1 2
5	棕川	1 2
第 7	各河川の避難情報の発令基準	1 3
1	鈴鹿川（指定洪水予報・水防警報河川）	1 3
2	安楽川（水位周知河川）	2 5
3	中ノ川（水位周知河川）	2 7
4	堀切川（水位周知河川）	3 6
5	棕川（水位周知河川）	4 3
6	金沢川・田古知川、芥川、浪瀬川、 田中川、椎山川・蒲川、御幣川・鍋川、 寺川、亀淵川・兎田川、源明川、 八島川、釜屋川、内部川	4 6
第 8	避難情報の解除基準	7 3
第 9	避難情報の伝達文	7 4
1	警戒レベル 3（高齢者等避難）発令時	7 4
2	警戒レベル 4（避難指示）発令時	7 7
3	警戒レベル 5（緊急安全確保）発令時	7 9
第 3 節	土砂災害	8 3
第 1	避難情報の対象とする土砂災害	8 3
第 2	避難所の設定	8 3
第 3	避難情報の発令基準及び対象地域	8 4
1	発令基準	8 4
2	対象地域	8 7
第 4	避難情報の解除基準	9 9
第 5	避難情報の伝達文	1 0 0
1	警戒レベル 3（高齢者等避難）発令時	1 0 0
2	警戒レベル 4（避難指示）発令時	1 0 4
3	警戒レベル 5（緊急安全確保）発令時	1 0 6

第4節	高潮災害		1 1 0
第1	高潮災害		1 1 0
第2	避難情報の発令基準及び対象地域		1 1 0
1	発令基準		1 1 0
2	対象地域		1 1 0
第3	避難情報の解除基準		1 1 5
第4	避難情報の伝達文		1 1 5
1	警戒レベル3（高齢者等避難）発令時		1 1 5
2	警戒レベル4（避難指示）発令時		1 1 8
3	警戒レベル5（緊急安全確保）発令時		1 2 2
第5節	南海トラフ地震臨時情報発表時の事前避難		1 3 1
第1	南海トラフ地震臨時情報		1 3 1
第2	避難情報の発令基準及び対象地域		1 3 1
第3	避難所の開設		1 3 3
第4	最初の地震（半割れ、一部割れ、ゆっくりすべり）により津波警報、津波警報又は津波注意報が発表された場合		1 3 6
第5	避難情報の伝達文		1 3 6
1	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時における高齢者等事前避難対象地域に対する高齢者等避難発令時		1 3 7
2	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時における事前の自主避難の呼びかけ時		1 4 0
第6節	津波災害		1 4 2
第1	避難情報の対象とする状況		1 4 2
第2	津波からの避難場所		1 4 2
第3	避難情報の発令基準		1 4 2
第4	遠地地震発生時の対応		1 4 2
第5	津波対応収容避難所に関する広報		1 4 3
第6	避難指示の解除基準		1 4 3
第7	対象地域		1 4 4
第8	【参考】津波避難ビル一覧表		1 4 7

第 9	避難情報の伝達文		1 4 9
1	大津波警報発表時における避難指示 発令時		1 4 9
2	津波警報発表時における避難指示 発令時		1 5 3
3	津波注意報発表時		1 5 7
第 7 節	情報の伝達方法		1 5 8
第 1	伝達方法		1 5 8
第 2	関係機関等への伝達		1 5 8
第 3	緊急速報メールの運用		1 5 8

第1節 総則

第1 はじめに

災害時には、適切なタイミングで避難対象地域に高齢者等避難や避難指示（以下「避難情報」という。）を発令することが重要であり、避難情報の発令に関して、具体的な判断基準や対象地域の設定、及び伝達体制などをあらかじめ定めておくことが必要である。

内閣府は、迅速かつ的確な避難情報の判断及び伝達ができる指標として、平成17年3月に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を策定している。マニュアルは、東日本大震災をはじめ、大雨や土砂による大規模災害が発生するごとに改定されているが、この度、避難情報の改善に関する災害対策基本法の一部改正に伴い、令和3年5月に「避難情報に関するガイドライン」と名称が改められるとともに内容の改定に至っている。

本マニュアルは、同ガイドラインに基づき、災害時において適切に避難情報発令の判断ができるよう定めたものである。

なお、避難情報の発令基準は、できるだけ具体化し、客観的な指標を設定することが必要であるが、必ずしも数値化できないものがある。

本マニュアルは、実際の災害時における運用を通して、市民の避難行動等を含めて検証を重ね、より精度を高めていくとともに、具体的な発令基準を複数化する等の修正を適宜行うものとする。

また、避難情報の発令については、本マニュアルの発令基準に基づき、直近の気象情報や巡視等による現場の状況等を踏まえて、総合的に判断するものとする。

第2 本マニュアルにおいて対象とする災害等

本マニュアルは、次の災害等に伴う避難を扱うものとする。

- (1) 水害（河川の氾濫）
- (2) 土砂災害
- (3) 高潮災害
- (4) 南海トラフ地震臨時情報発表時の事前避難
- (5) 津波災害

第3 避難行動の考え方

1 避難行動の範囲

従来の避難行動は、避難情報の発令の際、小学校の体育館や公民館といった公設の避難所への避難という認識が一般的であったが、本マニュアル

では、次に掲げる行動は全て避難行動であると位置付ける。

(1) 立退き避難

危険な場所から災害の危険性がない公共施設や親戚・知人宅等の安全な場所へ移動すること。

ア 収容避難所や避難地等への移動

イ 安全な場所への移動（親戚や友人の家、近隣の高い建物等）

(2) 屋内安全確保

屋内に留まって安全を確保すること。

ア 自宅2階等への移動（垂直避難）

イ 現在いる建物内の安全な場所での待避

(3) 緊急安全確保

災害が発生・切迫し、収容避難所等への立退き避難を安全にできない可能性がある場合に命の危険から身の安全を可能な限り確保し、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動

2 避難情報と避難行動

本マニュアルでは、避難情報の発令時は、「立退き避難」を基本とする。

ただし、災害対策基本法（平成25年6月改正分）において、「屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。」という行動形態が追加されたが、屋外へ移動することが危険な場合や「屋内安全確保」も有効となる際は、その旨を併せて伝達する。また、災害対策基本法（令和3年5月改正分）において、「立退き避難」を行う必要がある者が、適切なタイミングで避難しなかった又は急激に災害が切迫する等して避難できなかったことにより、未だ危険な場所にいる居住者等に対し指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない可能性がある場合は「緊急安全確保」を指示することが追加されたため、警戒レベル5「緊急安全確保」発令時はその旨を伝達する。

第4 避難場所

立退き避難の指示等を行う場合は、次の避難場所を指定する。

(1) 避難地（指定緊急避難場所）

切迫した災害の危険から命を守るために一時的に緊急避難する場所

(2) 津波避難ビル（指定緊急避難場所）

津波から逃げ遅れた方が命を守るために一時的に緊急避難する場所

(3) 収容避難所（指定避難所）

災害により住宅を失った場合等に、一定期間避難生活をする場所。

ただし、災害に対する安全性が確保されているものは（1）の避難地

として取り扱う。

※災害対策基本法（抜粋）

- ・指定緊急避難場所（第49条の4）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに指定したもの

- ・指定避難所（第49条の7）

災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設

第5 避難情報の発令設定基準の基本的な考え方

避難情報は、対象とする災害の種別ごとに避難行動が必要な地域を示し発令する。

その際に、「立退き避難」、「屋内安全確保」、「緊急安全確保」のそれぞれの必要な避難行動をとることを伝達する。

ただし、避難情報の対象地域は、線引きの都合上、一定のまとまった範囲（地区・町・丁目単位）で発令する。

また、立退き避難が必要な区域や屋内安全確保の区域を示すのではなく、災害発生の可能性のある範囲全体に発令することから、住民に対しては、避難行動が必要な場所、立退き避難が必要な場所、屋内安全確保により危険回避できる場所をあらかじめ防災マップ等のハザードマップにより周知しておくものとする。

なお、避難情報の対象とする避難行動には、屋内安全確保及び緊急安全確保も含めることとしたが、避難情報の発令基準の設定は、避難のための準備や、移動に時間を要する立退き避難が必要な場合を想定して設定する。

避難情報の発令基準の設定時における留意事項

- (1) 被害のおそれがある場所の特定
- (2) 避難情報の対象とする区域
- (3) 避難情報を発令するタイミング

第6 避難情報の発令に関する関係機関の助言

災害対策基本法に基づき、避難情報の発令に際し、県等の関係行政機関に助言を求めることとする。

これらの機関は、管理する施設等のリアルタイムのデータを保有しており、地域における各種災害の専門的知見を有していることから、災害発生危険性が高まった場合などにおいて、助言を求めるよう留意する。

なお、これら機関からの助言については、重要な判断材料として取り扱うものとする。

また、民間の気象事業者等とも連携して気象情報を収集し、避難情報の発令を判断する際の参考とする。

1 本市が助言を求めることのできる対象機関

(1) 水害（河川の氾濫）

ア 一級河川（鈴鹿川）指定区間外の区間：国土交通省三重河川国道事務所等

イ 一級河川指定区間・二級河川：三重県県土整備部（鈴鹿建設事務所等）

(2) 土砂災害

ア 三重県県土整備部（鈴鹿建設事務所等）

イ 津地方気象台

(3) 津波・高潮

ア 国土交通省港湾事務所等（四日市港湾事務所等）

イ 三重県県土整備部（鈴鹿建設事務所等）

ウ 津地方気象台

(4) 気象、地震、津波

ア 津地方気象台等

2 その他の機関

(1) 気象、土砂災害、地震、津波

株式会社ウェザーニューズ（気象情報等提供業務委託先民間気象事業者）

第7 避難情報の特性

本マニュアルで対象とする避難情報の種類は、次の表のとおりとする。

表1：避難情報の種類

避難情報	発令時の状況	住民に求める行動
警戒レベル3 高齢者等避難	○避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、危険な場所から直ちに避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	○避難行動に時間を要する高齢者等の避難行動要支援者は、危険な場所から直ちに避難する ○上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を行う。地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の住民は、自主的に避難する。
警戒レベル4 避難指示	○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害の発生する危険性が著しく高いと判断された状況 ○堤防の隣接地等、地域の特性から災害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	○住民は、危険な場所から全員避難する
警戒レベル5 緊急安全確保	○災害が切迫している又は既に発生している状況 ○災害発生を確実に把握できるものではないため、必ず発令されるものではない。	○立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する等、命を守るための最善の行動をとる。

※1 避難行動要支援者とは、高齢者、障がい者、乳幼児等の特に配慮を要する方のうち災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの

※2 災害発生を確実に把握できるものではないため、必ず発令されるものではない

第8 特別警報発表時の対応

1 雨を要因とする特別警報

台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合で、大雨危険警報及び氾濫危険警報、土砂災害危険警報の基準をはるかに超える大雨に対して発表されるものであり、大雨特別警報及び氾濫特別警報、土砂災害特別警報発表時には、避難情報の判断は、河川の水位等、個別の発令基準に基づいて既に行っていることが想定される。

このため、特別警報発表時には、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、避難情報の対象地域の範囲が十分であるかどうか等の検討を行う。

特別警報が発表された場合は、次の対応をとるものとする。

- (1) 住民等に、特別警報が発表されたことに加え、既に避難情報が発令済みであること、又は、避難情報は発令されていないが災害発生の危険性が高まっていることについて、あらためて呼びかけを行う。
- (2) 状況に応じて、河川の浸水想定区域や土砂災害（特別）警戒区域にあって、避難情報を発令していない地域に対し、高齢者等避難を発令し、注意喚起を行う。
- (3) 避難情報の対象地域を拡大する必要がある場合は、当該地域に避難情報を発令する。
- (4) 特別警報発表時において、降雨量や河川の水位の状況等により、災害発生の危険性が著しく高まったと判断した場合は、避難指示を発令し、住民等に直ちに避難するよう呼びかける。
- (5) 特別警報の指標である気象庁土砂災害警戒判定メッシュ情報の1kmメッシュごとの予測降水量等が、本市域全域に広がる場合であっても、本マニュアル等に基づき、地域ごとの発生が予想される災害の種類や避難方法等を明示して避難情報を発令する。

2 台風等を要因とする特別警報

この特別警報は、「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が接近している段階で、今後、これまで経験したことのないような暴風、高潮、波浪、暴風雪が発生することが予想され、最大級の警戒を要することと呼びかけるものである。

この場合、台風等を要因とする暴風、高潮、波浪、暴風雪の特別警報が発表される可能性がある。

なお、この特別警報（暴風、高潮、波浪、暴風雪）が発表された場合は、その時点では、河川の水位や雨量のほか、土砂災害や高潮災害の危険度が避難情報の発令基準に達していない場合が多いと想定される。

このため、本マニュアルの水害（河川の氾濫）や土砂災害、高潮災害にお

いて、それぞれ設定した避難情報の発令基準を基本としつつも、今後、暴風等により避難が困難となることを想定し、河川の氾濫及び高潮の浸水想定区域や土砂災害（特別）警戒区域などの対象地域にあって、避難情報を発令していない地域に対し、早めの避難情報を発令できるよう、直近の気象情報や巡視等からの情報に基づき発令のタイミングを判断する。

第2節 水害（河川の氾濫）

第1 避難情報の対象とする水害

大雨による水害については、主に河川堤防の破壊や越流等により河川が氾濫する「外水氾濫」と、水路や道路側溝等から水が溢れることにより発生する「内水氾濫」に分けられ、本マニュアルでは、立退き避難が必要となる外水氾濫を対象とする。

ただし、中ノ川、堀切川の河川浸水想定区域については、河川氾濫に伴う水路等の内水氾濫の浸水も一部含まれているため、これらも含めた浸水想定区域を避難対象地域とする。

なお、各河川の浸水想定区域外における、極めて短い時間の局所的な大雨によって発生する準用河川や都市下水路等の氾濫及び内水氾濫については、避難情報の発令は困難であること、また、浸水深も浅い場合が多く、命を脅かす危険性が低いことから、立退き避難を必要とせず、住民等の自主的な判断に基づく屋内の2階等への避難である「屋内安全確保」を基本とするため、対象外とする。

ただし、過去の災害事例や各地域の特性を十分に踏まえ、当該河川等についても、必要に応じて、避難情報の発令基準を定めることとする。

第2 用語集（水害関係）

1 洪水予報河川

水防法の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大または相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川で、国土交通大臣は、気象庁長官と共同して水位や流量の予報を行う。

本市については、鈴鹿川及び鈴鹿川派川が国土交通大臣により指定されている。

2 水位周知河川

水防法の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川で、国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位をあらかじめ定めた氾濫危険水位に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。

本市においては、安楽川が国土交通大臣指定、中ノ川、堀切川、椋川の3河川が三重県知事により指定されている。

3 水防団待機水位

水防団が待機する目安となる水位であり、住民等に行動を求めるレベルで

はない。

4 氾濫注意水位

水防団待機水位を超える水位であり、洪水による災害の発生を警戒すべき水位として、水防団の出動の目安となる水位。

5 避難判断水位

高齢者等避難の発令基準の目安となる水位であり、住民等の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

避難所の開設や避難行動要支援者等の避難に要する時間等を考慮して設定する。

6 氾濫危険水位

避難指示の発令基準の目安となる水位であり、洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫が起きるおそれがある水位。

水位周知河川においては、洪水特別警戒水位（水防法第13条）に相当する。

7 氾濫発生水位

緊急安全確保の発令判断の目安となる水位であり、越水・溢水の可能性が高いと考えられる箇所において、計算上、氾濫開始する水位。

8 家屋倒壊等氾濫想定区域（洪水氾濫・河岸侵食）

家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域として、河川管理者（鈴鹿川・安楽川は国土交通省、中ノ川・堀切川・棕川は三重県）が設定した次の区域。

（1）家屋倒壊等氾濫想定区域（洪水氾濫）

現行の建築基準に適合した一般的な構造の木造家屋について、浸水深と流速から推算した倒壊等をもたらすような氾濫流が発生するおそれのある区域。

（2）家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）

過去の洪水規模別に発生した河岸侵食幅より、木造・非木造の家屋倒壊等をもたらすような洪水時の河岸侵食幅に属する区域。

第3 対象河川について

本マニュアルでは、外水氾濫による浸水想定区域が定められている次の市内主要河川を対象とする。

（1）洪水予報河川：鈴鹿川

（2）水位周知河川：安楽川・中ノ川・堀切川・棕川

なお、三重県が洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川の浸水想定区域図を公表しているが、水防法第13条の規定に基づく特別警戒水位等の設定

が行われていないため、今後、水位が設定された際に対象河川とし、避難情報の発令基準を設ける。

第4 避難情報の対象とする地域の設定等

1 対象地域

水害における避難情報の対象地域は、次の地域とし、対象地域のうち、人家が無い地域についても、不用意に河川に近づかないよう、避難情報により注意を促す。

(1) 鈴鹿川、安楽川

令和6年3月作成の鈴鹿市総合防災マップに記載された河川浸水想定区域

(2) 中ノ川、堀切川、棕川、金沢川・田古知川、芥川、浪瀬川、田中川、椎山川・蒲川、御幣川・鍋川、寺川、亀淵川、兎田川、源明川、八島川、釜屋川、内部川

三重県が発表した河川浸水想定区域

(3) 家屋倒壊等氾濫想定区域（洪水氾濫・河岸侵食）

家屋倒壊等氾濫想定区域（洪水氾濫・河岸侵食）の住民については、高齢者等避難が発令された段階で避難を開始するよう平常時から啓発する。

2 立退き避難が必要な事象

(1) 家屋倒壊等氾濫想定区域（洪水氾濫・河岸侵食）等、堤防から水が溢れたり（越流）、堤防が決壊したりした場合に、河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらすおそれがある場合

(2) 山間部等の川の流れの速いところで、河岸侵食や氾濫流により、家屋流失をもたらすおそれがある場合

(3) 氾濫した水の浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さを上回ることにより、屋内安全確保をとるのみでは命に危険が及ぶおそれがある場合

(4) 堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続くことが想定される場合（命の危険はないが、長期間の浸水家屋内の孤立が生じるため、立退き避難をする。）

第5 避難所の開設

水害時においては、避難所は身の安全の確保や退避場所とすることを目的に開設されるが、雨量及び各河川の水位状況や避難情報の対象地域の特徴などを考慮し、開設する避難所を決定することが求められる。

よって、水害時における避難所開設の優先度を設定し、「第7 各河川の避難情報の発令基準」に記載された開設避難所について、以下に掲げる事項を記載する。

(1) 1次開設：◎

災害対策本部設置時において当初に開設される自主避難所

※ 自主避難所：地区市民センター併設公民館20か所、
単独公民館3か所（神戸、愛宕、一ノ宮）、
小学校4か所（長太、箕田、白子、鼓ヶ浦）

(2) 2次開設：○

災害状況により開設される次のいずれかの条件を満たす収容避難所

ア 浸水想定区域外の収容避難所

イ 浸水想定区域にあつては、河川氾濫時の浸水深が0.5m未満の収容避難所

ウ 浸水想定区域にあつては、河川氾濫時の浸水深が0.5m以上3m未満の収容避難所で2階建て以上のもの（隣接する2階建て以上の収容避難所に直ちに垂直避難できる場合は、平屋建てでも可とする。）

※ 堤防の決壊時等で立退き避難が危険な場合は、より安全側となる施設2階への避難（屋内安全確保）とする。

第6 警戒水位の独自の発令基準の設定

1 鈴鹿川

(1) 旧氾濫危険水位

国土交通省が警戒水位の見直しを実施し、亀山及び高岡水位観測所の避難判断水位及び氾濫危険水位の変更（読み替え）が行われた平成28年度以前に、避難情報の発令基準としていた水位（旧氾濫危険水位：4.80m）を発令基準の一つとして取り扱うものとする。

(2) 天端高換算2時間程度のリードタイムの水位

国土交通省が亀山及び高岡水位観測所の避難判断水位及び氾濫危険水位の変更の考察を実施した過程で、過去の大雨時における1時間当たりの平均水位上昇量（0.46m）が算出されたことから、高岡水位観測所における堤防天端高換算で2時間程度のリードタイムとなる水位（5.37m）を発令基準の一つとして取り扱うものとする。

(3) 越流開始水位、越流開始前水位

国土交通省が算出した、市内の右岸及び左岸の堤防から最初に越流を開始する亀山及び高岡水位観測所の越流開始水位と過去の大雨時における1時間当たりの最大水位上昇量（0.63m）に基づき算出した、高岡水位観測所管内における堤防の越流開始1時間前、2時間前の水位を発令基準の一つとして取り扱うものとする。

なお、越流開始水位は、河川整備の状況に応じて見直しが行われる。

2 安楽川

(1) 越流開始水位、越流開始前水位

国土交通省が算出した、本市内の右岸の堤防から最初に越流を開始する川崎水位観測所の越流開始水位（2.63m）と過去の大雨時における1時間当たりの最大水位上昇量（0.82m）に基づき算出した、川崎水位観測所管内における堤防の越流開始30分前の水位（2.22m）を発令基準の一つとして取り扱うものとする。

3 中ノ川

(1) 旧氾濫危険水位

三重県が警戒水位の見直しを実施し、避難判断水位及び氾濫危険水位の変更（読み替え）が行われた平成27年度以前に、避難情報の発令基準としていた水位（市町参考水位：4.40m）を発令基準の一つとして取り扱うものとする。

(2) 越流開始水位、越流開始前水位

三重県が算出した、市内の左岸の堤防から最初に越流を開始する三宅水位観測所の越流開始水位（4.20m）と過去の大雨時における1時間当たりの最大水位上昇量（0.70m）に基づき算出した、三宅水位観測所管内における堤防の越流開始30分前の水位（3.85m）を発令基準の一つとして取り扱うものとする。

4 堀切川

(1) 旧氾濫危険水位

三重県が警戒水位の見直しを実施し、避難判断水位及び氾濫危険水位の変更（読み替え）が行われた平成27年度以前に、避難情報の発令基準としていた水位（市町参考水位：3.68m）を発令基準の一つとして取り扱うものとする。

(2) 越流開始水位

三重県が算出した、本市内の右岸及び左岸の堤防から最初に越流を開始する磯山水位観測所の越流開始水位（右岸 3.72m、左岸 3.5m）を発令基準の一つとして取り扱うものとする。

5 棕川

(1) 旧氾濫危険水位

三重県が警戒水位の見直しを実施し、避難判断水位及び氾濫危険水位の変更（読み替え）が行われた平成27年度以前に、避難情報の発令基準としていた水位（市町参考水位：2.19m）を発令基準の一つとして取り扱うものとする。

第7 各河川の避難情報の発令基準

対象河川毎の水位観測所において、以下の水位に達した場合等に避難情報の判断を行う。

なお、夜間に避難情報を発令する状況が予測される場合や、台風等の接近に伴い、避難行動が困難になると予想される場合は、早めの判断を行う。

1 鈴鹿川（指定洪水予報・水防警報河川）

（1）避難情報の発令基準となる水位観測所名

ア 亀山水位観測所（亀山市野村町海本）

イ 高岡水位観測所（鈴鹿市一ノ宮町）

（2）亀山及び高岡水位観測所水位設定

ア 亀山水位観測所（対象エリア：亀山水位監視エリア）

（ア）水防団待機水位：2.70m

（イ）氾濫注意水位：3.40m

（ウ）避難判断水位：3.40m

（エ）氾濫危険水位：4.40m

（オ）：4.80m（旧氾濫危険水位）

（カ）右岸（平野町）での氾濫開始相当水位：5.39m

（参考）pp

・左岸（和泉町）での氾濫発生水位：5.38m

※ 危機管理型水位計（鈴鹿川左岸 15.00 k m）の氾濫発生水位を亀山水位観測所の水位に換算した水位

・右岸（平野町）での氾濫発生水位：5.39m

※ 危機管理型水位計（鈴鹿川右岸 15.00 k m）の氾濫発生水位を亀山水位観測所の水位に換算した水位

・亀山水位観測所の1時間当たりの水位上昇量
（2006～2016年の最大値）：0.40m

イ 高岡水位観測所（対象エリア：第①～⑤エリア）

（ア）水防団待機水位：2.50m

（イ）氾濫注意水位：3.60m

（ウ）避難判断水位：3.60m

（エ）氾濫危険水位：4.40m

（オ）：4.80m 旧氾濫危険水位

（カ）：5.37m 天端高換算2時間程度のリードタイム
の水位

（キ）：5.60m 右岸（甲斐町）での越流開始2時間前
の水位

(ク) : 6.23m 右岸（甲斐町）での越流開始 1 時間前の水位

(参考)

- ・ 左岸（中富田町）での氾濫開始相当水位：6.77m

※ 通常水位計（鈴鹿川左岸 14.50 k m）の氾濫発生水位を高岡水位観測所の水位に換算した水位

- ・ 右岸（甲斐町）での氾濫開始相当水位：6.86m

※ 危機管理型水位計（鈴鹿川右岸 10.95 k m）の氾濫発生水位を高岡水位観測所の水位に換算した水位

- ・ 高岡水位観測所の 1 時間当たりの水位上昇量（2006～2016 年の最大値）：0.63m

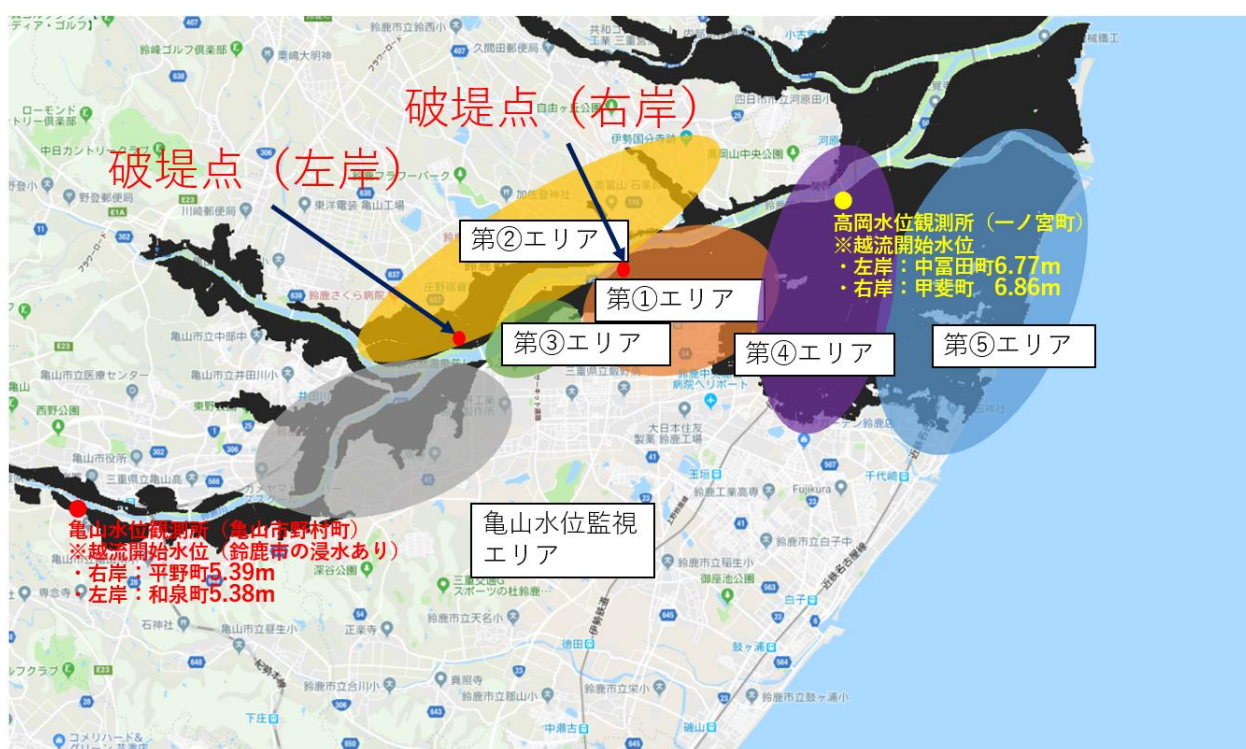


図 1 - 1 : 【鈴鹿川】エリア別避難情報対象地域

【亀山水位監視エリア】

亀山水位観測所の水位に基づき発令する避難情報

(1) 警戒レベル3（高齢者等避難）

避難判断水位（3.40m）を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき

(2) 警戒レベル4（避難指示）

氾濫危険水位（4.40m）を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき

(3) 警戒レベル5（緊急安全確保）

4.80mを超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき又は亀山水位
観測所管内で氾濫が発生したとき

判断方法：右岸（平野町）での氾濫発生水位（5.39m）を越えるとき

地 区	対象地域	避難所
国 府	八野町 ※1	国府小学校○ 国府公民館◎
	国府町	
	平野町	
井田川	和泉町	小田町公民館 ※2
	小田町	小田町野会館 ※2

※1 浸水区域内に人家は無いため通行及び立ち入り禁止を周知する。

※2 緊急避難所の開設に当たっては、災害対策本部井田川支部のほか、
自治会長等にも連絡を行う。



図1-2：【鈴鹿川】亀山水位監視エリア

【第①エリア（右岸）】

高岡水位観測所の水位に基づき発令する避難情報

（１）警戒レベル３（高齢者等避難）

避難判断水位（3.60m）を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき

（２）警戒レベル４（避難指示）

氾濫危険水位（4.40m）を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき

（３）警戒レベル５（緊急安全確保）

4.80mを超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき又は高岡水位観測所管内の右岸で氾濫が発生したとき

判断方法：国土交通省からの氾濫特別警報/氾濫発生情報（緊急速報メール）

地 区	対象地域	避難所
牧 田	甲斐町	牧田小学校○ 牧田公民館◎
	弓削町	
	岡田町	
河 曲	野辺町	河曲小学校○ ※
	野辺一丁目・二丁目	河曲公民館◎ ※
	竹野町	清和小学校○ 牧田小学校○
	竹野一丁目	牧田公民館◎

※ 災害状況により２階以上への垂直避難を行う。

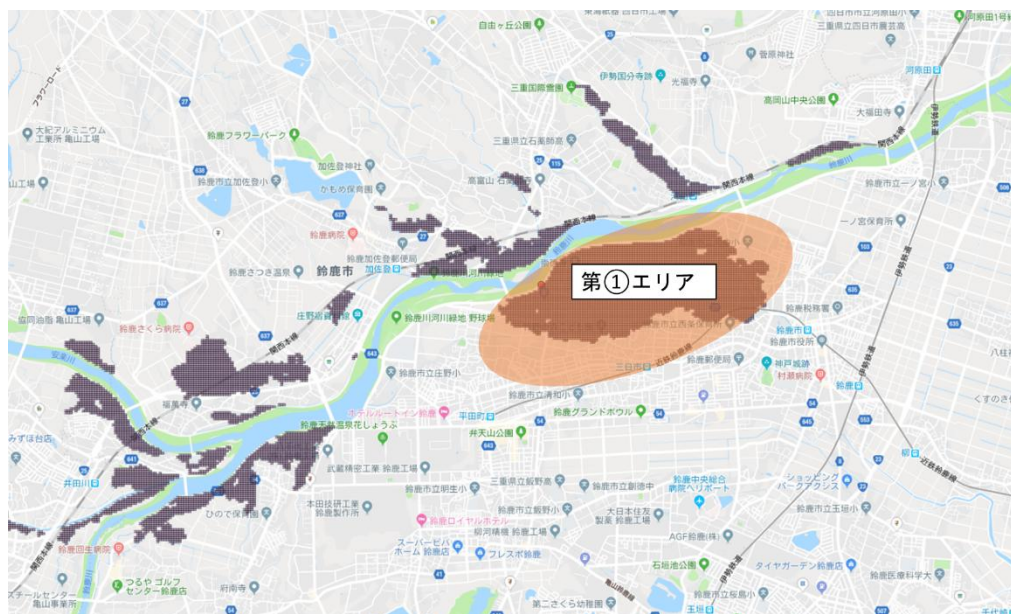


図１－３：【鈴鹿川】第①エリア

【第②エリア（左岸）及び第③エリア（右岸）】

高岡水位観測所の水位に基づき発令する避難情報

（１）警戒レベル３（高齢者等避難）

氾濫危険水位（4.40m）を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき

（２）警戒レベル４（避難指示）

4.80mを超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき

（３）警戒レベル５（緊急安全確保）

5.37mを超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき又は下記の状況の場合

第②エリア：高岡水位観測所管内の左岸で氾濫が発生したとき

第③エリア：高岡水位観測所管内の右岸で氾濫が発生したとき

判断方法：国土交通省からの氾濫特別警報/氾濫発生情報（緊急速報メール）

第②エリア（左岸）

地 区	対象地域	避難所
庄 野	庄野町（左岸側）	加佐登小学校○ 加佐登公民館◎
	汲川原町	
加佐登	加佐登町	
	加佐登一丁目	
	津賀町 ※１	
石薬師	上野町	石薬師小学校○ 石薬師公民館◎
	上田町	
	石薬師町	
河 曲	木田町	石薬師小学校○ 石薬師公民館◎
	山辺町	河曲小学校○ ※２ 河曲公民館◎ ※２
井田川	西富田町	加佐登小学校○
	中富田町	加佐登公民館◎

※１ 浸水区域内に人家は無いため通行及び立ち入り禁止を周知する。

※２ 災害状況により２階以上への垂直避難を行う。

第③エリア（右岸）

地 区	対象地域	避難所
庄 野	庄野東一丁目～三丁目 庄野町（右岸側）	牧田小学校○ 牧田公民館◎
牧 田	平田町	
	平田本町一丁目 弓削一丁目	

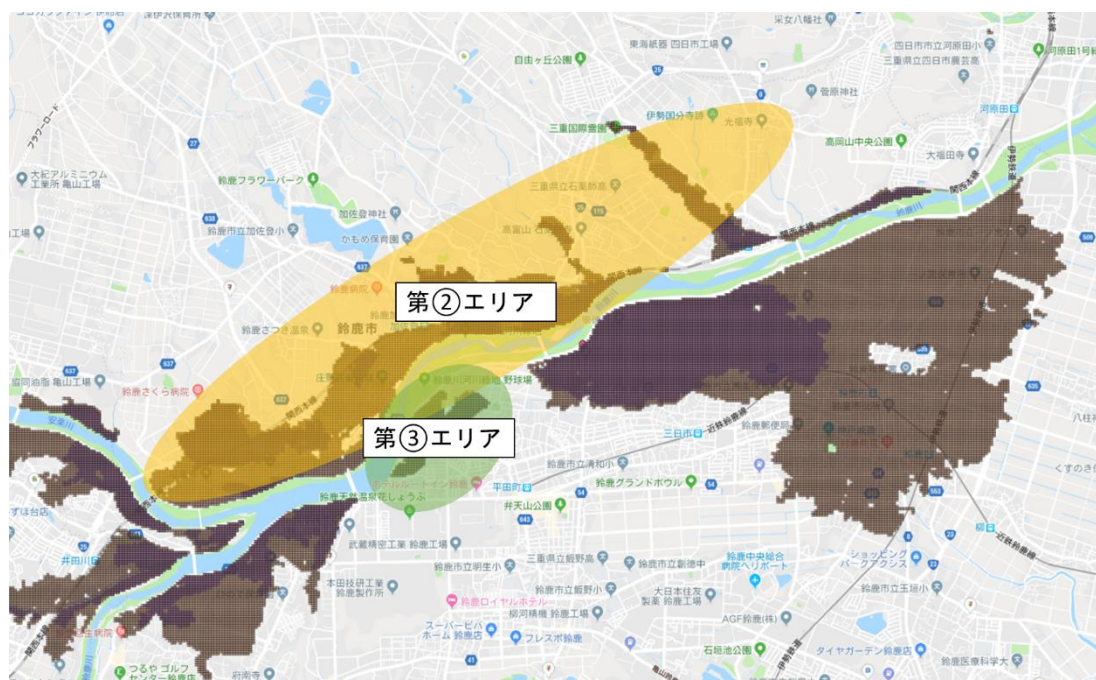


図 1－4：【鈴鹿川】 第②エリア及び第③エリア

【第④エリア（右岸）】

高岡水位観測所の水位に基づき発令する避難情報

（１）警戒レベル３（高齢者等避難）

4.80mを超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき

（２）警戒レベル４（避難指示）

水位が 5.37mを超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき

（３）警戒レベル５（緊急安全確保）

5.60mを超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき又は高岡水位観測所管内の右岸で氾濫が発生したとき

判断方法：国土交通省からの氾濫特別警報/氾濫発生情報（緊急速報メール）

地 区	対象地域	避難所
飯 野	西條町	清和小学校○ 飯野公民館◎
	西条一丁目・二丁目、四丁目	
	飯野寺家町	
	地子町	
	安塚町	
河 曲	河田町	河曲小学校○ ※ 1 河曲公民館◎ ※ 1 神戸公民館◎ ※ 1
	十宮町	
	十宮一丁目～四丁目	
	須賀町	
	須賀一丁目～三丁目	
一ノ宮	高岡町	一ノ宮小学校○ ※ 1 一ノ宮公民館◎ ※ 2
	高岡台一丁目	
	一ノ宮町	
玉 垣	矢橋町	玉垣小学校○ 玉垣公民館◎
	矢橋一丁目～三丁目	
	肥田町	
神 戸	神戸一丁目～九丁目	神戸公民館◎ ※ 1
	神戸本多町	河曲小学校○ ※ 1
	神戸地子町	河曲公民館◎ ※ 1
	神戸寺家町	清和小学校○

※ 1 災害状況により 2 階以上への垂直避難を行う。

※ 2 災害状況により一ノ宮小学校の 2 階以上への垂直避難を行う。

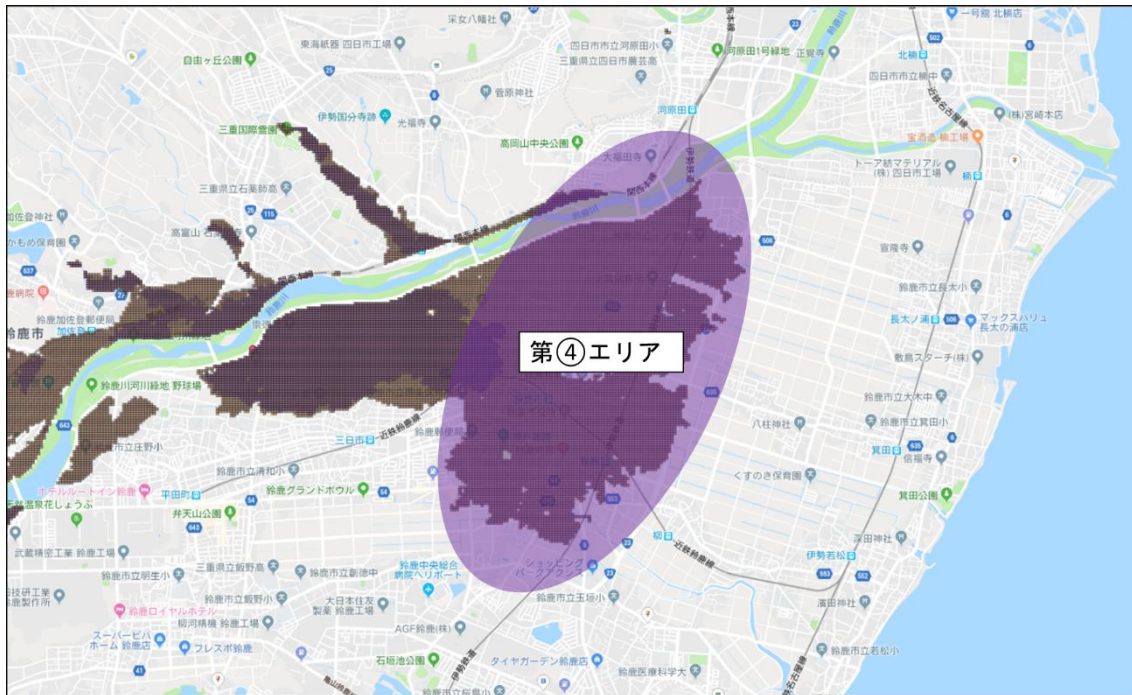


図 1－5：【鈴鹿川】第④エリア

【第⑤エリア（右岸）】

高岡水位観測所の水位に基づき発令する避難情報

（１）警戒レベル３（高齢者等避難）

5.37mを超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき

（２）警戒レベル４（避難指示）

5.60mを超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき

（３）警戒レベル５（緊急安全確保）

6.23mを超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき又は高岡水位観測所管内の右岸で氾濫が発生したとき

判断方法：国土交通省からの氾濫特別警報/氾濫発生情報（緊急速報メール）

地 区	対象地域	避難所
一ノ宮	池田町	一ノ宮小学校○ ※１ 一ノ宮公民館◎ ※２
	北長太町	一ノ宮小学校○ ※１ 一ノ宮公民館◎ ※２ 長太小学校◎ ※１
	南長太町	
	長太新町一丁目～四丁目	
	長太旭町一丁目～六丁目	
	長太栄町一丁目～五丁目	
箕 田	林崎町	箕田小学校◎ 箕田公民館◎
	林崎一丁目・二丁目	
	南林崎町	
	上箕田町	
	上箕田一丁目・二丁目	
	中箕田町	
	中箕田一丁目・二丁目	
	下箕田町	
	下箕田一丁目～四丁目	
	南堀江町	
	南堀江一丁目・二丁目	
	北堀江町	
	北堀江一丁目・二丁目	
玉 垣	柳町	玉垣小学校○

若 松	東玉垣町	玉垣公民館◎
	土師町	
	北玉垣町	
	北若松町	若松小学校○ 若松公民館◎
	若松北一丁目～三丁目	
	若松東二丁目・三丁目	
	若松西一丁目～六丁目	
	若松中二丁目	

※ 1 災害状況により 2 階以上への垂直避難を行う。

※ 2 災害状況により一ノ宮小学校の 2 階以上への垂直避難を行う。

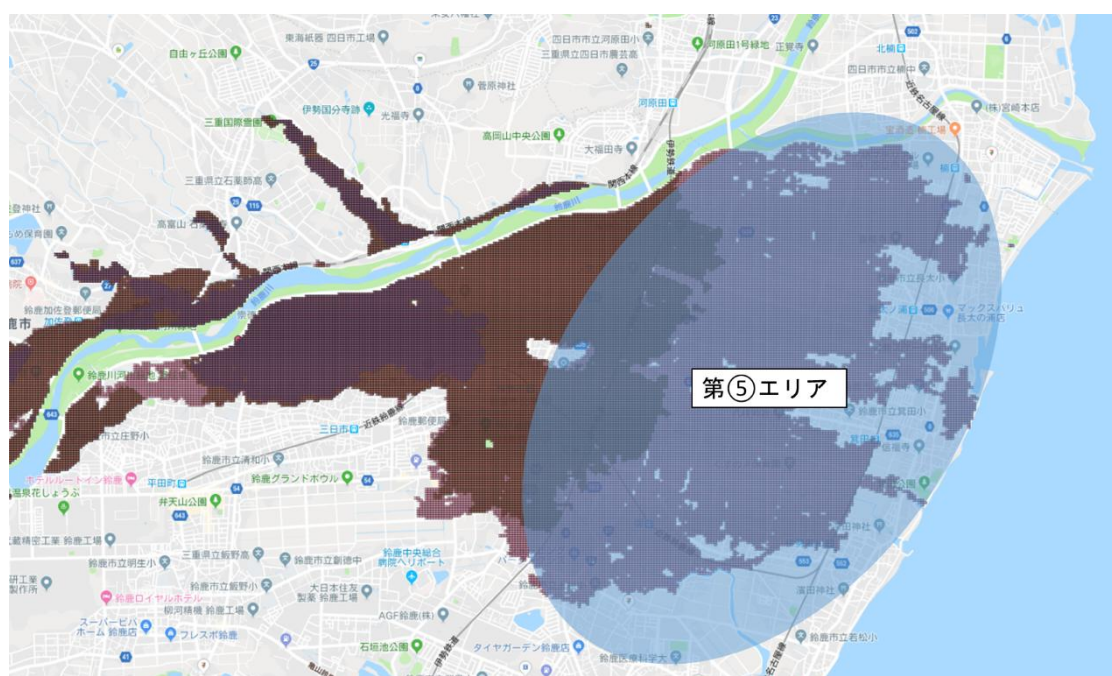


図 1 - 6 : 【鈴鹿川】 第⑤エリア

【鈴鹿川】避難情報早見表（亀山水位観測所）

水 位 (亀山)	避難情報（亀山水位監視エリア）		
	警戒レベル3 高齢者等避難	警戒レベル4 避難指示	警戒レベル5 緊急安全確保
避難判断水位 3.40m	○		
氾濫危険水位 4.40m		○	
氾濫発生水位 4.80m 又は氾濫が発生 したとき			○

【鈴鹿川】避難情報早見表（高岡水位観測所）

水 位 (高岡)	避難情報（①～⑤の数字は避難情報の対象エリア）		
	警戒レベル 3 高齢者等避難	警戒レベル 4 避難指示	警戒レベル 5 緊急安全確保
避難判断水位 3.60m	①		
氾濫危険水位 4.40m	②・③	①	
旧氾濫危険水位 4.80m	④	②・③	①
5.37m		④	②・③
5.60m		⑤	④
6.23m			⑤
高岡水位観測所 管内で氾濫が発生			①、②、③、④、⑤ ※氾濫発生場所が右 岸か左岸によって、発令 する地域が異なる。

2 安楽川（水位周知河川）

（１）避難情報の発令基準となる水位観測所名

川崎水位観測所（亀山市田村町）

（２）川崎水位観測所水位設定

ア 水防団待機水位：0.10m

イ 氾濫注意水位：0.50m

ウ 避難判断水位：1.00m

エ 氾濫危険水位：1.70m

オ：2.36m 右岸（小田町）での越流開始 30 分前の水位

（参考）

- ・ 右岸（小田町）での越流開始水位：2.77m
- ・ 左岸（西富田町）での越流開始水位：3.02m
- ・ 川崎水位観測所の 1 時間当たりの水位上昇量（2006～2016 年の最大値）
：0.82m



図 1－7：【安楽川】避難情報対象地域

(3) 川崎水位観測所の水位に基づき発令する避難情報

ア 警戒レベル3（高齢者等避難）

避難判断水位 1.00mを超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき

イ 警戒レベル4（避難指示）

氾濫危険水位 1.70mを超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき

ウ 警戒レベル5（緊急安全確保）

2.36mを超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき又は右岸で氾濫が発生したとき

判断方法：三重河川国道事務所からの氾濫発生情報（FAX）、現地確認情報、今後の水位の上昇の見込みを総合的に判断

地 区	対象地域	避難所
井田川	和泉町	小田町公民館 ※1
	小田町	小田町野会館 ※1
庄 野	庄野町	加佐登小学校○
	汲川原町	加佐登公民館◎
加佐登	加佐登町	加佐登小学校○ 加佐登公民館◎
	加佐登一丁目	
	津賀町 ※2	
石薬師	上野町	石薬師小学校○ 石薬師公民館◎
	上田町	
	石薬師町	
井田川	西富田町	加佐登小学校○
	中富田町	加佐登公民館◎

※1 緊急避難所の開設に当たっては、災害対策本部井田川支部のほか、自治会長等にも連絡を行う。

※2 浸水区域内に人家は無いため通行及び立ち入り禁止を周知する。

3 中ノ川（水位周知河川）

（１）避難情報の発令基準となる水位観測所名

三宅水位観測所（鈴鹿市三宅町別所地内）

（２）三宅水位観測所水位設定

ア 水防団待機水位：1.00m

イ 氾濫注意水位：2.20m

ウ 避難判断水位：3.00m

エ 氾濫危険水位：3.70m

オ：3.85m 左岸（五祝町 木鎌農橋付近）での越流開始
30 分前の水位

カ：4.20m 左岸（五祝町 木鎌農橋付近）での越流開
始水位

キ：4.40m 旧氾濫危険水位

（参考）

- ・右岸（徳田町 伊勢鉄道橋梁）での越流開始水位：3.40m
- ・左岸（五祝町 木鎌農橋）での越流開始水位：4.20m
- ・三宅水位観測所の1時間当たりの水位上昇量（1994～2004 年の最大値）
：0.70m

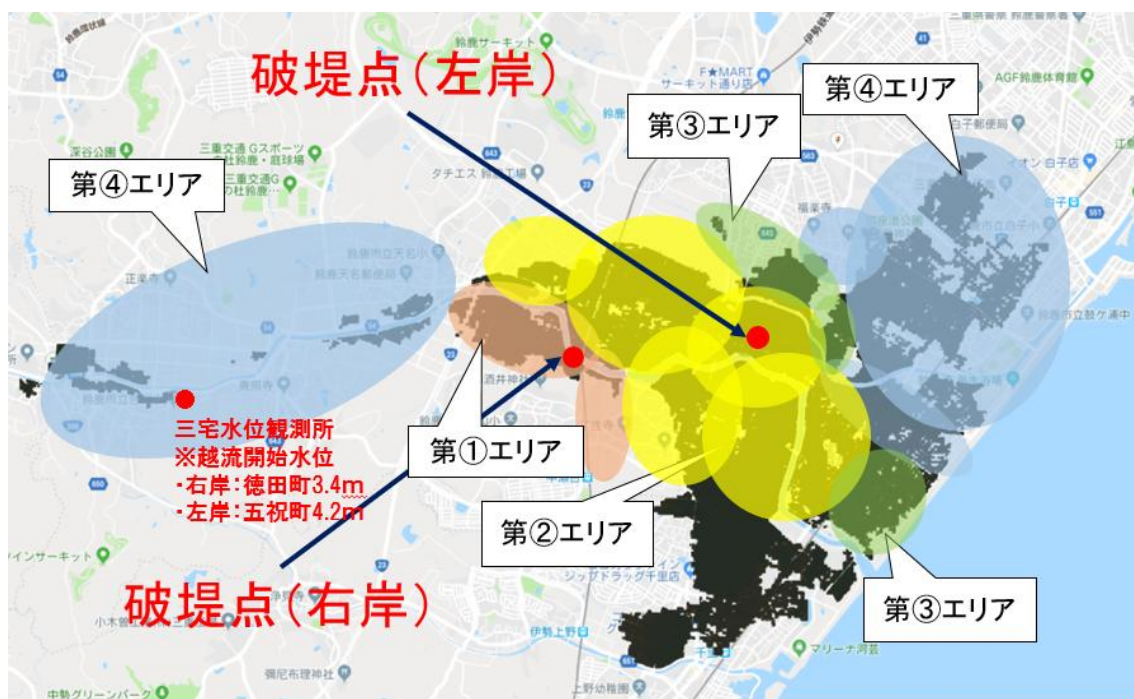


図1－8：【中ノ川】エリア別避難情報対象地域

【第①エリア（右岸）】

三宅水位観測所の水位に基づき発令する避難情報

（１）警戒レベル３（高齢者等避難）

氾濫注意水位（2.20m）を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき

（２）警戒レベル４（避難指示）

氾濫危険水位（3.70m）を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき

※ 浸水地域に人家がないため、警戒レベル５（緊急安全確保）は発令しない。

地 区	対象地域	避難所
栄	越知町 ※１	栄小学校○ ※２
	中瀬古町 ※１	栄公民館◎ ※２ 天栄小学校○

※１ 浸水区域内に人家は無いため通行及び立ち入り禁止を周知する。

※２ 災害状況により栄小学校の２階への垂直避難を行う。



図１－９：【中ノ川】第①エリア

【第②エリア（右岸、左岸）】

三宅水位観測所の水位に基づき発令する避難情報

（１）警戒レベル３（高齢者等避難）

氾濫危険水位（3.70m）を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき

（２）警戒レベル４（避難指示）

3.85mを超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき

（３）警戒レベル５（緊急安全確保）

4.20mを超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき又は左岸で氾濫が発生したとき

※ 左岸からの越流による浸水の発生が右岸からの越流より速いため
判断方法：鈴鹿建設事務所からの氾濫発生情報（FAX）、現地確認
情報、今後の水位の上昇の見込みを総合的に判断

地 区	対象地域	避難所
栄	秋永町	天栄小学校○ 栄小学校○ ※ 栄公民館◎ ※
	磯山町	
	五祝町	
	磯山一丁目・二丁目	
天名	徳田町	稲生公民館◎ 稲生小学校○ 天名公民館◎ 旧天名小学校○

※ 災害状況により栄小学校の２階以上への垂直避難を行う。

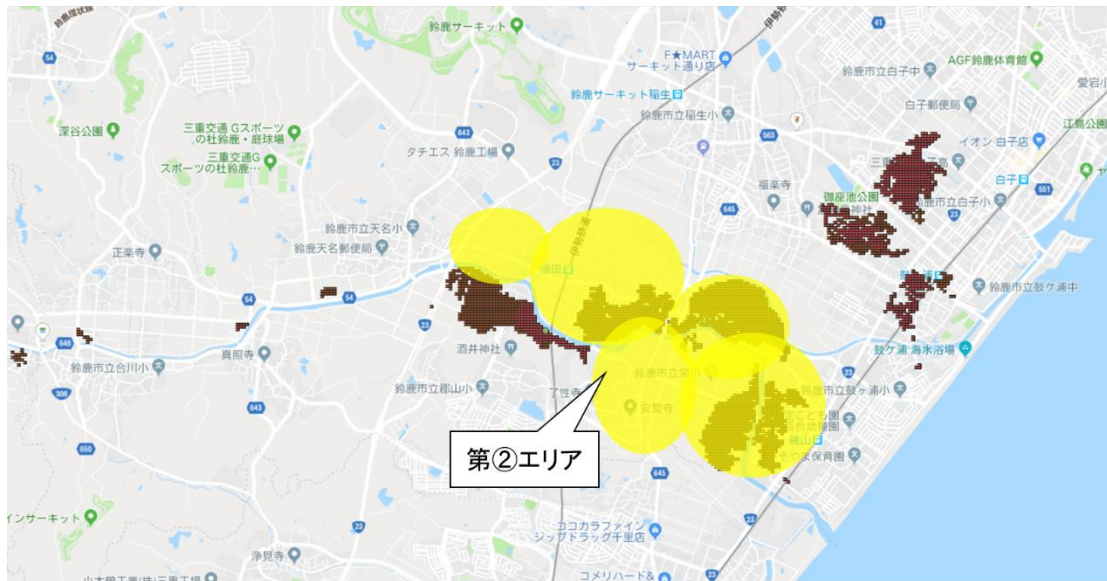


図 1－10：【中ノ川】第②エリア

【第③エリア（右岸、左岸）】

三宅水位観測所の水位に基づき発令する避難情報

（１）警戒レベル３（高齢者等避難）

3. 85mを超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき

（２）警戒レベル４（避難指示）

4. 20mを超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき

（３）警戒レベル５（緊急安全確保）

4. 40mを超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき又は左岸で氾濫が発生したとき

※ 左岸からの越流による浸水の発生が右岸からの越流より速いため

判断方法：鈴鹿建設事務所からの氾濫発生情報（FAX）、現地確認情報、今後の水位の上昇の見込みを総合的に判断

地 区	対象地域	避難所
稲生	稲生町	稲生小学校○ 稲生公民館◎
栄	東磯山一丁目・二丁目	鼓ヶ浦小学校◎ ※

※ 災害状況により２階以上への垂直避難を行う。



図１－１１：【中ノ川】第③エリア

【第④エリア（左岸）】

三宅水位観測所の水位に基づき発令する避難情報

（１）警戒レベル３（高齢者等避難）

4. 20mを超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき

（２）警戒レベル４（避難指示）

4. 40mを超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき

判断方法：鈴鹿建設事務所からの氾濫発生情報（FAX）、現地確認
情報、今後の水位の上昇の見込みを総合的に判断

※ 越流から本エリアへの浸水発生まで１２時間以上かかるため、
警戒レベル５（緊急安全確保）は発令しない。

地 区	対象地域	避難所
白 子	白子町	白子小学校◎ 稲生小学校○ 稲生公民館◎
	白子一丁目～四丁目	
	寺家町	
	寺家一丁目～八丁目	
稲 生	稲生こがね園	稲生小学校○
	稲生塩屋一丁目・二丁目	稲生公民館◎
栄	東磯山三丁目・四丁目	鼓ヶ浦小学校◎ ※
	磯山三丁目・四丁目	
天 名	御菌町	旧天名小学校○
合 川	三宅町	天名公民館◎
	徳居町	旧合川小学校○ 合川公民館◎

※ 災害状況により２階以上への垂直避難を行う。

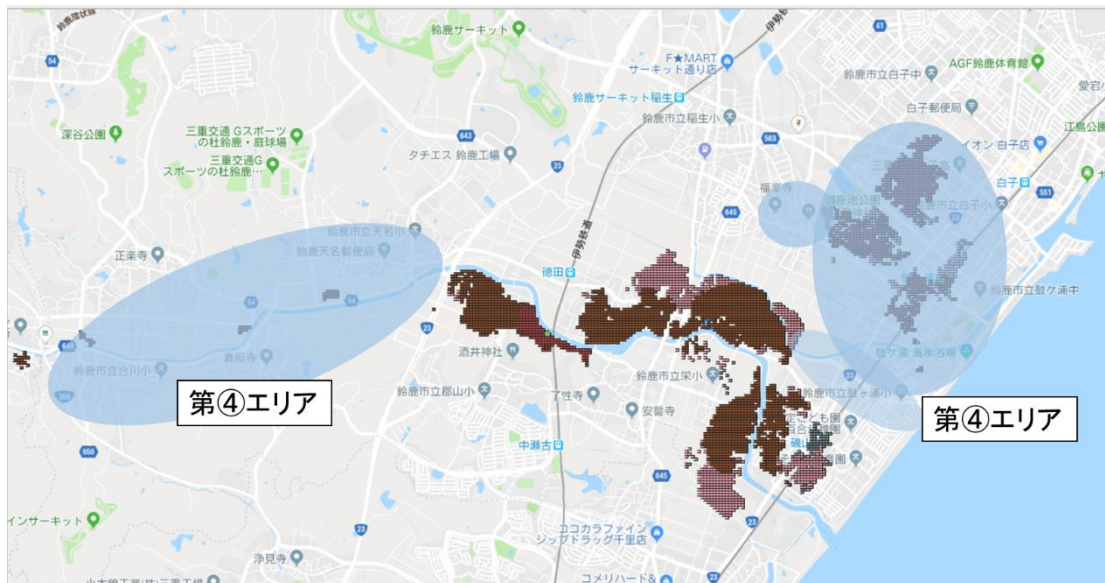


図 1 - 1 2 : 【中ノ川】 第④エリア

【想定最大規模の降雨が見込まれる場合に警戒レベル5を発令するエリア】
 警戒レベル5（緊急安全確保）
 大雨特別警報かつ高潮危険警報の発表中に氾濫が発生したとき

地 区	対象地域	避難所
白 子	白子駅前	白子小学校◎ ※ 愛宕公民館◎
	白子本町	
	江島本町	
	東江島町	
	中江島町	
	南江島町	
稲 生	稲生西一丁目	稲生小学校○ 稲生公民館◎
	稲生一丁目	
	稲生塩屋三丁目	
合 川	長法寺町	旧合川小学校○ 合川公民館◎

※ 災害状況により2階以上への垂直避難を行う。



図 1－13：【中ノ川】 想定最大規模の降雨が見込まれる場合に警戒レベル5を発令するエリア

【中ノ川】避難情報早見表

水 位	避難情報（①～④の数字は避難情報の対象エリア）		
	警戒レベル3 高齢者等避難	警戒レベル4 避難指示	警戒レベル5 緊急安全確保
氾濫注意水位 2.20m	①		
氾濫危険水位 3.70m	②	①	
3.85m	③	②	①
4.20m	④	③	②
4.40m		④	③
氾濫が発生			②、③
大雨特別警報か つ高潮危険警報 の発表中に氾濫 が発生			想定最大規模の 降雨による河川 浸水想定区域

4 堀切川（水位周知河川）

（１）避難情報の発令基準となる水位観測所名

礪山水位観測所（鈴鹿市礪山町字黒丸 2831 番地先）

（２）礪山水位観測所水位設定

ア 水防団待機水位：3.30m

イ 氾濫注意水位：3.30m

ウ 避難判断水位：3.30m

エ 氾濫危険水位：3.30m

オ：3.50m 左岸（寺家町 一本松橋付近）での越流開始水位

キ：3.72m 右岸（礪山町 一本松橋付近）での越流開始水位

（参考）

- ・礪山水位観測所の1時間あたりの水位上昇量（1994～2004年度の平均値）
：0.38m

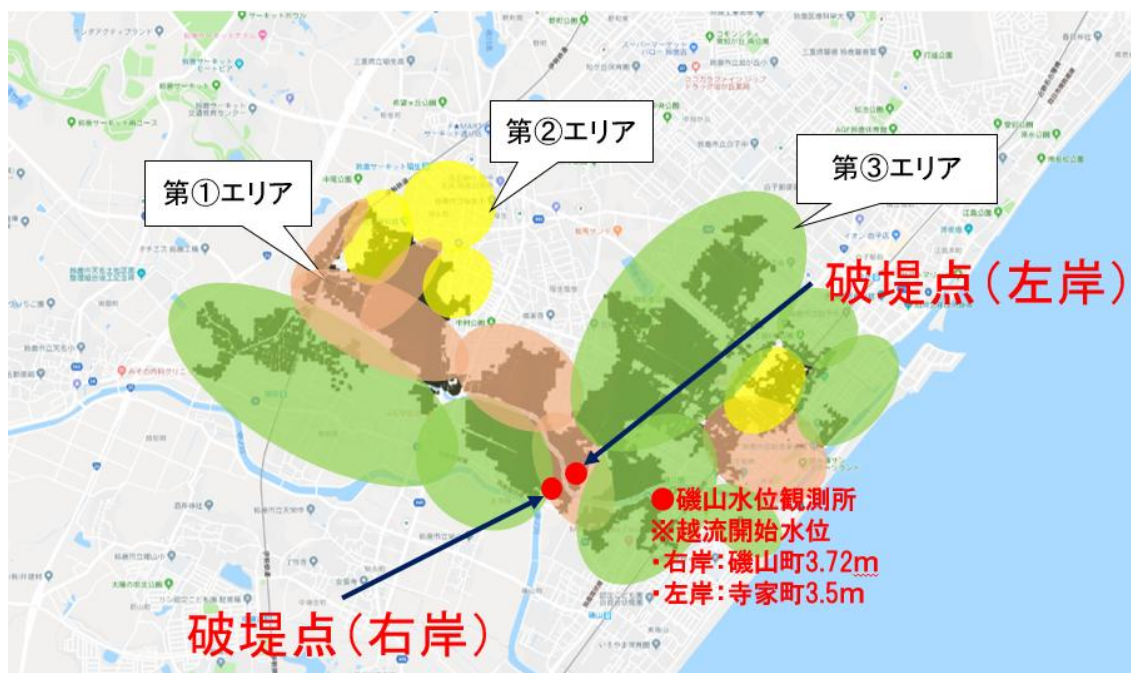


図 1 - 1 4：【堀切川】エリア別避難情報対象地域

【第①エリア（左岸）】

礪山水位観測所の水位に基づき発令する避難情報

（１）警戒レベル３（高齢者等避難）

満潮時刻頃に避難判断水位（3.30m）を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき

（２）警戒レベル４（避難指示）

干潮時刻頃に避難判断水位（3.30m）を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき

（３）警戒レベル５（緊急安全確保）

3.50mを超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき又は左岸で氾濫が発生したとき

判断方法：鈴鹿建設事務所からの氾濫発生情報（FAX）、現地確認情報、今後の水位及び潮位の上昇の見込み、堀切川排水機場の稼動状況を総合的に判断

地 区	対象地域	避難所
稲 生	稲生町	稲生小学校○ 稲生公民館◎
白 子	寺家三丁目・六丁目	白子小学校◎ 鼓ヶ浦小学校◎

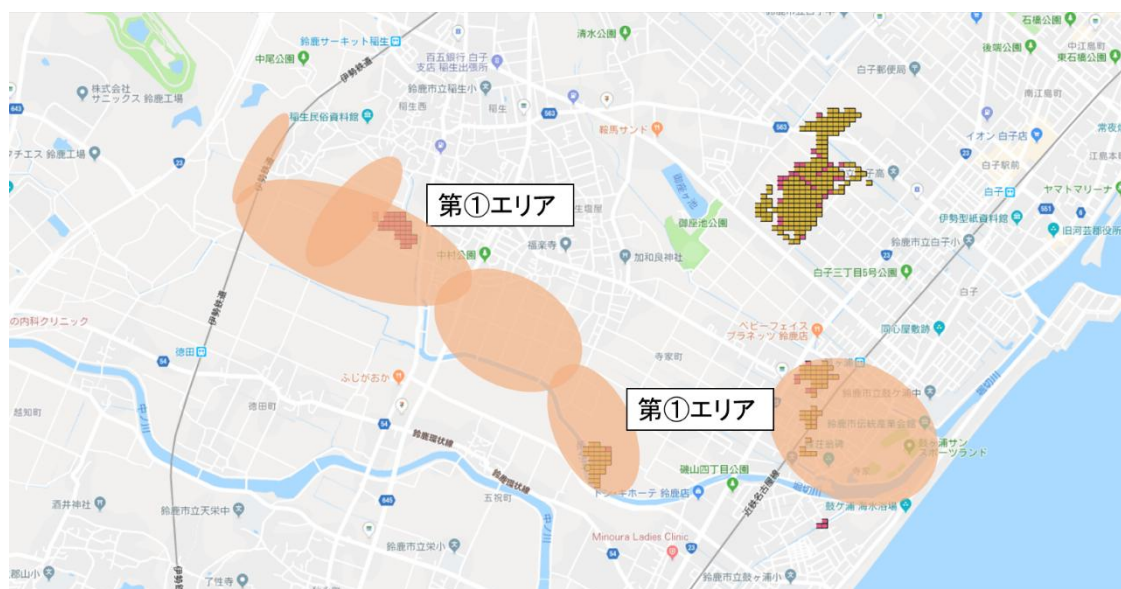


図 1－15：【堀切川】第①エリア

【第②エリア（左岸）】

磯山水位観測所の水位に基づき発令する避難情報

（１）警戒レベル３（高齢者等避難）

干潮時刻頃に避難判断水位（3.30m）を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき

（２）警戒レベル４（避難指示）

3.50mを超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき

（３）警戒レベル５（緊急安全確保）

3.72mを超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき又は左岸で氾濫が発生したとき

判断方法：鈴鹿建設事務所からの氾濫発生情報（FAX）、現地確認情報、今後の水位及び潮位の上昇の見込み、堀切川排水機場の稼動状況を総合的に判断

地 区	対象地域	避難所
稲 生	稲生西一丁目・二丁目	稲生小学校○
	稲生一丁目	稲生公民館◎
白 子	寺家五丁目	白子小学校◎ 鼓ヶ浦小学校◎

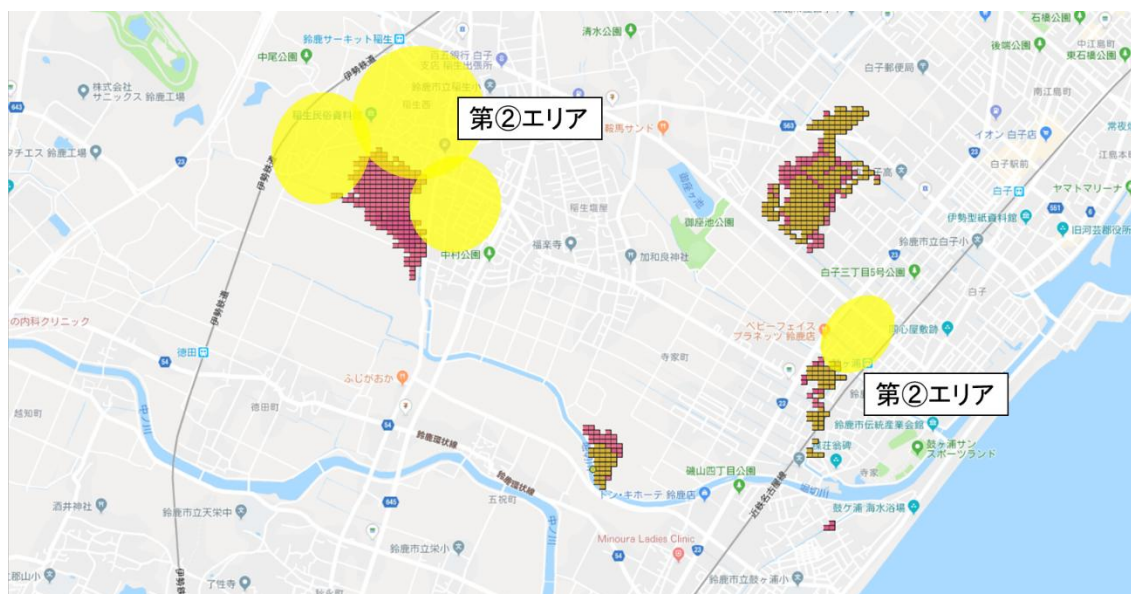


図 1－16：【堀切川】第②エリア

【第③エリア（右岸、左岸）】

磯山水位観測所の水位に基づき発令する避難情報

（１）警戒レベル３（高齢者等避難）

3.50mを超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき

（２）警戒レベル４（避難指示）

3.72mを超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき又は左岸で氾濫が発生したとき

判断方法：鈴鹿建設事務所からの氾濫発生情報（FAX）、現地確認情報、今後の水位及び潮位の上昇の見込み、堀切川排水機場の稼動状況を総合的に判断

※ 越流から本エリアへの浸水発生まで１２時間以上かかるため、警戒レベル５（緊急安全確保）は発令しない。

地 区	対象地域	避難所
稲 生	稲生塩屋一丁目・二丁目	稲生小学校○ 稲生公民館◎
白 子	白子町	白子小学校◎ 鼓ヶ浦小学校◎ 稲生小学校○ 稲生公民館◎
	白子一丁目～四丁目	
	寺家町	
	寺家一丁目・二丁目・四丁目・七丁目・八丁目	
栄	磯山町	鼓ヶ浦小学校◎ 栄小学校○ 栄公民館◎
	東磯山四丁目	
	磯山三丁目・四丁目	
	五祝町	
天 名	御菌町	栄小学校○ 栄公民館◎ 旧天名小学校○ 天名公民館◎
	徳田町	

【想定最大規模の降雨が見込まれる場合に警戒レベル5を発令するエリア】
 警戒レベル5（緊急安全確保）
 大雨特別警報かつ高潮危険警報の発表中に氾濫が発生したとき

地 区	対象地域	避難所
稲 生	稲生こがね園	稲生小学校○
	稲生二丁目	稲生公民館◎
白 子	江島本町	白子小学校◎ ※ 愛宕公民館◎
	南江島町	
	白子本町	
	白子駅前	
栄	東磯山一丁目・二丁目・三丁目	鼓ヶ浦小学校◎ ※
	磯山一丁目・二丁目	

※ 災害状況により2階以上への垂直避難を行う。

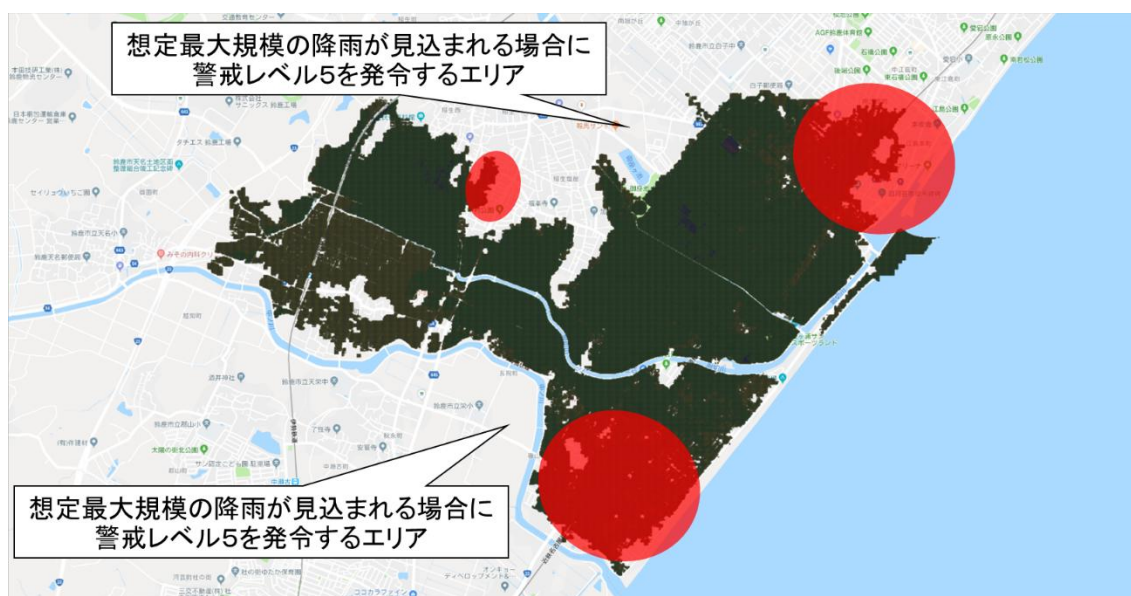


図1-18：【堀切川】 想定最大規模の降雨が見込まれる場合に警戒レベル5を発令するエリア

【掘切川】避難情報早見表

水 位	避難情報（①～③の数字は避難情報の対象エリア）		
	警戒レベル3 高齢者等避難	警戒レベル4 避難指示	警戒レベル5 緊急安全確保
避難判断水位 （満潮時刻 3.30m）	①		
干潮判断水位 （干潮時刻 3.30m）	②	①	
3.50m	③	②	①
3.72m		③	②
氾濫が発生			①、②
大雨特別警報 かつ高潮危険 警報の発表中 に氾濫が発生			想定最大規模の 降雨による河川 浸水想定区域

5 棕川（水位周知河川）

（1）避難情報の発令基準となる水位観測所名

川合水位観測所（亀山市川合町）

（2）川合水位観測所水位設定

ア 水防団待機水位：1.07m

イ 氾濫注意水位：1.34m

ウ 避難判断水位：1.34m

エ 氾濫危険水位：1.61m

オ：2.19m 旧氾濫危険水位

（3）水位観測所の水位に基づき発令する避難情報

ア 警戒レベル3（高齢者等避難）

避難判断水位（1.34m）を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき

イ 警戒レベル4（避難指示）

氾濫危険水位（1.61m）を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき

ウ 警戒レベル5（緊急安全確保）

2.19mを超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき又は氾濫が発生し

たとき

判断方法：鈴鹿建設事務所からの氾濫発生情報（FAX）、現地確認
情報、今後の水位の上昇の見込みを総合的に判断

地 区	対象地域	避難所
井田川	小田町	小田町公民館（緊急避難所）

※ 緊急避難所の開設に当たっては、災害対策本部井田川支部のほか、
自治会長等にも連絡を行う。



図 1 - 1 9 : 【椋川】避難情報対象地域

【想定最大規模の降雨が見込まれる場合に警戒レベル5を発令するエリア】
警戒レベル5（緊急安全確保）

大雨特別警報かつ高潮危険警報の発表中に氾濫が発生したとき

地 区	対象地域	避難所
井田川	小田町	小田町公民館（緊急避難所）

※ 緊急避難所の開設に当たっては、災害対策本部井田川支部のほか、自治会長等にも連絡を行う。

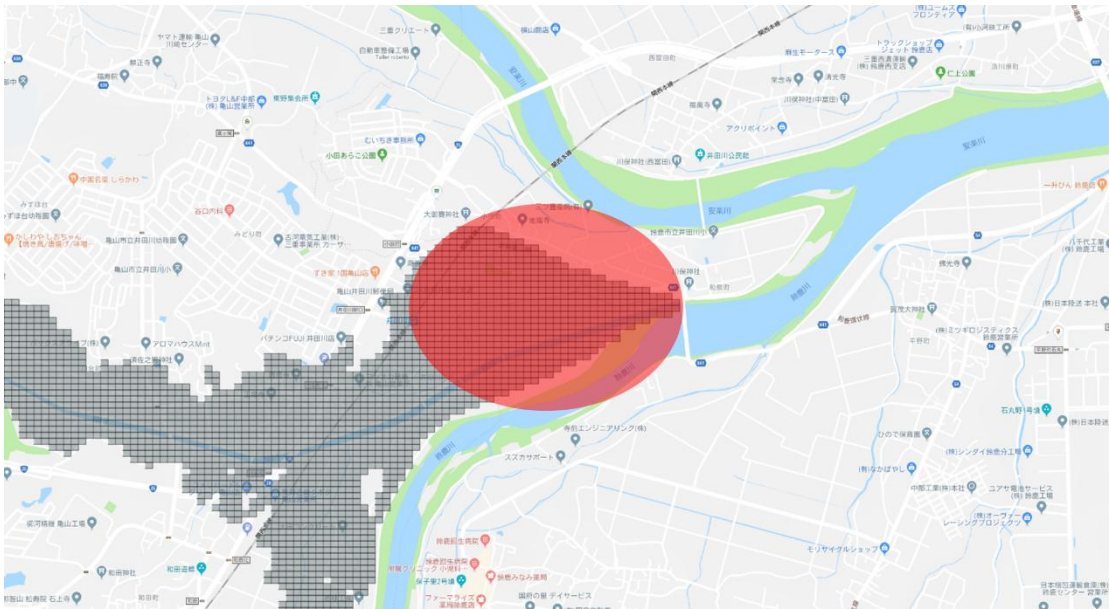


図 1－20：【棕川】 想定最大規模の降雨が見込まれる場合に警戒レベル5を発令するエリア

6 金沢川・田古知川、芥川、浪瀬川、田中川、椎山川・蒲川、御幣川・鍋川、寺川、亀淵川・兎田川、源明川、八島川、釜屋川、内部川

(1) 避難情報の発令基準

三重県が洪水予報河川及び水位周知河川以外の浸水想定区域を公表しているが、水防法第13条の規定に基づく特別警戒水位等の設定が行われていないため、今後、水位が設定された際に避難情報の発令基準を設ける。

それまでの暫定措置として、危機管理型水位計や現地確認情報、今後の水位の上昇の見込みのほか、河川管理者等の助言も踏まえ、命を脅かす危険性が高いと総合的に判断した場合は、対象地域に対し、避難情報を発令する。ただし、椎山川・蒲川、御幣川・鍋川、寺川、亀淵川・兎田川、源明川、八島川、釜屋川については危機管理型水位計の設置がないため、特に注意が必要である。

(2) 対象地域

三重県が公表した、金沢川・田古知川、芥川、浪瀬川、田中川、椎山川・蒲川、御幣川・鍋川、寺川、亀淵川・兎田川、源明川、八島川、釜屋川、内部川の浸水想定区域（計画規模の降雨）を対象地域とし、避難情報を発令する。

なお、大雨特別警報かつ高潮危険警報の発表中に、氾濫が発生した場合は、浸水想定区域（想定最大規模の降雨）を対象地域とし、警戒レベル5（緊急安全確保）を発令する。

なお、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月内閣府）に基づき、浸水想定区域のうち、最大浸水深さが床下浸水以下（浸水深さ0.5m未満）と想定される地域については、対象地域から除く。

【金沢川・田古知川浸水想定区域（計画規模の降雨）】

地 区	対象地域	避難所
玉垣	肥田町	玉垣小学校○
	柳町 ※	玉垣公民館◎
	岸岡町	愛宕小学校○
	北玉垣町	愛宕公民館◎
若松	南若松町 ※	(右岸) 愛宕小学校○ 愛宕公民館◎ (左岸) 若松小学校○ 若松公民館◎
	若松中一丁目	若松小学校○
	若松東一丁目	若松公民館◎
神戸	神戸三丁目	神戸公民館◎
	神戸地子町	

※ 浸水区域内に人家は無いため通行及び立ち入り禁止を周知する。

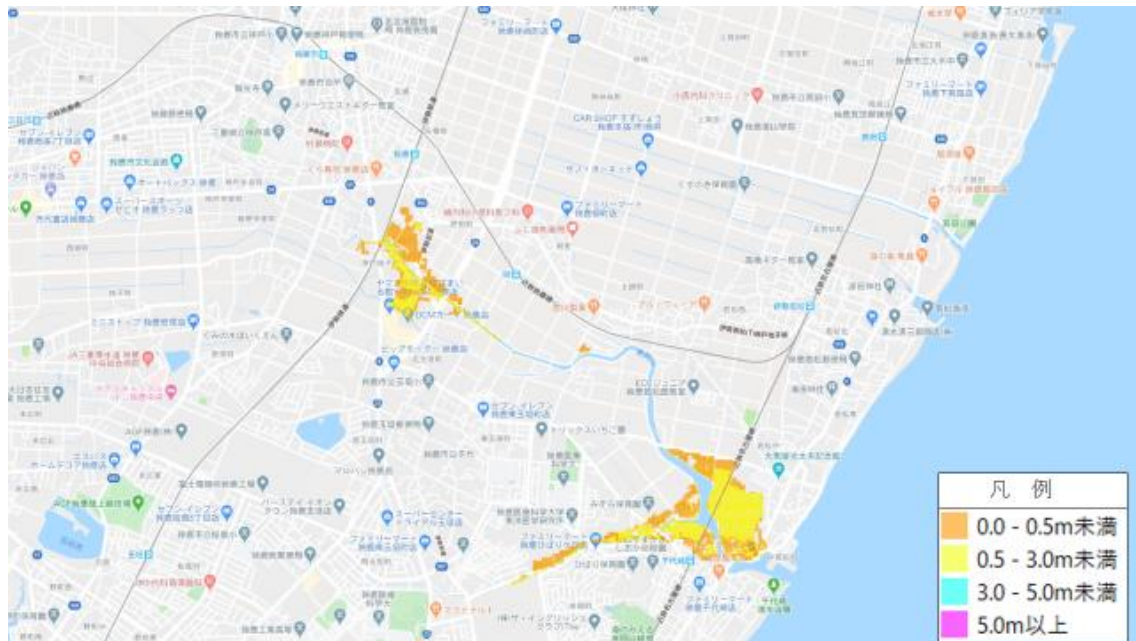


図 1 - 2 1 : 【金沢川・田古知川浸水想定区域（計画規模の降雨）】

【金沢川・田古知川浸水想定区域（想定最大規模の降雨）】

地 区	対象地域	避難所
飯野	飯野寺家町	飯野公民館◎
	安塚町	
箕田	南林崎町	箕田小学校◎
	上箕田町	
	中箕田町 ※	
	下箕田町	
	下箕田一・二・三丁目	
玉垣	肥田町	玉垣小学校○ 玉垣公民館◎ 愛宕小学校○ 愛宕公民館◎ 神戸公民館◎
	柳町	
	岸岡町 ※	
	東玉垣町	
	土師町	
	北玉垣町	
	矢橋町	
	矢橋一丁目	
若松	若松全域	（右岸）愛宕小学校○ 愛宕公民館◎ （左岸）若松小学校○ 若松公民館◎
神戸	神戸三丁目	神戸公民館◎
	神戸地子町	

※ 浸水区域内に人家は無いため通行及び立ち入り禁止を周知する。

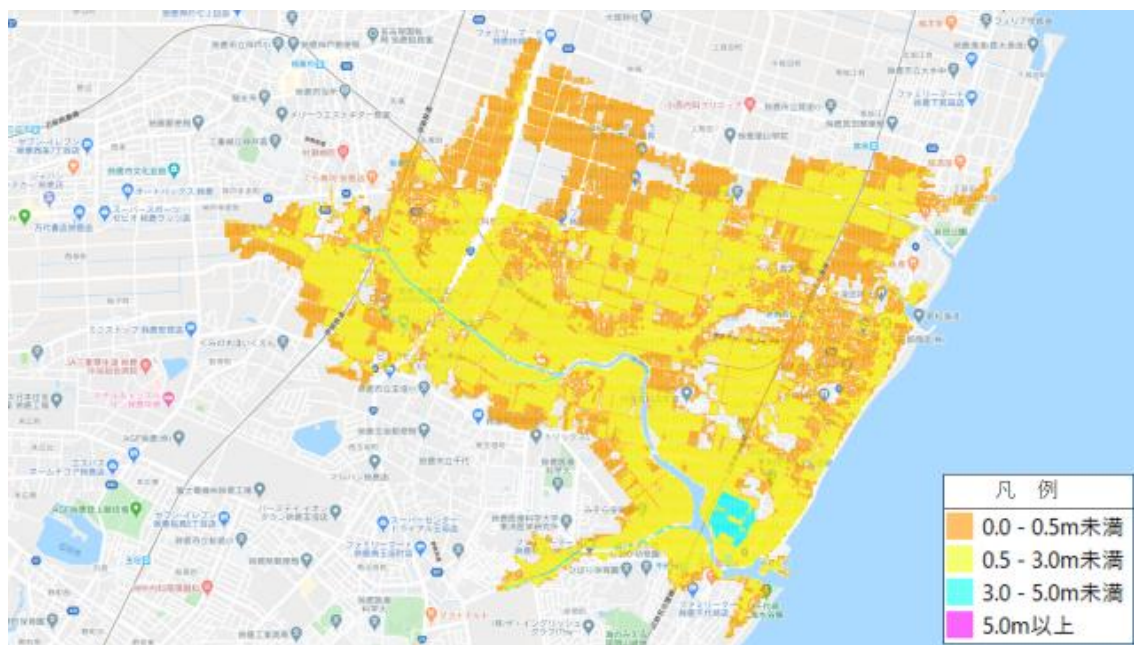


図 1 - 2 2 : 【金沢川・田古知川浸水想定区域（想定最大規模の降雨）】

【芥川浸水想定区域（計画規模の降雨）】

地 区	対象地域	避難所
庄野	庄野町	加佐登公民館◎
	汲川原町	加佐登小学校○
加佐登	加佐登町	加佐登公民館◎ 加佐登小学校○
	広瀬町	
	高塚町	
	津賀町 ※	
井田川	西富田町 ※	加佐登公民館◎
	中富田町	加佐登小学校○
深伊沢	深溝町	深伊沢公民館◎
	三畑町	
鈴峰	伊船町	鈴峰公民館◎ 深伊沢小学校○
庄内	東庄内町	庄内公民館◎

※ 浸水区域内に人家は無いため通行及び立ち入り禁止を周知する。

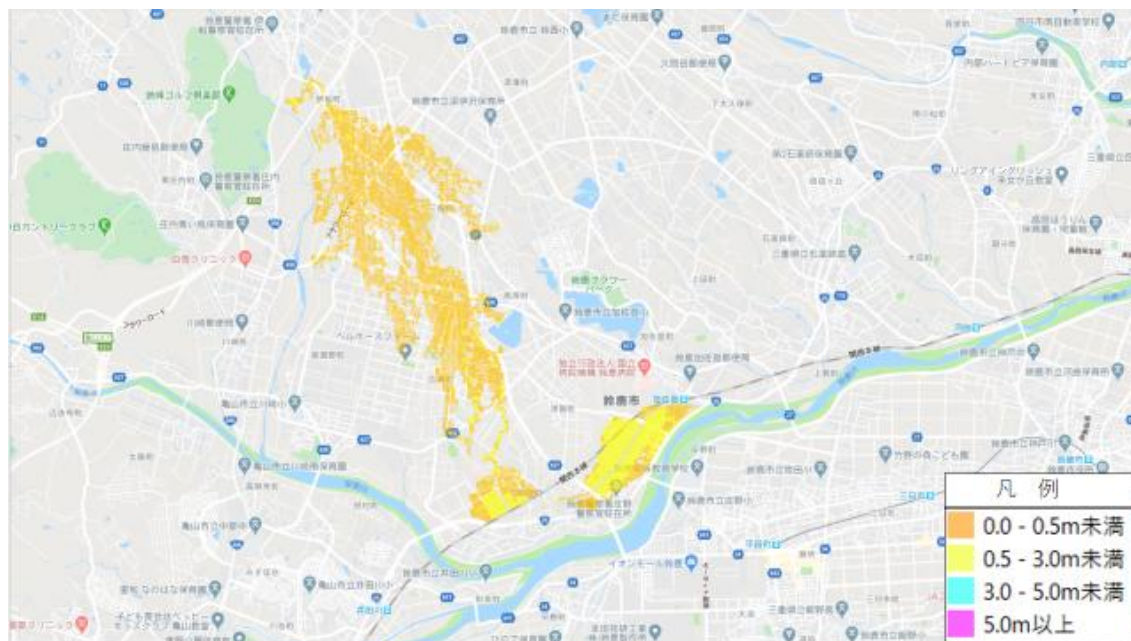


図 1 - 2 3 : 【芥川浸水想定区域（計画規模の降雨）】

【芥川浸水想定区域（想定最大規模の降雨）】

地 区	対象地域	避難所
庄野	庄野町	加佐登公民館◎
	汲川原町	加佐登小学校○
加佐登	加佐登一丁目	加佐登公民館◎ 加佐登小学校○
	加佐登町	
	広瀬町	
	高塚町	
	津賀町	
石薬師	石薬師町 ※	石薬師公民館
	上野町	
	上田町	
井田川	西富田町	加佐登公民館◎
	中富田町	加佐登小学校○
深伊沢	深溝町	深伊沢公民館◎
	三畑町	
鈴峰	伊船町	鈴峰公民館◎ 深伊沢小学校○
庄内	東庄内町	庄内公民館◎

※ 浸水区域内に人家は無いため通行及び立ち入り禁止を周知する。

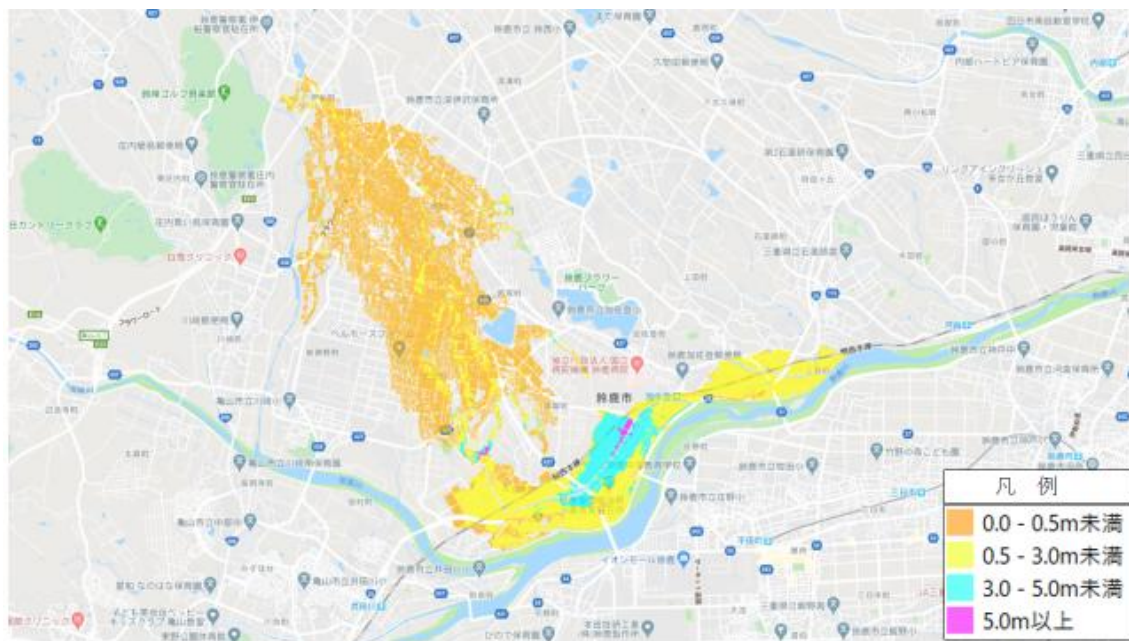


図 1 - 2 4 : 【芥川浸水想定区域（想定最大規模の降雨）】

【浪瀬川浸水想定区域（計画規模の降雨）】

地 区	対象地域	避難所
石薬師	石薬師町※	石薬師公民館◎
	自由ヶ丘四丁目	
河曲	木田町	河曲公民館◎
	山辺町※	石薬師公民館◎
久間田	下大久保町	久間田公民館◎
	花川町	

※ 浸水区域内に人家は無いため通行及び立ち入り禁止を周知する。



図 1 - 2 5 : 【浪瀬川浸水想定区域（計画規模の降雨）】

【浪瀬川浸水想定区域（想定最大規模の降雨）】

地 区	対象地域	避難所
石薬師	石薬師町	石薬師公民館◎
	自由ヶ丘三丁目	
	自由ヶ丘四丁目	
河曲	木田町	河曲公民館◎
	山辺町	石薬師公民館◎
久間田	下大久保町	久間田公民館◎
	花川町	



図 1 - 2 6 : 【浪瀬川浸水想定区域（想定最大規模の降雨）】

【田中川浸水想定区域（想定最大規模の降雨）】

地 区	対象地域	避難所
栄	秋永町	栄公民館◎
	五祝町	
	磯山町	
合川	徳居町※	合川公民館◎
	三宅町※	

※浸水区域内に人家は無いため通行及び立入禁止を周知する。

※田中川については、計画規模の降雨では浸水想定区域に人家がないため、周知は行わない。

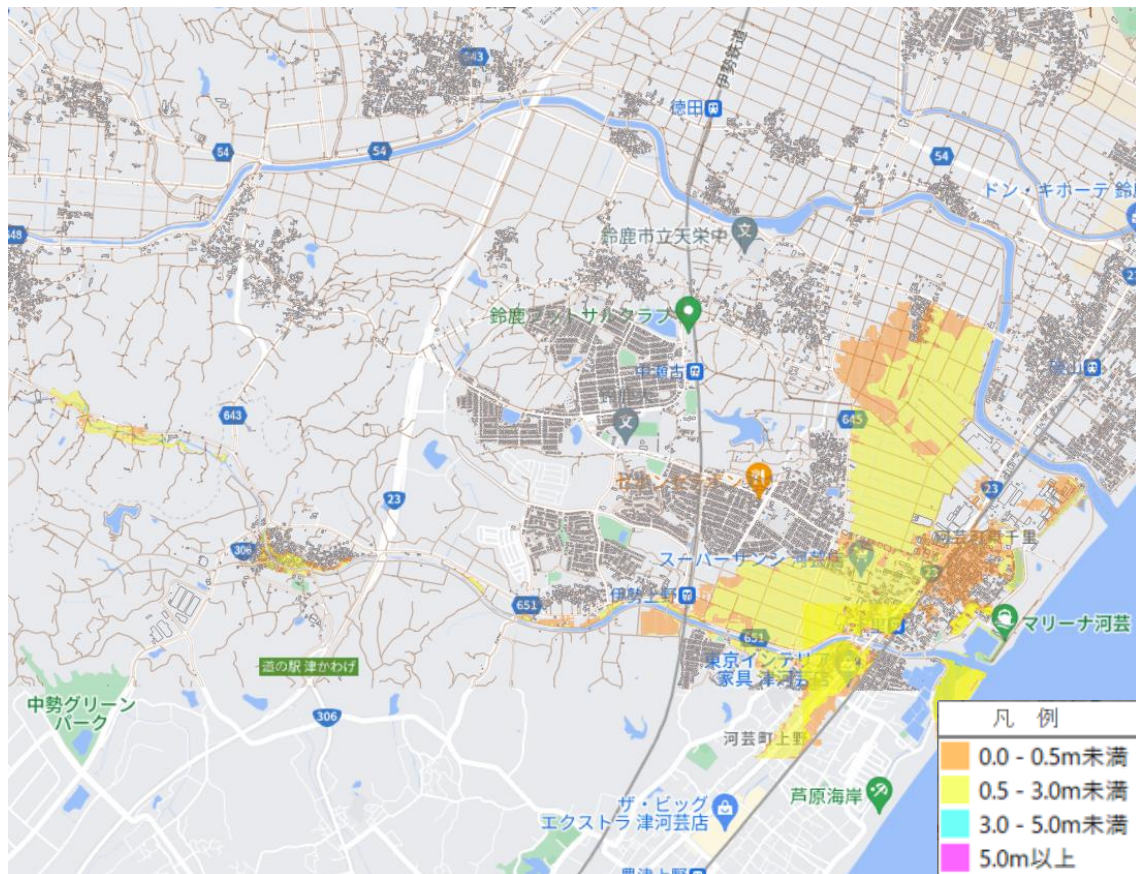


図 1－27：【田中川浸水想定区域（想定最大規模の降雨）】

【椎山川・蒲川浸水想定区域（計画規模の降雨）】

地 区	対象地域	避難所
加佐登	加佐登一丁目	加佐登公民館◎
	加佐登町	
	高塚町	
石薬師	石薬師町	石薬師公民館◎
	上野町	
	上田町※	

※浸水区域内に人家は無いため通行及び立入禁止を周知する。

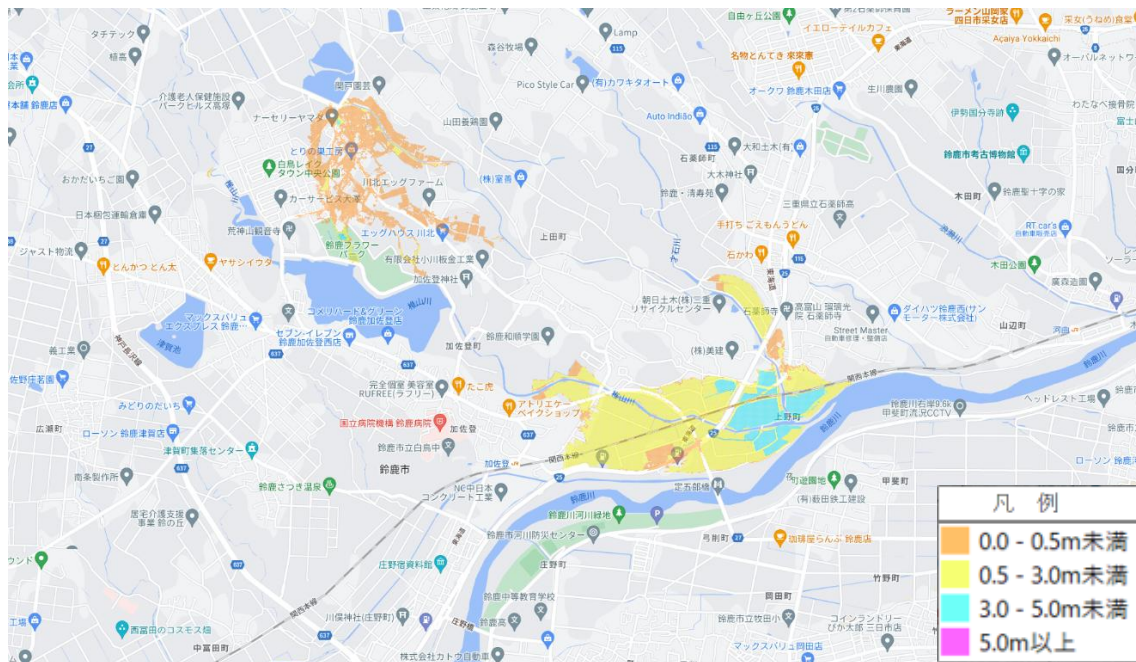


図 1 - 2 8 : 【椎山川・蒲川浸水想定区域（計画規模の降雨）】

【椎山川・蒲川浸水想定区域（想定最大規模の降雨）】

地 区	対象地域	避難所
加佐登	加佐登一丁目	加佐登公民館◎
	加佐登町	
	高塚町	
石薬師	石薬師町	石薬師公民館◎
	上野町	
	上田町※	
深伊沢	深溝町	深伊沢公民館◎

※浸水区域内に人家は無いため通行及び立入禁止を周知する。

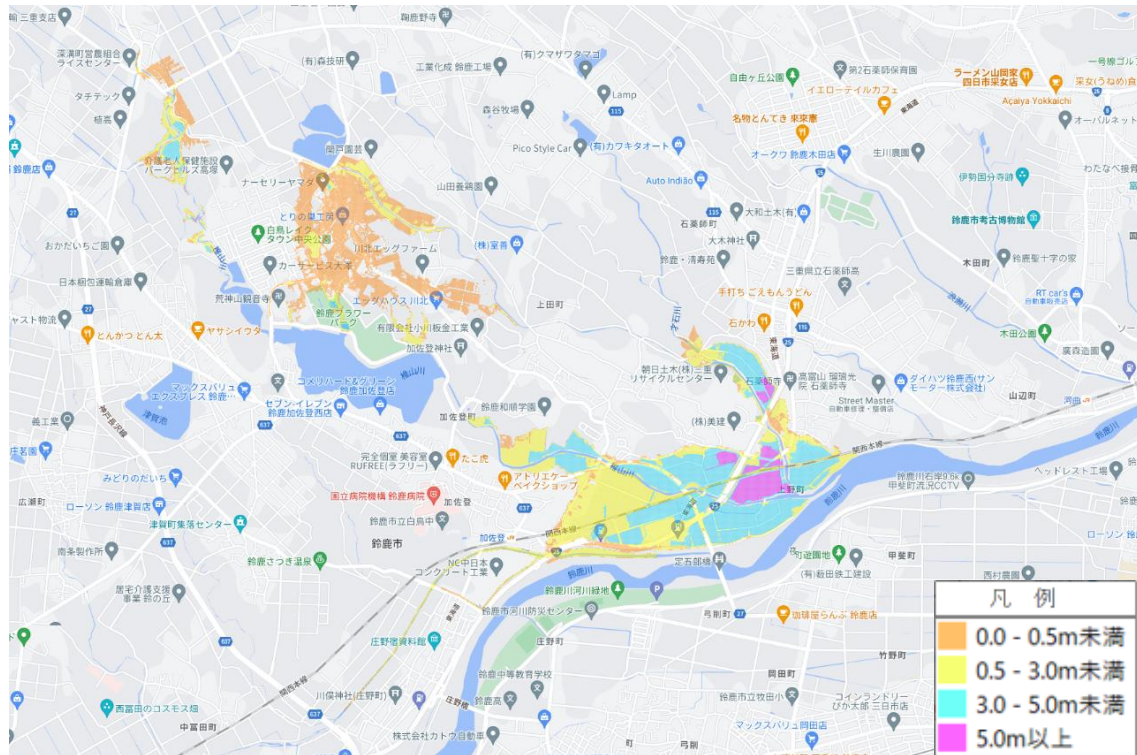


図 1 - 2 9 : 【椎山川・蒲川浸水想定区域（想定最大規模の降雨）】

【御幣川・鍋川浸水想定区域（計画規模の降雨）】

地 区	対象地域	避難所
椿	山本町	椿公民館◎
鈴峰	伊船町	鈴峰公民館◎
	長澤町	
	小社町	
	小岐須町※	
庄内	東庄内町※	庄内公民館◎

※浸水区域内に人家は無いため通行及び立入禁止を周知する。

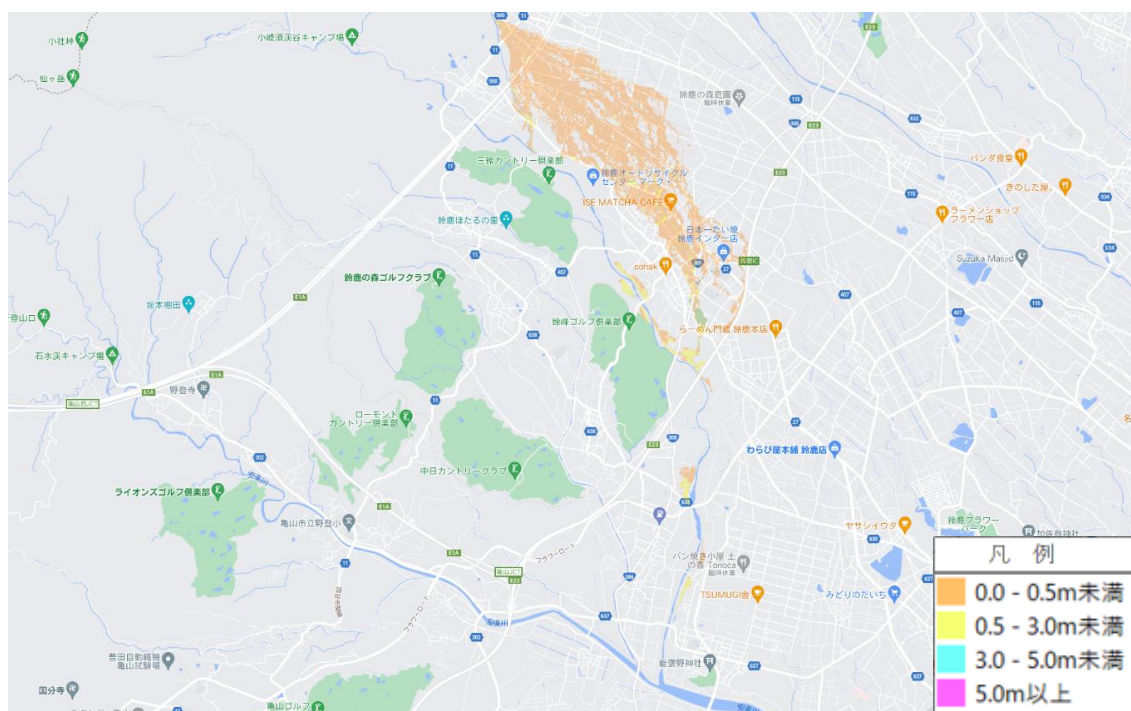


図 1 - 3 0 : 【御幣川・鍋川浸水想定区域（計画規模の降雨）】

【御幣川・鍋川浸水想定区域（想定最大規模の降雨）】

地 区	対象地域	避難所
椿	山本町	椿公民館◎
鈴峰	伊船町	鈴峰公民館◎
	長澤町	
	小社町	
	小岐須町※	
庄内	東庄内町※	庄内公民館◎

※浸水区域内に人家は無いため通行及び立入禁止を周知する。

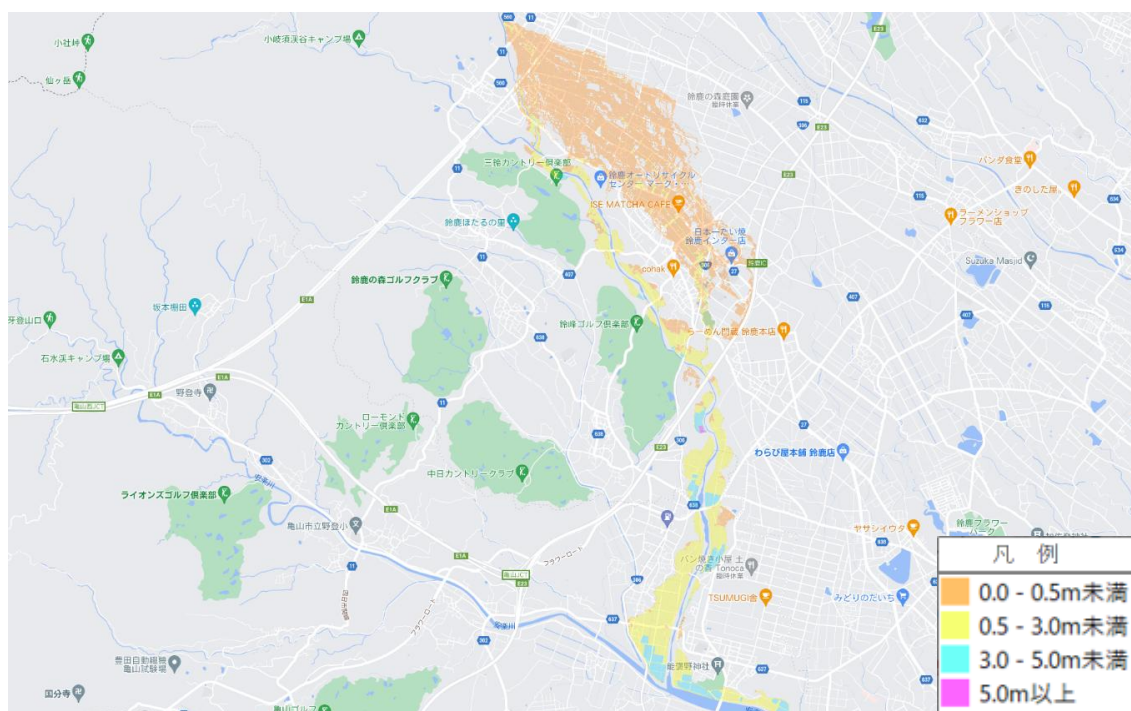


図 1 - 3 1 : 【御幣川・鍋川浸水想定区域（想定最大規模の降雨）】

【寺川浸水想定区域（計画規模の降雨）】

地 区	対象地域	避難所
庄内	西庄内町	庄内公民館◎

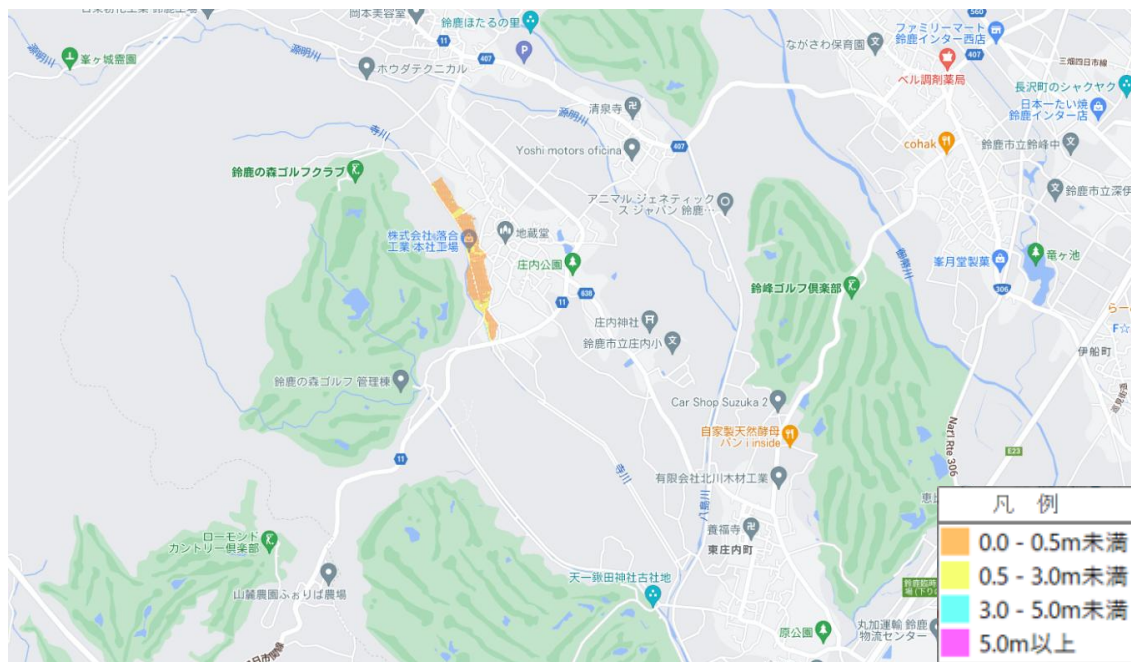


図 1 - 3 2 : 【寺川浸水想定区域（計画規模の降雨）】

【寺川浸水想定区域（想定最大規模の降雨）】

地 区	対象地域	避難所
庄内	西庄内町	庄内公民館◎
	東庄内町※	

※浸水区域内に人家は無いため通行及び立入禁止を周知する。



図 1 - 3 3 : 【寺川浸水想定区域（想定最大規模の降雨）】

【内部川浸水想定区域（計画規模の降雨）】

地 区	対象地域	避難所
久間田	岸田町※	久間田公民館◎

※浸水区域内に人家は無いため通行及び立入禁止を周知する。

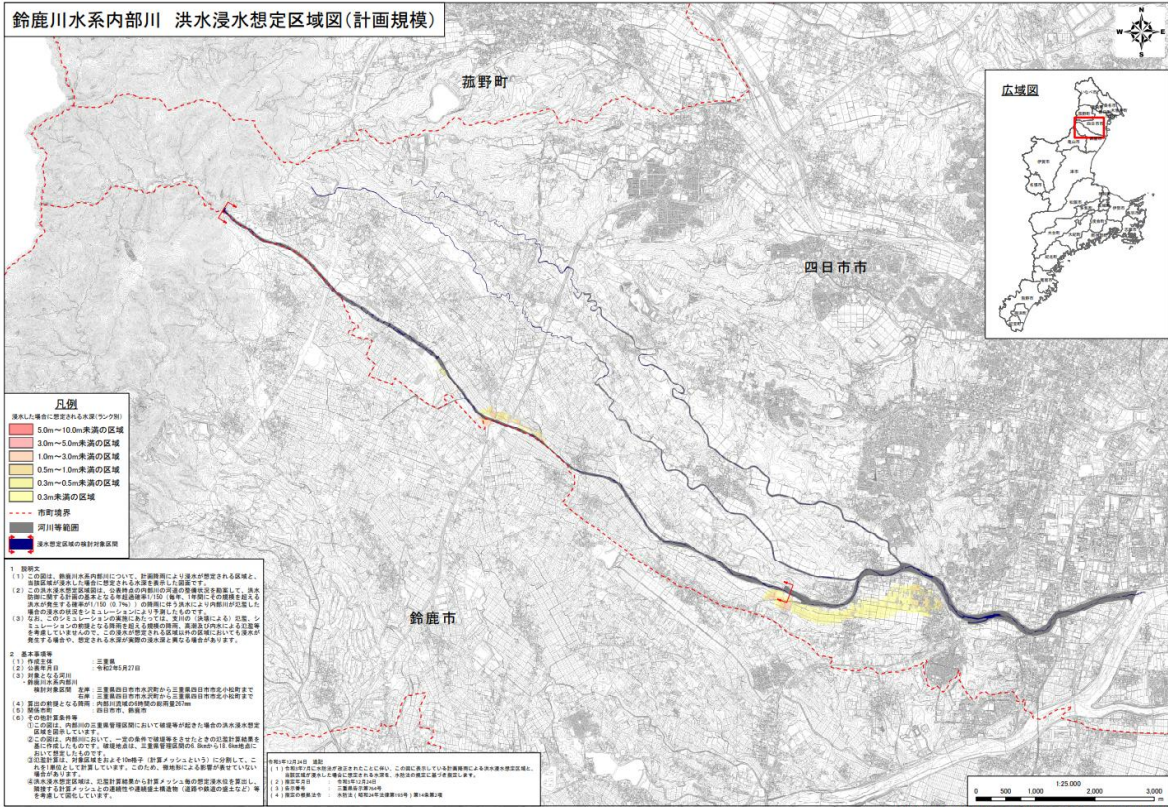


図1-34-1:【内部川浸水想定区域(計画規模の降雨)】

【内部川浸水想定区域（想定最大規模の降雨）】

地 区	対象地域	避難所
久間田	岸田町※ 1	久間田公民館◎
一ノ宮	高岡町	一ノ宮公民館◎ ※ 2 一ノ宮小学校○ ※ 3

※1 浸水区域内に人家は無いため通行及び立入禁止を周知する。

※2 災害の状況により一ノ宮小学校の2階以上への垂直避難を行う。

※3 災害の状況により2階以上への垂直避難を行う。

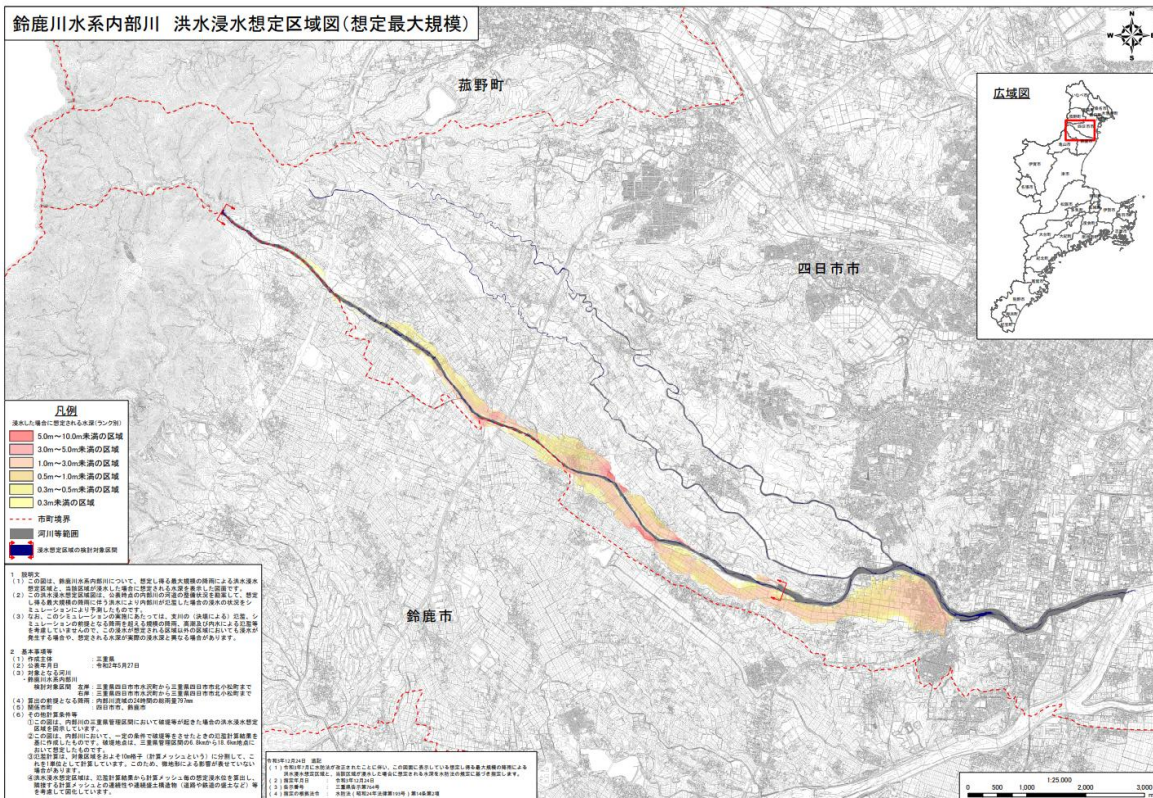


図 1-35-1 : 【内部川浸水想定区域（想定最大規模の降雨）】

【八島川浸水想定区域（計画規模の降雨）】

地 区	対象地域	避難所
庄内	東庄内町	庄内公民館◎

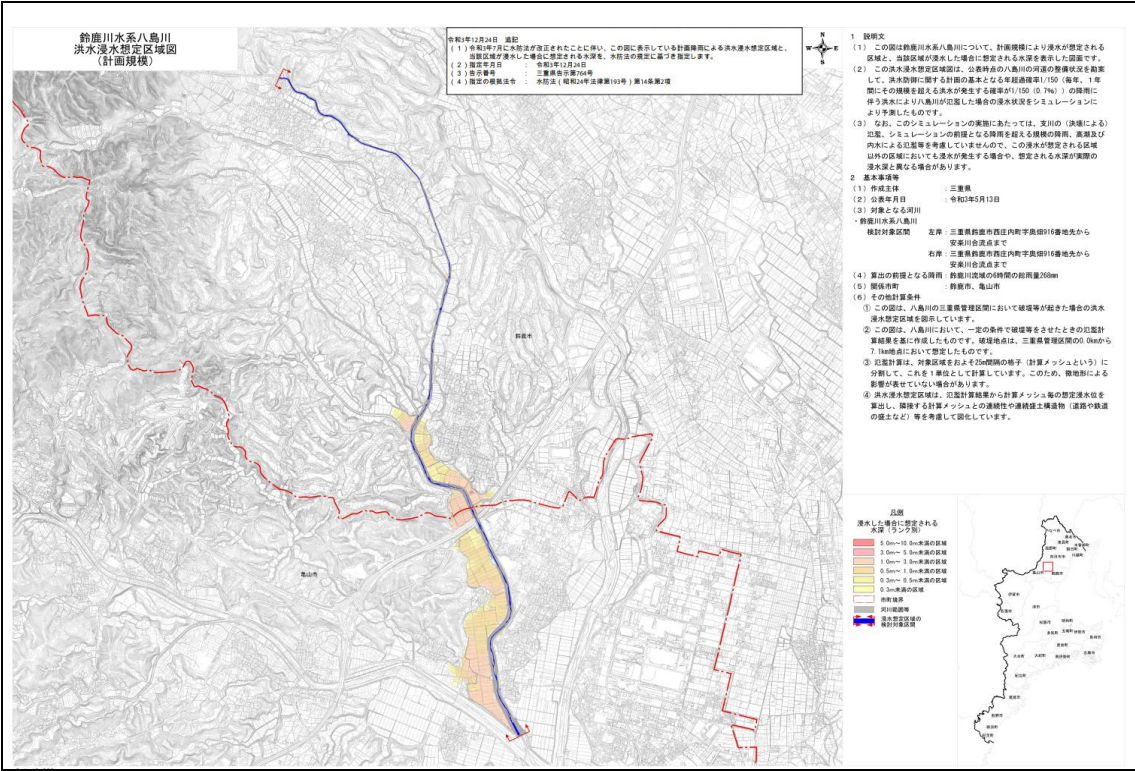


図 1－36：【八島川浸水想定区域（計画規模の降雨）】

【八島川浸水想定区域（想定最大規模の降雨）】

地 区	対象地域	避難所
庄内	東庄内町	庄内公民館◎
	西庄内町	

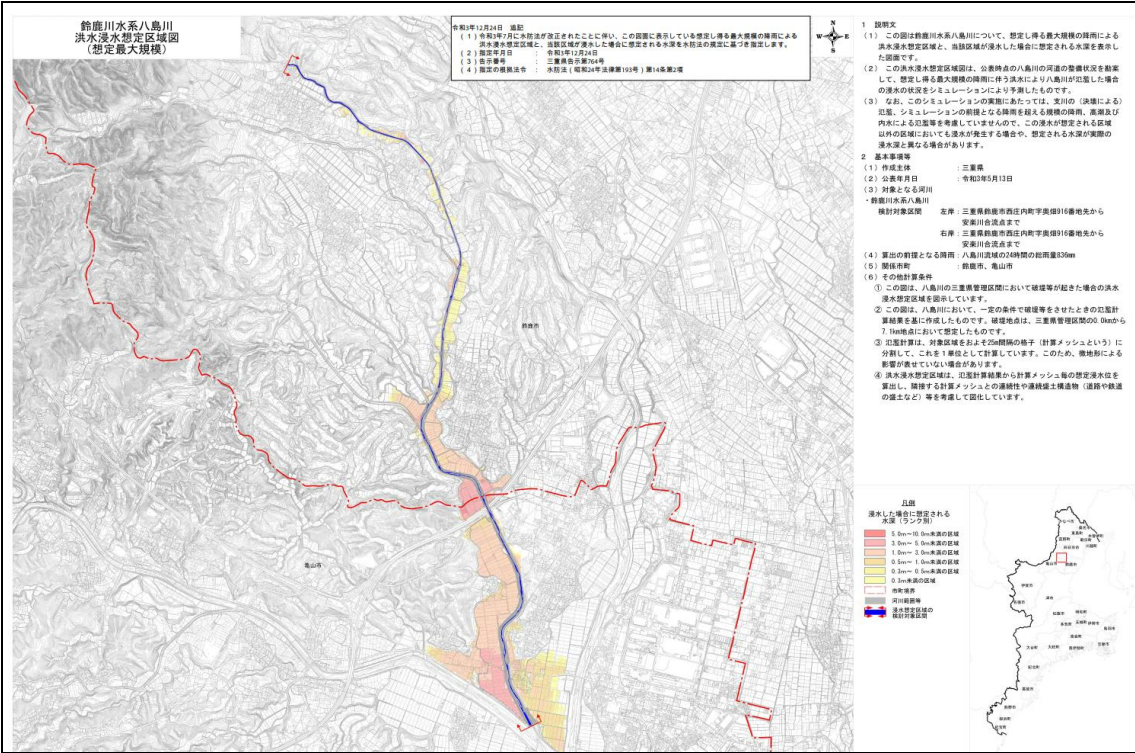


図 1－37：【八島川浸水想定区域（想定最大規模の降雨）】

【亀淵川・兎田川浸水想定区域（計画規模の降雨）】

地 区	対象地域	避難所
庄内	該当無し	該当無し

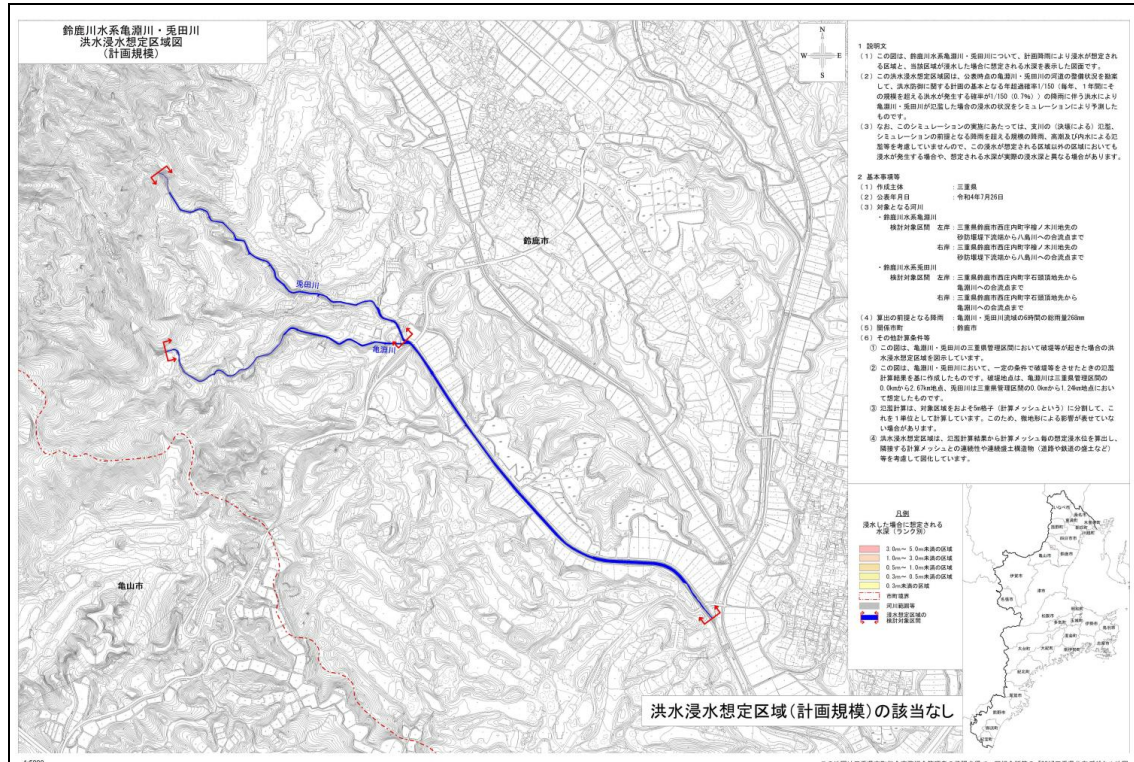


図1-38:【亀淵川・兎田川浸水想定区域（計画規模の降雨）】

【亀淵川・兎田川浸水想定区域（想定最大規模の降雨）】

地 区	対象地域	避難所
庄内	東庄内町※	庄内公民館◎
	西庄内町	

※浸水区域内に人家は無いため通行及び立入禁止を周知する。

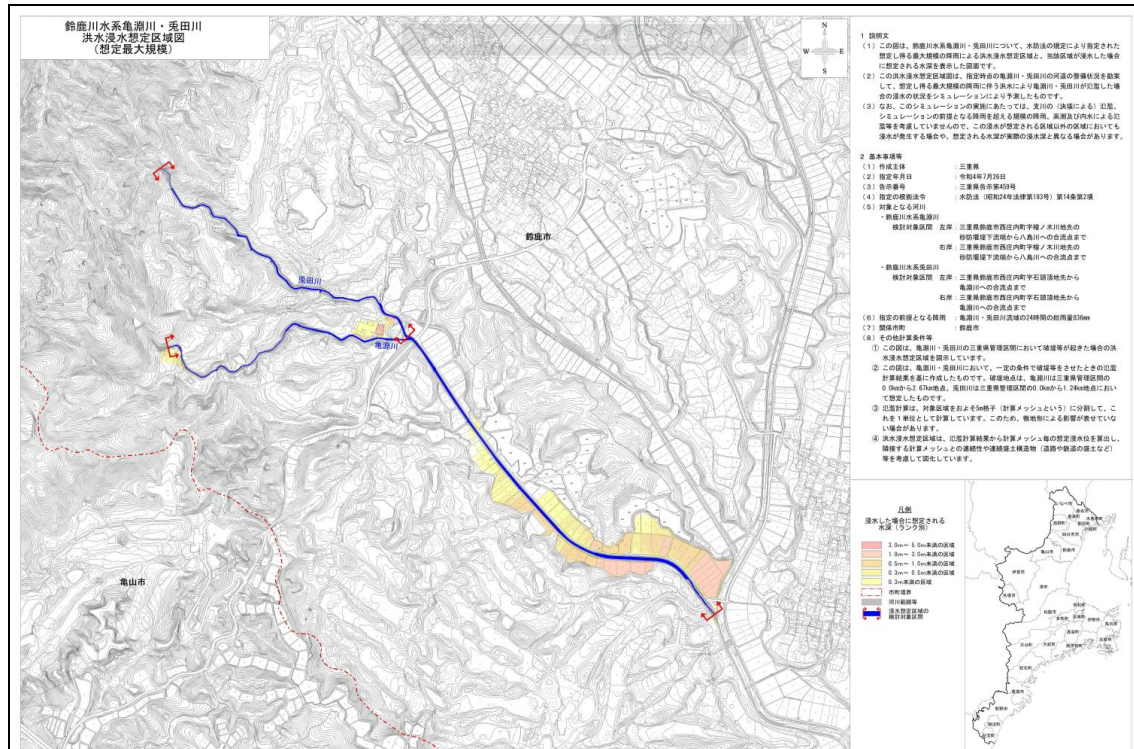


図 1－39：【亀淵川・兎田川浸水想定区域（想定最大規模の降雨）】

【源明川浸水想定区域（計画規模の降雨）】

地 区	対象地域	避難所
庄内	西庄内町	庄内公民館◎

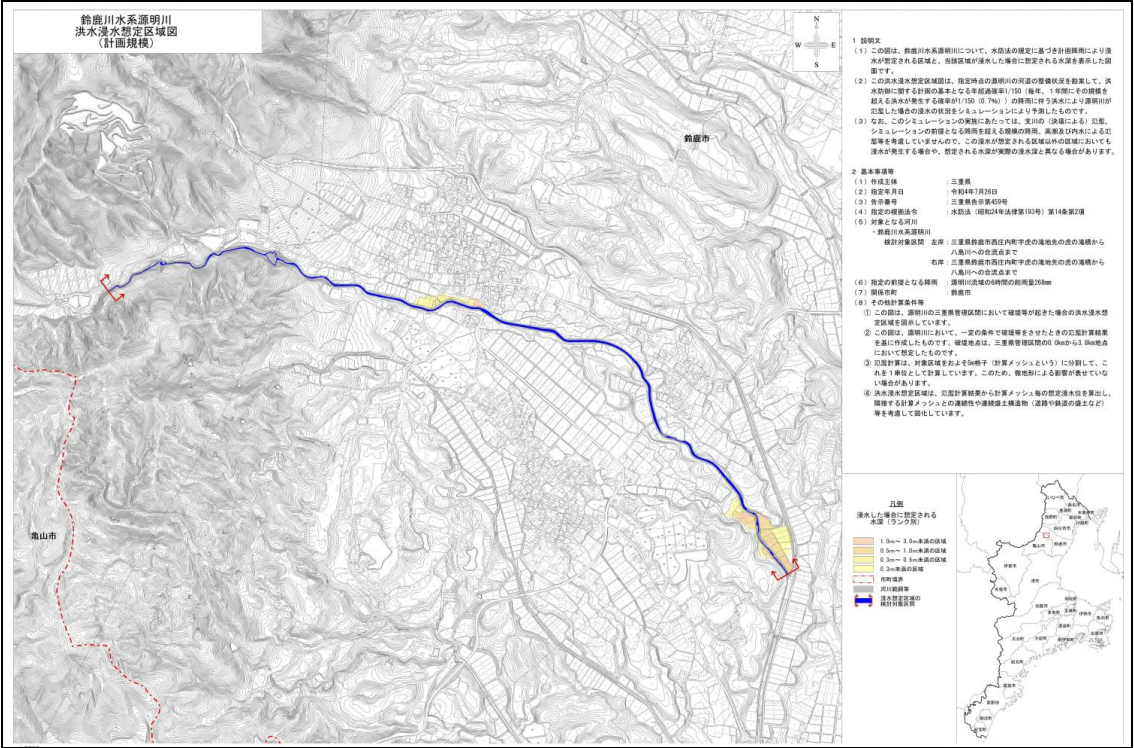


図 1 - 4 0 : 【源明川浸水想定区域（計画規模の降雨）】

【源明川浸水想定区域（想定最大規模の降雨）】

地 区	対象地域	避難所
庄内	西庄内町	庄内公民館◎

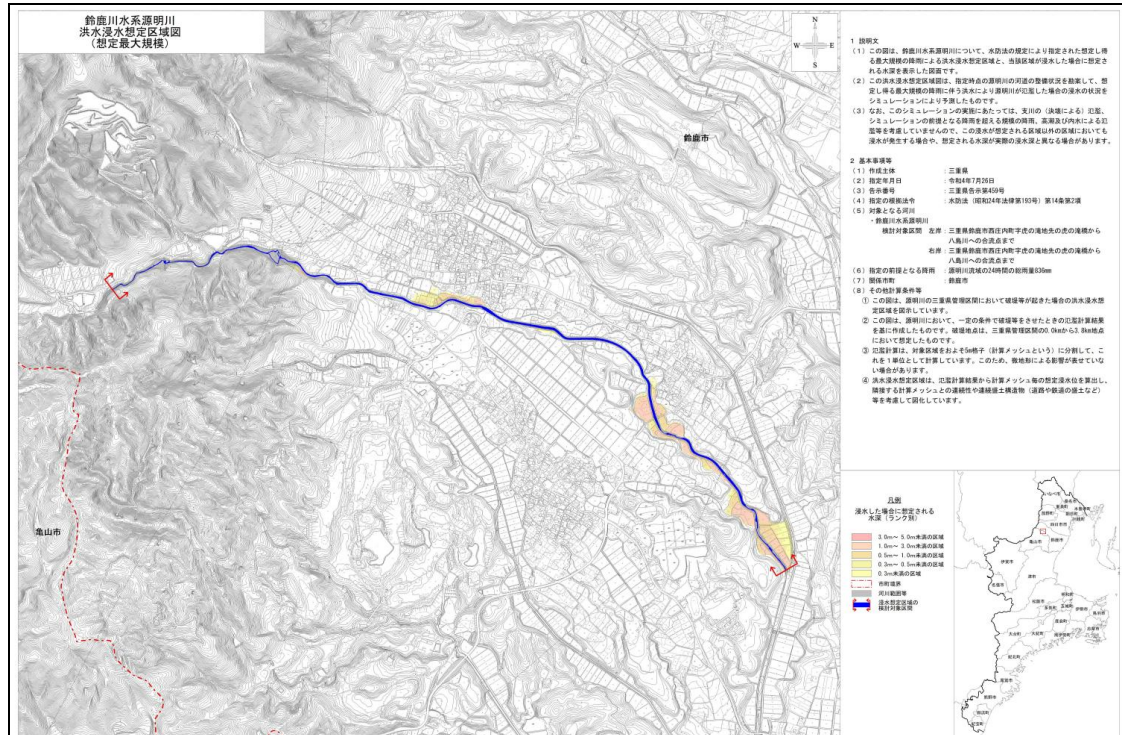


図 1 - 4 1 : 【源明川浸水想定区域（想定最大規模の降雨）】

【釜屋川浸水想定区域（計画規模の降雨）】

地 区	対象地域	避難所
白子	寺家三丁目～七丁目	白子小学校◎ ※ 鼓ヶ浦小学校◎ ※
	寺家町	
	白子町	
	白子二丁目・三丁目	

※災害状況により2階以上への垂直避難を行う。

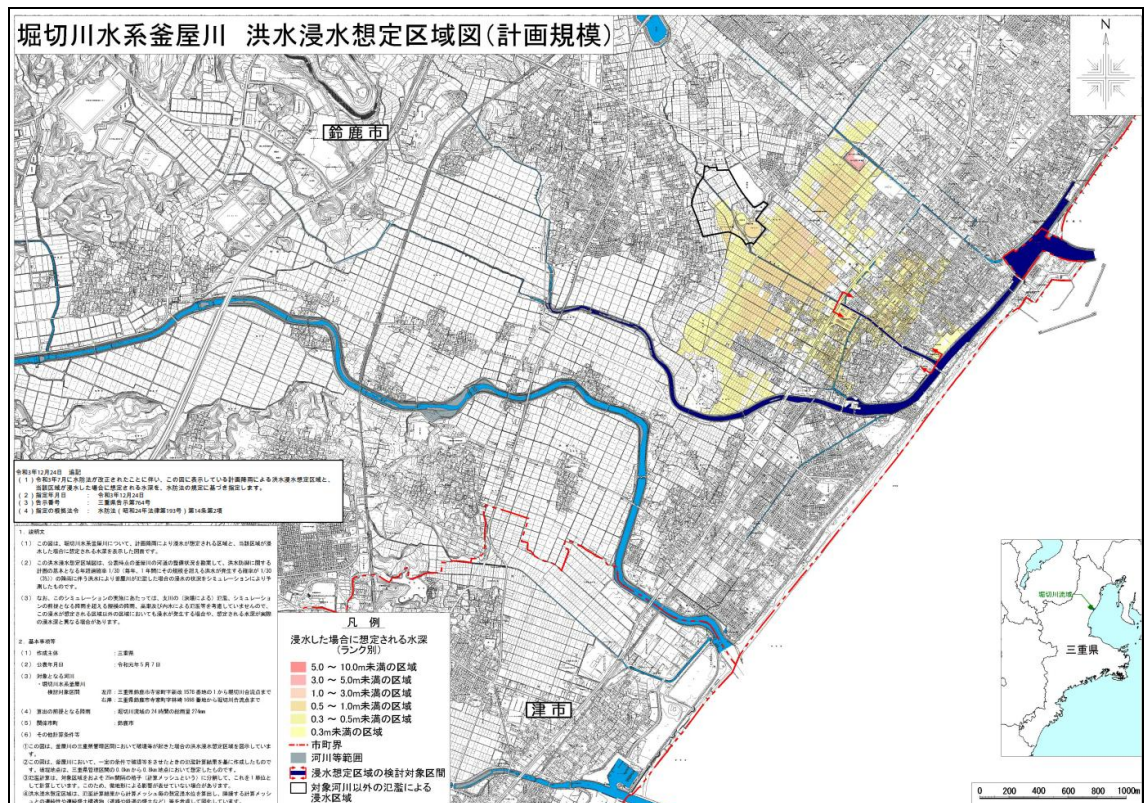


図 1－4 2：【釜屋川浸水想定区域（計画規模の降雨）】

【釜屋川浸水想定区域（想定最大規模の降雨）】

地 区	対象地域	避難所
白子	寺家三丁目～八丁目	白子小学校◎ ※ 鼓ヶ浦小学校◎ ※ 愛宕公民館◎ 稲生公民館◎ 稲生小学校○
	寺家町	
	白子町	
	白子本町	
	白子駅前	
	白子一丁目～四丁目	
	江島本町	

※災害状況により 2 階以上への垂直避難を行う。

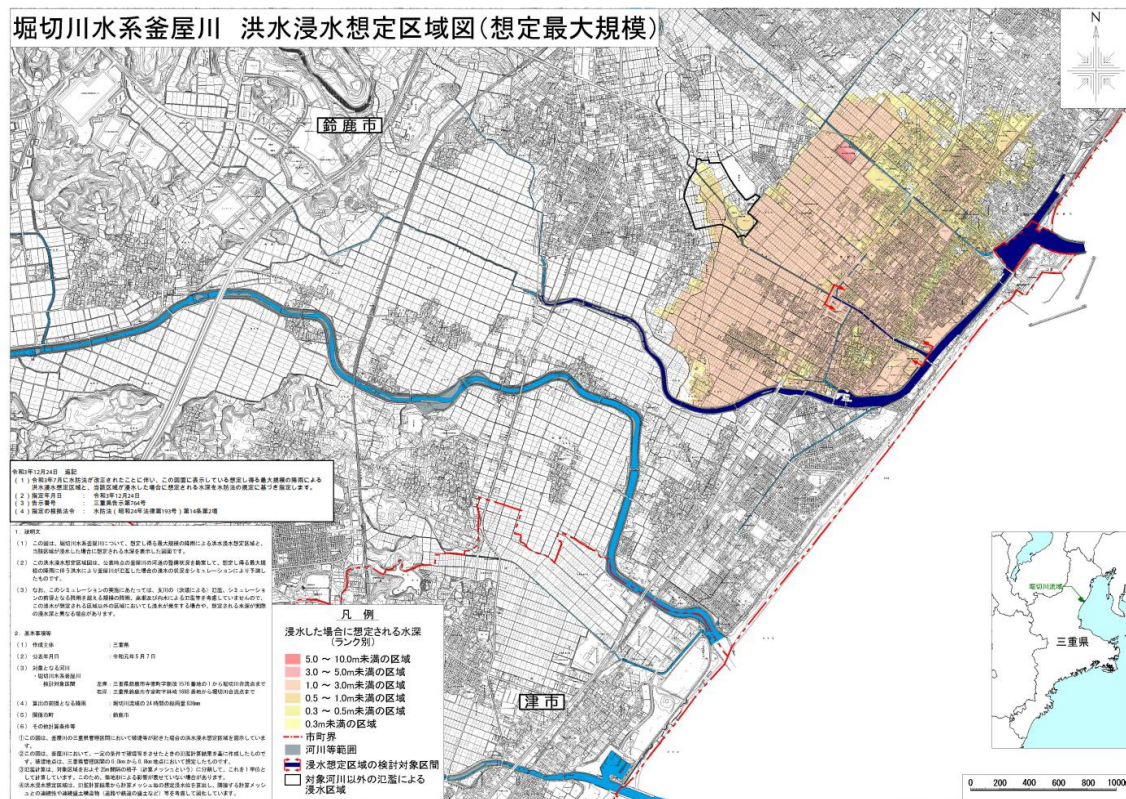


図 1 - 4 3 : 【釜屋川浸水想定区域（想定最大の降雨）】

第8 避難情報の解除基準

各河川に設定された避難判断水位を下回り、今後、河川の流域で降雨の見込みが無く、河川堤防の巡視等で危険が確認されなかった場合において、総合的に判断し、避難情報を解除するものとする。

ただし、堤防等の破堤があった場合は浸水区域の安全が確保されるまで避難情報の解除は行わない。

第9 避難情報の伝達文

避難情報を伝達する場合は、次の文例を参考にして伝達する。

【注意事項】

- ・避難情報を発令するに至った理由（水位等の状況）を簡潔に伝達する。
- ・避難所は、具体的な施設名を伝達する。
- ・避難に支障となる事象（道路冠水、がけ崩れ等）がある場合は、その状況についても伝達する。
- ・必要に応じ、伝達事項を追加する。（家屋倒壊等氾濫想定区域にいる方の避難等）

1 警戒レベル3（高齢者等避難）発令時

（1）防災スピーカー及び広報車（手動放送）

- ①こちらは、鈴鹿市です。
- ②〇〇川が増水し、氾濫するおそれがあるため、洪水浸水想定区域に警戒レベル3 高齢者等避難を発令しました。
- ③対象地域は〇〇町、〇〇町です。
- ④避難所は〇〇公民館、〇〇小学校です。
- ⑤ハザードマップを確認し、浸水のおそれがある区域にいる高齢者や障がいのある人など避難に時間がかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- ⑥それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- ⑦心配な場合は迷わず避難してください。
- ⑧河川には絶対に近付かないでください。

(2) 緊急速報メール (題名 15 文字、本文 200 文字以内)

題名：高齢者等避難

本文：〇〇川の水位が上昇し、氾濫するおそれがあるため、警戒レベル3 高齢者等避難を発令しました。

対象地域の高齢者等、避難に時間がかかる方は、ハザードマップを確認し浸水のおそれがある危険な場所から速やかに避難してください。

屋外への避難が危険な場合は、自宅やご近所の2階など屋内の高いところへ避難してください。

【対象地域】

〇〇町、〇〇町 (〇〇川〇岸地域)

【避難所】

〇〇公民館、〇〇小学校

(3) 鈴鹿市災害メール、LINE、Yahoo!防災速報アプリ

題名：【高齢者等避難】〇〇川の水位が上昇

本文：〇〇川の水位が上昇し、氾濫するおそれがあるため、警戒レベル3 高齢者等避難を発令しました。

対象地域にいる高齢者や障がいのある人等、避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。

ハザードマップで洪水浸水想定区域を確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。

それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。

【対象地域】

〇〇町、〇〇町（〇〇川〇岸地域）

【避難所】

〇〇公民館、〇〇小学校

【その他】

防災マップを確認する他、テレビ、ラジオ、インターネットなどで情報収集に努めてください。

河川には絶対に近付かないでください。

(4) データ放送（ケーブルネット鈴鹿）

題名：【高齢者等避難】〇〇川の水位が上昇

本文：〇〇川の水位が上昇し、氾濫するおそれがあるため、警戒レベル3 高齢者等避難を発令しました。

対象地域の方は、避難の準備をして、今後の情報に注意してください。

なお、高齢者や障がいのある人等、避難に時間のかかる方は、危険な場所から速やかに避難してください。

【対象地域】

〇〇町、〇〇町

【避難所】

〇〇公民館、〇〇小学校

2 警戒レベル4（避難指示）発令時

（1）防災スピーカー及び広報車（手動放送）

- ①緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難指示発令
- ②こちらは、鈴鹿市です。
- ③〇〇川が増水し、氾濫するおそれが高まったため、警戒レベル4 避難指示を発令しました。
- ④対象地域は〇〇町、〇〇町です。
- ⑤ハザードマップを確認し、対象地域内の浸水のおそれがある区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- ⑥避難所は〇〇公民館、〇〇小学校です。
- ⑦外が危険な場合は、屋内の高いところへ避難してください。
- ⑧河川には絶対に近付かないでください。

（2）緊急速報メール（題名15文字、本文200文字以内）

題名：避難指示

本文：〇〇川が増水し氾濫するおそれが高まったため警戒レベル4 避難指示を発令しました。対象地域にいる方はハザードマップを確認し、浸水のおそれがある危険な場所から今すぐ避難してください。

屋外への避難が危険な場合は、自宅やご近所の2階など屋内の高いところへ避難してください。

【対象地域】

〇〇町、〇〇町（〇〇川〇岸地域）

【避難所】

〇〇公民館、〇〇小学校

(3) 鈴鹿市災害メール、LINE、Yahoo!防災速報アプリ

題名：【避難指示】〇〇川の増水

本文：〇〇川が増水し氾濫するおそれが高まったため、警戒レベル4 避難指示を発令しました。対象地域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。

ハザードマップで洪水浸水想定区域を確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。

ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。

【対象地域】

〇〇町、〇〇町（〇〇川岸地域）

【避難所】

〇〇公民館、〇〇小学校

【その他】

身体の不自由な方やお年寄りの方などが近辺にお住いの場合は、声をかけて一緒に避難してください。

テレビ、ラジオ、インターネットなどで、情報収集に努めてください。

河川には絶対に近付かないでください。

(4) データ放送（ケーブルネット鈴鹿）

題名：【避難指示】〇〇川の増水

本文：〇〇川が増水し、氾濫するおそれが高まったため、警戒レベル4 避難指示を発令しました。対象地域の方は、危険な場所から今すぐ避難してください。

【対象地域】

〇〇町、〇〇町

【避難所】

〇〇公民館、〇〇小学校

3 警戒レベル5（緊急安全確保）発令時

(1) 河川氾濫が切迫している状況の場合)

ア 防災スピーカー及び広報車（手動放送）

- ①緊急放送、緊急放送、警戒レベル5、緊急安全確保発令、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
- ②こちらは、鈴鹿市です。
- ③〇〇川の水位が堤防の高さを越え氾濫が発生しているおそれがあるため、警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。
- ④対象地域は〇〇町、〇〇町です。
- ⑤避難所は〇〇公民館、〇〇小学校です。
- ⑥避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
- ⑦河川には絶対に近付かないでください。

イ 緊急速報メール（題名15文字、本文200文字以内）

題名：緊急安全確保

本文：〇〇川の水位が堤防の高さを越え氾濫が発生しているおそれがあるため警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。

屋外への避難が危険な場合は、自宅やご近所の2階など屋内の高いところへ移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

【対象地域】

〇〇町、〇〇町（〇〇川〇岸地域）

【避難所】

〇〇公民館、〇〇小学校

ウ 鈴鹿市災害メール、LINE、Yahoo!防災速報アプリ

題名：【緊急安全確保】〇〇川の氾濫

本文：〇〇川が増水し堤防の高さを越えるおそれがあるため、警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。

避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

【対象地域】

〇〇町、〇〇町（〇〇川〇岸地域）

【避難所】

〇〇公民館、〇〇小学校

【その他】

テレビ、ラジオ、インターネットなどで、情報収集に努めてください。
河川には絶対に近付かないでください。

エ データ放送（ケーブルネット鈴鹿）

題名：【緊急安全確保】〇〇川の氾濫

本文：〇〇川の水位が堤防の高さを越え、氾濫が発生しているおそれがあるため、警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

【対象地域】

〇〇町、〇〇町

【避難所】

〇〇公民館、〇〇小学校、〇〇町集会所

(2) 河川氾濫を確認した状況)

ア 防災スピーカー及び広報車 (手動放送)

- ①緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。
- ②こちらは、鈴鹿市です。
- ③〇〇地区に洪水に関する警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。
- ④〇〇地区で堤防から水があふれだしました。現在、浸水により〇〇道路は通行できない状況です。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
- ⑤対象地域は〇〇地区、〇〇地区です。
- ⑥避難所は〇〇公民館、〇〇小学校です。

イ 緊急速報メール (題名 15 文字、本文 200 文字以内)

題名：緊急安全確保：〇〇川氾濫

本文：〇〇川で氾濫が発生したため、警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。

命を守る最善の行動をとってください。避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

【対象地域】

〇〇地区、〇〇地区 (〇〇川〇岸地域)

【避難所】

〇〇公民館、〇〇小学校

ウ 鈴鹿市災害メール、LINE、Yahoo!防災速報アプリ

題名：【緊急安全確保】〇〇川の氾濫

本文：〇〇川で氾濫が発生したため、警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。

命を守る最善の行動をとってください。

避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

【対象地域】

〇〇地区、〇〇地区

【避難所】

〇〇公民館、〇〇小学校

【その他】

テレビ、ラジオ、インターネットなどで、情報収集に努めてください。
河川には絶対に近付かないでください。

エ データ放送（ケーブルネット鈴鹿）

題名：【緊急安全確保】〇〇川の氾濫

本文：〇〇川で氾濫が発生したため、警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。

命を守る最善の行動をとってください。

避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

【対象地域】

〇〇地区、〇〇地区

【避難所】

〇〇公民館、〇〇小学校、〇〇町集会所

第3節 土砂災害

第1 避難情報の対象とする土砂災害

本マニュアルにおいて対象とする土砂災害は、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりとする。

第2 避難所の設定

土砂災害時において避難所は、身の安全の確保や退避場所とすることを目的に開設されるが、災害が想定される地域が、土砂災害（特別）警戒区域（土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり）に限定されることなどの特徴を考慮し、開設する避難所を決定することが求められる。

よって、土砂災害時における避難所開設の優先度を設定し、表3-3：メッシュ番号ごとの土砂災害種別、対象地域、避難所一覧表に記載された開設避難所について、以下に掲げる事項を記載する。

(1) 1次開設：◎

災害対策本部設置時において当初開設される自主避難所
表3-2に定める14か所の公民館

(2) 2次開設：○

避難者数や気象情報の発表状況に応じて追加で開設される避難所
1次開設や緊急避難所以外の避難所

(3) 緊急避難所：※

1次開設、2次開設の避難所でも不足する場合は、自治会長等に連絡を行い、緊急避難所を開設するよう要請する。

※ 避難所は、避難経路に土砂災害（特別）警戒区域が含まれないよう留意して設定する。

※ 土砂災害による避難情報の対象となる区域においては、立退き避難を原則とする。

ただし、緊急的な避難として、土砂災害に対して十分な耐力を有する鉄筋コンクリート造等の建物で土砂が到達するおそれがない上階の場合は、屋内安全確保も考えられる。

なお、木造家屋は土砂災害によって倒壊、流失、埋没する危険性があり、命の危険を脅かすことが多いことから、自宅2階等への避難（屋内安全確保）とはせず、早めに立退き避難を行う必要がある。

第3 避難情報の発令基準及び対象地域

1 発令基準

避難情報の発令については、表3-1の基準を基に、直近の気象情報や巡視の情報等を含めて総合的に判断する。

なお、夜間に避難情報を発令する状況が予測される場合や、台風等の接近に伴い避難行動が困難になると予想される場合は、早めの判断を行う。

表3-1：避難情報の発令基準及び対象地域

避難情報	発令基準	対象地域
警戒レベル3 高齢者等避難	以下のいずれかの状況により、1次開設の自主避難所の開設が完了したとき。 ○土砂災害警報が発表された場合。 ○警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（土砂災害注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に土砂災害警報（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨が言及されている場合など）（夕刻時点で発令）	○三重県土砂災害情報提供システムにおける1kmメッシュ区域図のうち土砂災害（特別）警戒区域が存在する地域
	○近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁りや量の変化）が確認され、かつ自主避難所の開設が完了したとき。	○該当する土砂災害（特別）警戒区域
警戒レベル4 避難指示	○土砂災害危険警報が発表された場合。 ○警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	○三重県土砂災害情報提供システムにおける1kmメッシュ区域図のうち土砂災害（特別）警戒区域が存在する地域で危険度が「危険」（紫色）となった地域 ただし、当該地域周辺においても、多発的に「危険」（紫色）となった場合には、当該地域を含

		む地区全域に発令 ※椿・鈴峰・庄内地区に限り、当該地区内で一か所でも「危険」（紫色）となった場合、3地区全域に発令
	○近隣で前兆現象（湧き水・地下水のにごり、溪流の水量の変化、溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁や道路等にクラックが発生）が確認されたとき。	○該当する土砂災害（特別）警戒区域又は前兆現象が確認された箇所やその他の周辺区域
警戒レベル5 緊急安全確保	○土砂災害特別警報が発表された場合	○三重県土砂災害情報提供システムにおける1kmメッシュ区間図のうち土砂災害（特別）警戒区域が存在する地域
	○（近隣で）土砂災害が発生し、人的被害のおそれがあるとき。	○土砂災害が発生した箇所やその周辺区域

表 3－2：土砂災害対応自主避難所

地区名	開設避難所	地区名	開設避難所
国府	国府公民館	若松	—
庄野	—	神戸	—
加佐登	加佐登公民館	栄	栄公民館
牧田	—	天名	天名公民館
石薬師	石薬師公民館	合川	合川公民館
白子	—	井田川	井田川公民館
稲生	—	久間田	久間田公民館
飯野	—	椿	椿公民館
河曲	河曲公民館	深伊沢	—
一ノ宮	一ノ宮公民館	鈴峰	鈴峰公民館
箕田	—	庄内	庄内公民館
玉垣	玉垣公民館		

2 対象地域

三重県土砂災害情報提供システム（図3-1）に割り振られている1kmメッシュ番号図（図3-2）を参照し、土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）が存在する地域を対象とする。

なお、メッシュ番号ごとの土砂災害種別、対象地域、避難所は表3-3のとおりとする。

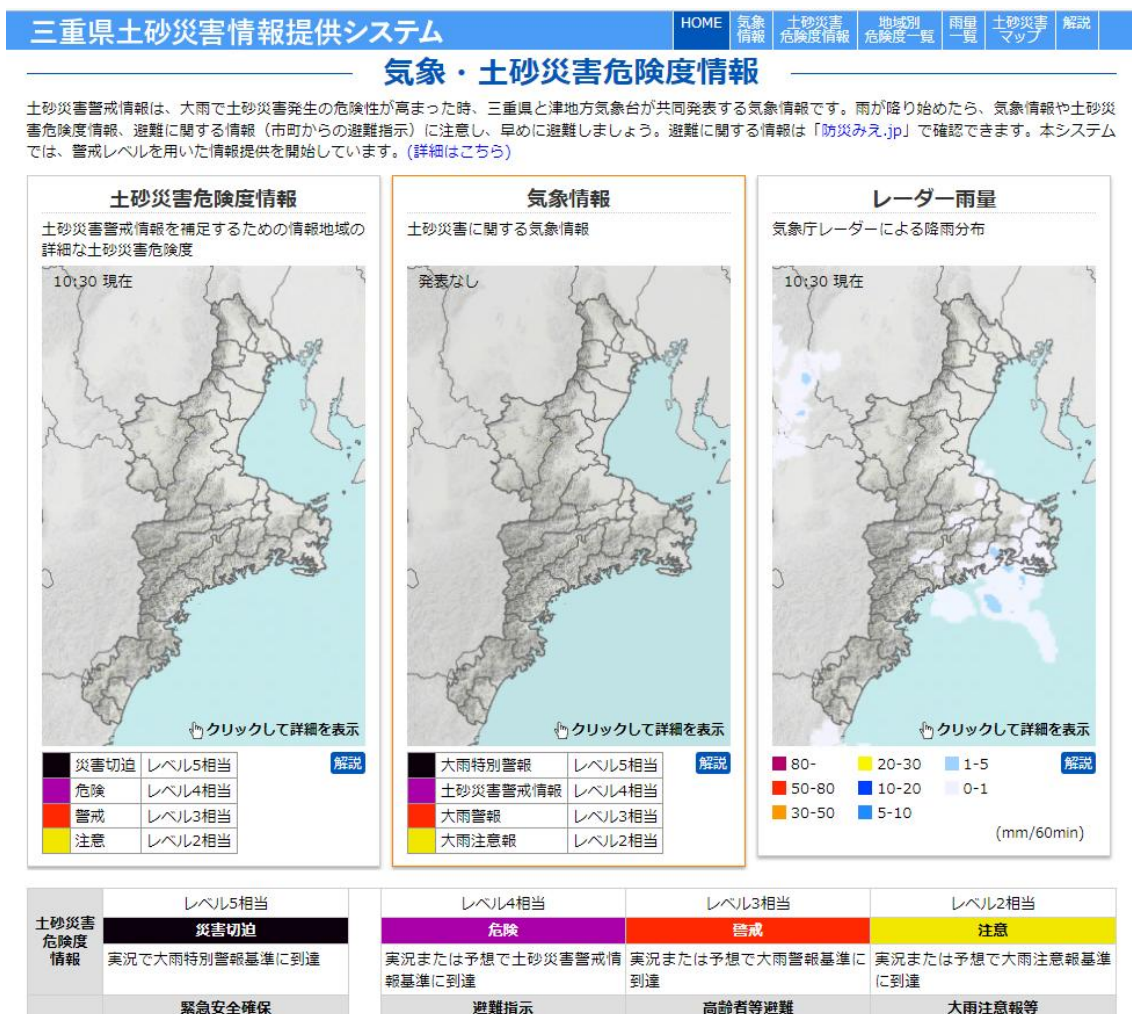


図3-1：三重県土砂災害情報提供システム

【参考】三重県土砂災害情報提供システムとは

土砂災害に関する警戒情報と、三重県が調査した土砂災害（特別）警戒区域情報等を提供する三重県が管理するインターネットサイト

2時間後の土壌雨量指数の予測を基にし、メッシュ毎に危険度が表示される。



図 3－2：1 k mメッシュ番号図

※図に割り振られているメッシュ番号は、総務省統計局の地域メッシュコードの下4桁を記載（上4桁は全て5 2 3 6）

表 3-3 : メッシュ番号ごとの土砂災害種別、対象地域、避難所一覧表

地域別	メッシュ番号 (メッシュ内における警戒区域内の家屋)	土砂災害警戒区域				主な避難所 ◎ : 1次開設 ○ : 2次開設 ※ : 緊急避難所
		番号 (特別警戒区域が無い場合「特無」)	自然現象の種類	所在地	警戒区域内の家屋の有無	
鈴峰 椿 庄内	3385 (無)	10003 I A	土石流	大久保町	無	椿公民館◎ 椿小学校○ ※大久保集落センター
	3375 (無)	15020 I A-2	土石流	大久保町	無	
	3376	15020 I A-2	土石流	大久保町	無	
		15020 I A-1	土石流	大久保町	無	
		15019 I A	土石流	大久保町	有	
	3365 (無)	15014 I A-5 (特無)	土石流	山本町	有	
	3366	15020 I A-1	土石流	大久保町	無	
		15018 I A	土石流	大久保町、 山本町	有	
		15019 I A	土石流	大久保町	有	
		15017 III A	土石流	大久保町、 山本町	有	
		15016 I A	土石流	大久保町、 山本町	無	
	3355 (無)	15014 I A-5 (特無)	土石流	山本町	有	
	3356	15014 I A-5 (特無)	土石流	山本町	有	
		15016 I A	土石流	大久保町、 山本町	無	
		15015 I A	土石流	山本町	有	
		15014 I A-3	土石流	山本町	有	
		15014 I A-4 (特無)	土石流	山本町	有	
		15014 I A-5 (特無)	土石流	山本町	有	
		15014 I A-2	土石流	山本町	無	
		3100278	急傾斜地	山本町	有	
		15014 I A-1	土石流	山本町、 小岐須町	無	
	3344	B2115012	急傾斜地	小岐須町、 西庄内町	有	椿公民館◎ 椿小学校○

						※小社町公民館
		15009 I A	土石流	小岐須町、 西庄内町	有	
	3345	15009 I A	土石流	小岐須町、 西庄内町	有	
		B2115013	急傾斜地	小岐須町	有	
		B2115014	急傾斜地	小岐須町	有	
		15507ⅢA	土石流	小岐須町	有	
		3100281	急傾斜地	小岐須町	有	
		B2115003	急傾斜地	小岐須町	有	
		15010 I A	土石流	小岐須町、 西庄内町	有	
		3100282	急傾斜地	小岐須町	有	
		B3115004	急傾斜地	小岐須町	有	
		3100279	急傾斜地	小岐須町	有	
		2100183	急傾斜地	小岐須町	無	
		B3115005	急傾斜地	小岐須町	無	
		15011 I A-1	土石流	小岐須町	無	
		15011 I A-2	土石流	小岐須町	無	
		15012 II A	土石流	小岐須町、 小社町	有	
		A15001 II A	土石流	小岐須町	有	
		15013 II A-1	土石流	小岐須町	有	
		1201	地すべり	小岐須町	有	
		15505ⅢA (特無)	土石流	西庄内町、 小社町	無	
		15008ⅢA	土石流	西庄内町、 小社町	無	
	3346	15014 I A-1	土石流	山本町、 小岐須町	無	
		15013 II A-1	土石流	小岐須町	有	
		15013 II A-2	土石流	小岐須町	有	
		15012 II A	土石流	小岐須町、 小社町	有	
		A15001 II A	土石流	小岐須町	有	
		15010 I A	土石流	小岐須町、 西庄内町	有	
	3335 (無)	15505ⅢA (特 無)	土石流	西庄内町、 小社町	無	椿公民館◎ 椿小学校○
		15008ⅢA	土石流	西庄内町、 小社町	無	庄内公民館◎ 庄内小学校○
		15010 I A	土石流	小岐須町、 西庄内町	有	※小社町公民館
		2100183	急傾斜地	小岐須町	無	※鈴鹿はたの

		3100279	急傾斜地	小岐須町	有	里（地域交流センター） ※南畑公民館
	3336	15010ⅠA	土石流	小岐須町、 西庄内町	有	
		15012ⅡA	土石流	小岐須町、 小社町	有	
		15505ⅢA（特 無）	土石流	西庄内町、 小社町	無	
		15008ⅢA	土石流	西庄内町、 小社町	無	
		3100287	急傾斜地	小岐須町、 小社町	有	
		3100291	急傾斜地	小社町	無	
	3337 （無）	3100291	急傾斜地	小社町	無	庄内公民館◎ 庄内小学校○ ※鈴鹿ほたるの 里（地域交流セ ンター） ※南畑公民館
		3100293	急傾斜地	小社町、 伊船町	無	
	3324	3100294	急傾斜地	西庄内町、 東庄内町	無	
		15501ⅢA	土石流	西庄内町、 東庄内町	有	
		15502ⅢA	土石流	西庄内町、 東庄内町	無	
		15504ⅢA	土石流	西庄内町、 東庄内町	有	
		15003ⅠA	土石流	西庄内町、 東庄内町	有	
		1102581	急傾斜地	西庄内町、 東庄内町	有	
		3100286	急傾斜地	西庄内町	有	
		3100285	急傾斜地	西庄内町	有	
	3325	15504ⅢA	土石流	西庄内町、 東庄内町	有	
		15003ⅠA	土石流	西庄内町、 東庄内町	有	
		3100286	急傾斜地	西庄内町	有	
		B3115006	急傾斜地	西庄内町	無	
		15004ⅠA	土石流	西庄内町	有	
		15005ⅠA	土石流	西庄内町	有	
		B2115007	急傾斜地	西庄内町	有	
		15006ⅠA	土石流	西庄内町	有	
		15007ⅠA	土石流	西庄内町	無	

		B3115008	急傾斜地	西庄内町	有	
		15002 I A	土石流	西庄内町、 東庄内町	有	
	3326	15006 I A	土石流	西庄内町	有	
		3100291	急傾斜地	小社町	無	
		2100184	急傾斜地	西庄内町	有	
	3327	3100291	急傾斜地	小社町	無	
		3100293	急傾斜地	小社町、 伊船町	無	
		3100289	急傾斜地	伊船町	有	
	3315	15001IA	土石流	西庄内町	有	
		15002 I A	土石流	西庄内町、 東庄内町	有	
	3316	15001IA	土石流	西庄内町	有	
		2100184	急傾斜地	西庄内町	有	
		B2115009	急傾斜地	西庄内町	有	
		B2115010	急傾斜地	西庄内町	有	
	3317	B 2115011	急傾斜地	西庄内町	有	庄内公民館◎ 庄内小学校○ ※鈴鹿はたるの 里（地域交流セ ンター） ※南畑公民館 鈴峰公民館◎ 深伊沢小学校○
		3100298	急傾斜地	西庄内町	有	
		3100301	急傾斜地	伊船町	無	
		3100308	急傾斜地	西庄内町	無	
		3100309	急傾斜地	西庄内町	無	
		3200060	急傾斜地	伊船町	無	
	3318	3100314	急傾斜地	伊船町	有	鈴峰公民館◎ 深伊沢小学校○
	3306	3100295	急傾斜地	西庄内町	無	庄内公民館◎ 庄内小学校○ ※北条公民館
		3100320	急傾斜地	東庄内町	有	
		3100464	急傾斜地	西庄内町	無	
	3307	3200061	急傾斜地	東庄内町	無	
		3100302	急傾斜地	東庄内町	無	鈴峰公民館◎ 深伊沢小学校○
		3100303	急傾斜地	東庄内町	無	
		3100304	急傾斜地	東庄内町	無	
		3100320	急傾斜地	東庄内町	有	
		3100321	急傾斜地	東庄内町	無	
		3100322	急傾斜地	東庄内町	無	
	3308	2100185	急傾斜地	伊船町	有	
		2100186	急傾斜地	伊船町	有	
		2100187	急傾斜地	伊船町	有	
		3100312	急傾斜地	伊船町	無	
		3100313	急傾斜地	伊船町	無	

		3100314	急傾斜地	伊船町	有	
		3100333	急傾斜地	伊船町、 東庄内町	無	
		3100334	急傾斜地	伊船町、 東庄内町	無	
	2396 (無)	3100317	急傾斜地	東庄内町	無	庄内公民館◎ 庄内小学校○ ※北条公民館
	2397	2100188	急傾斜地	東庄内町	無	
		2100189	急傾斜地	東庄内町	有	
		2100190	急傾斜地	東庄内町	有	
		3100323	急傾斜地	東庄内町	無	
		3100324	急傾斜地	東庄内町	無	
		3100325	急傾斜地	東庄内町	有	
		3100331	急傾斜地	東庄内町	無	
		3100332	急傾斜地	東庄内町	有	
	2398	1102582	急傾斜地	東庄内町	有	
		2100191	急傾斜地	東庄内町	有	
		3100323	急傾斜地	東庄内町	無	
		3100336	急傾斜地	東庄内町	有	
	2387	3100324	急傾斜地	東庄内町	無	
		3100325	急傾斜地	東庄内町	有	
		3100346	急傾斜地	東庄内町	有	
		3100347	急傾斜地	東庄内町	無	
	2388	1102582	急傾斜地	東庄内町	有	
		1102583	急傾斜地	東庄内町	有	
下大久保	3412	B2115018	急傾斜地	下大久保町	有	久間田公民館◎
	3402	1100284	急傾斜地	下大久保町	有	
		1100285	急傾斜地	下大久保町	有	
河曲	2494	2100194	急傾斜地	木田町	無	石薬師公民館◎ 石薬師小学校○
		3100342	急傾斜地	木田町	無	
		2100193	急傾斜地	木田町、 石薬師町	有	
		3100341	急傾斜地	木田町、 石薬師町	無	
		3100340	急傾斜地	木田町	有	
		2100192	急傾斜地	木田町	有	
		3100339	急傾斜地	木田町	無	
	2495	3100345	急傾斜地	国分町	有	石薬師公民館◎ 石薬師小学校○
	2496	1102489	急傾斜地	国分町	無	※木田町公会堂
				四日市市	有	

		2200021	急傾斜地	国分町	無	
				四日市市	無	
		B2210066	急傾斜地	国分町	有	
				四日市市	有	
		3200012	急傾斜地	国分町	無	
				四日市市	有	
加佐登	2481 (無)	3100348	急傾斜地	高塚町	無	加佐登公民館◎ 加佐登小学校○
石薬師	2482	2100201	急傾斜地	上田町	有	石薬師公民館◎ 石薬師小学校○
	2483	2100201	急傾斜地	上田町	有	
		3100354	急傾斜地	石薬師町	無	
		1102586	急傾斜地	石薬師町、 上野町	有	
		1100275	急傾斜地	上田町	有	
	2484	3100341	急傾斜地	木田町、 石薬師町	無	石薬師公民館◎ 石薬師小学校○ ※木田町公会堂
		3200062	急傾斜地	石薬師町	無	
		3100340	急傾斜地	木田町	有	
		3100339	急傾斜地	木田町	無	
		2100203	急傾斜地	上野町、 石薬師町	有	
河曲	2485	2100224	急傾斜地	国分町	有	河曲公民館◎ 河曲小学校○ 石薬師公民館◎ 石薬師小学校○ ※木田町公会堂
		B 3115028	急傾斜地	国分町	有	
		1100272	急傾斜地	木田町	有	
		1102587	急傾斜地	木田町	有	
		3100366	急傾斜地	国分町、 木田町	無	
高岡	2486	B 2115029	急傾斜地	高岡町、高岡 台 4 丁目	有	河曲公民館◎ 河曲小学校○ 一ノ宮公民◎ 一ノ宮小学校○ ※木田町公会堂
		2100204	急傾斜地	高岡町	有	
	2487	3100367	急傾斜地	高岡町、高岡 台 5 丁目	有	河曲公民館◎ 河曲小学校○ 一ノ宮公民館◎ 一ノ宮小学校○
		2100206	急傾斜地	高岡町、高岡 台 1 丁目	有	
		2100207	急傾斜地	高岡町	無	
		2100208	急傾斜地	高岡町	有	

		2100209	急傾斜地	高岡町	有	
加佐登	2471	2100196-1	急傾斜地	高塚町	有	加佐登公民館◎ 加佐登小学校○
		2100196-2	急傾斜地	高塚町	有	
		2100195	急傾斜地	高塚町、加佐登4丁目	有	
		3100370	急傾斜地	津賀町、加佐登町	無	
石薬師	2472	B 2115015	急傾斜地	加佐登町	有	石薬師公民館◎ 石薬師小学校○ 加佐登公民館◎ 加佐登小学校○
		3100357	急傾斜地	上田町、加佐登町	無	
		3200063	急傾斜地	上田町	無	
		2100200	急傾斜地	上田町	有	
		B 3115024	急傾斜地	上田町	無	
		2100199	急傾斜地	加佐登町、加佐登2丁目	有	
		1102585	急傾斜地	加佐登町、加佐登2丁目	有	
		1100280-2	急傾斜地	加佐登1丁目	有	
		1100276-2	急傾斜地	加佐登1丁目、2丁目	有	
		1100276-3	急傾斜地	加佐登1丁目	有	
		3100356	急傾斜地	加佐登町、加佐登1丁目	無	
		1100279	急傾斜地	加佐登1丁目	有	
	2473	B3115025	急傾斜地	上田町	無	石薬師公民館◎ 石薬師小学校○
		1102584	急傾斜地	上田町、上野町	有	
		1100274	急傾斜地	上田町	有	
		B3115026	急傾斜地	上田町	無	
		1100275	急傾斜地	上田町	有	
		B3115027	急傾斜地	石薬師町	有	
		3100361	急傾斜地	石薬師町	有	
		1102586	急傾斜地	石薬師町、上野町	有	
	2474	3100360	急傾斜地	山辺町、河田町、上野町	無	石薬師公民館◎ 石薬師小学校○

		2100202	急傾斜地	山辺町、 河田町	有	河曲公民館◎ 河曲小学校○ ※木田町公会堂
		1100273	急傾斜地	山辺町	有	
		2100203	急傾斜地	上野町、 石薬師町	有	
河曲	2475	1100273	急傾斜地	山辺町	有	河曲公民館◎ 河曲小学校○ ※木田町公会堂
		1102587	急傾斜地	木田町	有	
		1100272	急傾斜地	木田町	有	
加佐登	2460	2100210	急傾斜地	津賀町	無	加佐登公民館◎ 加佐登小学校○
		1100281 (特無)	急傾斜地	中富田町	有	
加佐登	2461	3100377	急傾斜地	津賀町	有	
		2100210	急傾斜地	津賀町	無	
		3100372	急傾斜地	津賀町	無	
		B2115016	急傾斜地	津賀町	有	
		B2115017	急傾斜地	津賀町	有	
		3100378	急傾斜地	津賀町、 加佐登町	有	
		3100379	急傾斜地	加佐登町	無	
		3100370	急傾斜地	津賀町、 加佐登町	無	
		3100369	急傾斜地	津賀町	無	
加佐登	2462	3100379	急傾斜地	加佐登町	無	
		1100278	急傾斜地	加佐登町、加 佐登3丁目	有	
		3100380	急傾斜地	加佐登町、加 佐登1～3 丁目	有	
		1100277	急傾斜地	加佐登町、加 佐登1丁目、 2丁目	有	
		1100276-1	急傾斜地	加佐登1丁 目、2丁目	有	
		1100276-2	急傾斜地	加佐登1丁 目、2丁目	有	
		1100276-3	急傾斜地	加佐登1丁 目	有	
		1100279	急傾斜地	加佐登1丁 目	有	

		1100280-1	急傾斜地	加佐登1丁目	有	
井田川	2450	1100282	急傾斜地	中富田町	有	加佐登公民館◎ 加佐登小学校○
		1100281 (特無)	急傾斜地	中富田町	有	
	2359	2100211	急傾斜地	小田町	有	井田川公民館◎ ※小田町野会館 ※小田町公民館
	2349	1100286	急傾斜地	小田町	有	
		3100381	急傾斜地	小田町	有	
		2100211	急傾斜地	小田町	有	
岸岡	2428	1102589	急傾斜地	岸岡町	有	玉垣公民館◎
国府	2339	1102588	急傾斜地	国府町	有	国府公民館◎ 国府小学校○
	2430	2100214	急傾斜地	国府町	有	
		3100385	急傾斜地	国府町	有	
		B 2115022	急傾斜地	国府町	有	
	2431	1100287	急傾斜地	国府町、 平野町	有	
		1100288	急傾斜地	国府町	有	
	2329	2100212	急傾斜地	国府町	有	
		3100382	急傾斜地	国府町	有	
		3100386	急傾斜地	国府町、 八野町	有	
		3200064	急傾斜地	国府町	有	
	2420	1100289	急傾斜地	国府町	有	
		2100213	急傾斜地	国府町	有	
		3100383	急傾斜地	国府町	有	
		3100384	急傾斜地	国府町	有	
		B 2115021	急傾斜地	国府町	有	
		B 2115022	急傾斜地	国府町	有	
	2318	3100390	急傾斜地	八野町	無	
				龜山市	有	
		3100634	急傾斜地	八野町	無	
	2319	1102590	急傾斜地	国府町、 八野町	有	
		2100217	急傾斜地	八野町	有	
		3100387	急傾斜地	八野町、 国府町	有	
		B 2115023	急傾斜地	八野町	有	
		2410	1100289	急傾斜地	国府町	
			1102592	急傾斜地	国府町	
			1102593	急傾斜地	国府町	
			2100216	急傾斜地	国府町	

		1200151	急傾斜地	国府町	有	
		B 2115019	急傾斜地	国府町	有	
		B 2115020	急傾斜地	国府町	有	
	2411 (無)	3100398	急傾斜地	御菌町	無	
		2100216	急傾斜地	国府町	有	
御菌	2412 (無)	3100397	急傾斜地	御菌町	無	天名公民館◎ 旧天名小学校○
国府	2309	1102594	急傾斜地	八野町	有	国府公民館◎ 国府小学校○ ※北條集会所
		3100402	急傾斜地	八野町、 国府町	無	
	2400	1102591	急傾斜地	国府町	無	
		1200151	急傾斜地	国府町	有	
御菌	2401 (無)	3100391	急傾斜地	国府町	無	天名公民館◎ 旧天名小学校○
	2402	3100395	急傾斜地	御菌町	有	
合川	1399 (無)	1200099	急傾斜地	三宅町	有	合川公民館◎ ※北條集会所
	1490 (無)	3100409	急傾斜地	長法寺町	無	
御菌	1491	1100293	急傾斜地	御菌町	有	天名公民館◎ 旧天名小学校○
	1492	1100293	急傾斜地	御菌町	有	
合川	1389	1100297	急傾斜地	三宅町	有	合川公民館◎
		1100298	急傾斜地	三宅町	有	
		1200099	急傾斜地	三宅町	有	
		2100219	急傾斜地	三宅町	有	
		B 2115001	急傾斜地	三宅町	有	
	1480	1200152	急傾斜地	三宅町	有	
		2100220	急傾斜地	三宅町	無	
		B 2115002	急傾斜地	徳居町	有	
	1481	1100294	急傾斜地	徳居町	有	天名公民館◎ 旧天名小学校○
		1100295	急傾斜地	徳居町	有	
		1102290	急傾斜地	徳居町	有	
		2200029	急傾斜地	徳居町	無	
		3100424	急傾斜地	徳居町	有	
		3100425	急傾斜地	徳居町	無	
		2100222	急傾斜地	徳居町	有	
		3100440	急傾斜地	徳居町、 御菌町	無	
栄	1482	3100440	急傾斜地	徳居町、	無	天名公民館◎

				御菌町		旧天名小学校○ 天栄小学校○
		2100226	急傾斜地	越知町	有	
		1100291	急傾斜地	越知町、 郡山町	有	
		3100441	急傾斜地	越知町、 徳居町	無	
		2100223	急傾斜地	越知町、 郡山町	有	
		1100290	急傾斜地	越知町	有	
	1483	1100292	急傾斜地	秋永町、 徳田町	有	
		2100226	急傾斜地	越知町	有	
合川	1379	1100296	急傾斜地	三宅町	有	合川公民館◎
		1100297	急傾斜地	三宅町	有	
		2100218	急傾斜地	三宅町	有	
		3100414	急傾斜地	三宅町	無	
		3100415	急傾斜地	三宅町	無	
		3100417	急傾斜地	三宅町	無	
		3100419	急傾斜地	三宅町	無	
		2100219	急傾斜地	三宅町	有	
		3100450	急傾斜地	三宅町	有	
		B 2115001	急傾斜地	三宅町	有	
	1470	1100296	急傾斜地	三宅町	有	
		2100220	急傾斜地	三宅町	無	
		3100449	急傾斜地	三宅町	無	
		3100450	急傾斜地	三宅町	有	
		3100454	急傾斜地	徳居町、 三宅町	無	

第4 避難情報の解除基準

高齢者等避難は、土砂災害警報が解除された時点で解除する。

避難指示は、土砂災害危険警報が解除され、今後もまとまった降雨が見込まれない時点で解除する。

第5 避難情報の伝達文

避難情報を伝達する場合は、次の文例を参考にして伝達する。

【注意事項】

- ・避難情報を出すに至った理由（状況）を簡潔に伝達する。
- ・避難所は、具体的な施設名を伝達する。
- ・避難に支障となる事象（道路冠水、がけ崩れ等）がある場合は、その状況についても伝達する。
- ・必要に応じ、伝達事項を追加する。

1 警戒レベル3（高齢者等避難）発令時

（1）防災スピーカー及び広報車（手動放送）

- ①こちらは、鈴鹿市です。
- ②（A）土砂災害の危険があるため、
（B）近隣（具体的な場所）で前兆現象が確認されたため、
土砂災害のおそれがある地域に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令しました。
- ③対象地域は、鈴峰、椿、庄内の3地区、八野・国府・平野町、加佐登一～四丁目、加佐登・高塚・津賀町、石薬師・上野・上田町、国分・河田・山辺・木田町、高岡町、高岡台一・四・五丁目、岸岡町、越知・郡山・秋永町、御蘭・徳田町、三宅・徳居・長法寺町、小田・中富田町、下大久保町です。
- ④ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれがある地域にいる高齢者や障がいのある人等避難に時間がかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- ⑤それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- ⑥避難所は、国府公民館、加佐登公民館、石薬師公民館、河曲公民館、一ノ宮公民館、玉垣公民館、栄公民館、天名公民館、合川公民館、井田川公民館、久間田公民館、椿公民館、鈴峰公民館、庄内公民館です。

（B）は具体的な場所と前兆現象の内容を伝達する。

(2) 緊急速報メール（題名 15 文字、本文 200 文字以内）

題名：高齢者等避難

本文：土砂災害の危険があるため、警戒レベル3 高齢者等避難を発令。高齢者等は危険な場所から速やかに避難。

対象地域：鈴峰、椿、庄内の3地区、八野・国府・平野町、加佐登一～四丁目、加佐登・高塚・津賀町、石薬師・上野・上田町、国分・河田・山辺・木田町

避難所：国府・加佐登・石薬師・河曲・一ノ宮・玉垣・栄・天名・合川・井田川・久間田・椿・鈴峰・庄内公民館

題名：高齢者等避難

本文：土砂災害の危険があるため、警戒レベル3 高齢者等避難を発令。高齢者等は危険な場所から速やかに避難。

対象地域：高岡町、高岡台一・四・五丁目、岸岡町、越知・郡山・秋永町、御薊・徳田町、三宅・徳居・長法寺町、小田・中富田町、下大久保町

避難所：国府・加佐登・石薬師・河曲・一ノ宮・玉垣・栄・天名・合川・井田川・久間田・椿・鈴峰・庄内公民館

(3) 鈴鹿市災害メール、LINE、Yahoo!防災速報アプリ

題名：【高齢者等避難】土砂災害

本文：土砂災害発生の危険があるため、警戒レベル3 高齢者等避難を発令。
ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれがある区域にいる高齢者や障がいのある方等は、危険な場所から速やかに避難してください。それ以外の方も不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。

【対象地域】

鈴峰地区、椿地区、庄内地区、八野町、国府町、平野町、加佐登一丁目～四丁目、加佐登町、高塚町、津賀町、石薬師町、上野町、上田町、国分町、河田町、山辺町、木田町、高岡町、高岡台一・四・五丁目、岸岡町、越知町、郡山町、秋永町、御菌町、徳田町、三宅町、徳居町、長法寺町、小田町、中富田町、下大久保町

【避難所】

国府公民館、加佐登公民館、石薬師公民館、河曲公民館、一ノ宮公民館、玉垣公民館、栄公民館、天名公民館、合川公民館、井田川公民館、久間田公民館、椿公民館、鈴峰公民館、庄内公民館

【その他】

テレビ、ラジオ、インターネットなどで、情報収集に努めてください。

(4) データ放送（ケーブルネット鈴鹿）

題名：【高齢者等避難】土砂災害

本文：土砂災害発生の危険があるため、警戒レベル3 高齢者等避難を発令。
高齢者等は、危険な場所から速やかに避難してください。

【対象地域】

鈴峰地区、椿地区、庄内地区、八野町、国府町、平野町、加佐登一丁目～四丁目、加佐登町、高塚町、津賀町、石薬師町、上野町、上田町、国分町、河田町、山辺町、木田町、高岡町、高岡台一・四・五丁目、岸岡町、越知町、郡山町、秋永町、御菌町、徳田町、三宅町、徳居町、長法寺町、小田町、中富田町、下大久保町

【避難所】

国府公民館、加佐登公民館、石薬師公民館、河曲公民館、一ノ宮公民館、玉垣公民館、栄公民館、天名公民館、合川公民館、井田川公民館、久間田公民館、椿公民館、鈴峰公民館、庄内公民館

【その他】

テレビ、ラジオ、インターネットなどで、情報収集に努めてください。

2 警戒レベル4（避難指示）発令時

（1）防災スピーカー及び広報車（手動放送）

- ①緊急放送、緊急放送、警戒レベル4 避難指示発令。
- ②こちらは、鈴鹿市です。
- ③（A）レベル4 土砂災害危険警報が発表され、
（B）今後の雨の予想から、
（C）近隣で（具体的な場所）前兆現象が確認され、
土砂災害の発生するおそれが高まったため、〇〇町に対し警戒レベル4
避難指示を発令しました。
- ④〇〇町の土砂災害警戒区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等
に今すぐ避難してください。
- ⑤避難所は〇〇公民館、〇〇小学校、〇〇町集会所です。

※状況に応じ、（A）～（C）を選ぶ。

（C）は具体的な場所と前兆現象の内容を伝達する。

（2）緊急速報メール（題名15文字、本文200文字以内）

題名：警戒レベル4 避難指示の発令

本文：土砂災害が発生する危険性が高まったため、警戒レベル4 避難指示
を発令しました。

対象地域の土砂災害警戒区域にいる方は今すぐ避難してください。

【対象地域】

〇〇町、〇〇町（防災マップ記載の土砂災害（特別）警戒区域の近辺
にお住まいの方）

【避難所】

〇〇公民館、〇〇小学校、〇〇町集会所

(3) 鈴鹿市災害メール、LINE、Yahoo!防災速報アプリ

題名：【避難指示】土砂災害

本文：土砂災害が発生する危険性が高まったため、警戒レベル4 避難指示を発令しました。

ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれがある対象地域にいる方は避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。

ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。

【対象地域】

〇〇町、〇〇町（防災マップ記載の土砂災害（特別）警戒区域の近辺にお住いの方）

【避難所】

〇〇公民館、〇〇小学校、〇〇町集会所

【その他】

身体の不自由な方やお年寄りの方などが近辺にお住いの場合は、声をかけて一緒に避難してください。

テレビ、ラジオ、インターネットなどで、情報収集に努めてください。

(4) データ放送（ケーブルネット鈴鹿）

題名：【避難指示】土砂災害

本文：土砂災害が発生する危険性が高まってきたため、警戒レベル4 避難指示を発令しました。対象地域の方は、危険な場所から速やかに避難してください。

【対象地域】

〇〇町、〇〇町（防災マップ記載の土砂災害（特別）警戒区域の近辺にお住いの方）

【避難所】

〇〇公民館、〇〇小学校、〇〇町集会所

3 警戒レベル5（緊急安全確保）発令時

（1）土砂災害発生が切迫している状況の場合

ア 防災スピーカー及び広報車（手動放送）

- ①緊急放送、緊急放送、警戒レベル5 緊急安全確保発令
②こちらは、鈴鹿市です。
③（A）レベル5 土砂災害特別警報が発表され、土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況のため
（B）近隣で（具体的な場所）前兆現象が確認され、土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況のため
〇〇町に対して警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。
④避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
⑤避難所は〇〇公民館、〇〇小学校、〇〇町集会所です。

※状況に応じ、（A）、（B）を選ぶ。

（B）は具体的な場所と前兆現象の内容を伝達する。

イ 緊急速報メール（題名15文字、本文200文字以内）

題名：警戒レベル5 緊急安全確保

本文：土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。

命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

【対象地域】

〇〇町、〇〇町（防災マップ記載の土砂災害（特別）警戒区域の近辺にお住まいの方）

【避難所】

〇〇公民館、〇〇小学校、〇〇町集会所

ウ 鈴鹿市災害メール、LINE、Yahoo!防災速報アプリ

題名：【緊急安全確保】土砂災害

本文：土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、対象地域に警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。

避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

【対象地域】

〇〇町、〇〇町（防災マップ記載の土砂災害（特別）警戒区域の近辺にお住いの方）

【避難所】

〇〇公民館、〇〇小学校、〇〇町集会所

【その他】

テレビ、ラジオ、インターネットなどで、情報収集に努めてください。

エ データ放送（ケーブルネット鈴鹿）

題名：【緊急安全確保】土砂災害

本文：土砂災害が発生する危険性が著しく高まってきたため、警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。

避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

【対象地域】

〇〇町、〇〇町（防災マップ記載の土砂災害（特別）警戒区域の近辺にお住いの方）

【避難所】

〇〇公民館、〇〇小学校、〇〇町集会所

(2) 土砂災害発生を確認した場合

ア 防災スピーカー及び広報車（手動放送）

- ①緊急放送、緊急放送、災害発生、災害レベル5、命を守る最善の行動をとってください。
- ②こちらは、鈴鹿市です。
- ③〇〇地区に土砂災害に関する警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。
- ③〇〇地区で土砂災害の発生が確認されました。現在、土砂により〇〇道路が通行できない状況です。避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
- ④対象地域は〇〇町、〇〇町です。
- ⑤避難所は〇〇公民館、〇〇小学校、〇〇町集会所です。

イ 緊急速報メール（題名15文字、本文200文字以内）

題名：【緊急安全確保】土砂災害

本文：〇〇地区に土砂災害に関する警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。

命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

【対象地域】

〇〇町、〇〇町（防災マップ記載の土砂災害（特別）警戒区域の近辺にお住まいの方）

【避難所】

〇〇公民館、〇〇小学校、〇〇町集会所

ウ 鈴鹿市災害メール、LINE、Yahoo!防災速報アプリ

題名：【緊急安全確保】土砂災害

本文：〇〇地区に土砂災害に関する警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。

避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

【対象地域】

〇〇町、〇〇町（防災マップ記載の土砂災害（特別）警戒区域の近辺にお住いの方）

【避難所】

〇〇公民館、〇〇小学校、〇〇町集会所

【その他】

テレビ、ラジオ、インターネットなどで、情報収集に努めてください。

エ データ放送（ケーブルネット鈴鹿）

題名：【緊急安全確保】土砂災害

本文：〇〇地区に土砂災害に関する警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。

避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

【対象地域】

〇〇町、〇〇町（防災マップ記載の土砂災害（特別）警戒区域の近辺にお住いの方）

【避難所】

〇〇公民館、〇〇小学校、〇〇町集会所

第4節 高潮災害

第1 高潮災害

高潮は、台風や温帯低気圧に伴う気圧低下による海水の吸い上げ効果と沖から海岸に向かって吹く強い風による吹き寄せ効果により発生する。

このことから、本マニュアルでは台風や発達した温帯低気圧の接近等を想定して、高潮に対する避難情報の発令基準を設定する。

第2 避難情報の発令基準及び対象地域

1 発令基準

避難情報の発令基準については、表4-1のとおりとするが、夜間に避難情報を発令する状況が予測される場合や、台風等の接近に伴い避難行動が困難になると予想される場合は、早めの判断を行う。

なお、今後、三重県により、水防法に基づく、高潮特別警戒水位の設定等がなされた場合には、避難情報の発令基準を見直すものとする。

2 対象地域

令和2年8月に三重県が作成した想定最大規模及び伊勢湾台風規模の高潮浸水想定区域図に含まれる地域とする。

高潮浸水想定区域図の浸水想定条件

次の①～③が同時に発生した場合の浸水を想定

【伊勢湾台風規模の高潮浸水想定区域】

- ① 昭和34年の伊勢湾台風（上陸時930hPa）規模の台風が伊勢湾沿岸部に最大の高潮を発生させるような経路で接近
- ② 満潮などで潮位が最大
- ③ 堤防、水門は決壊しない

【想定最大規模の高潮浸水想定区域】

- ① 日本史上最大の昭和9年の室戸台風（上陸時910hPa）規模の台風が伊勢湾沿岸部に最大の高潮を発生させるような経路で接近
- ② 満潮などで潮位が最大となり、主要な河川で洪水が発生
- ③ 堤防、水門が決壊する

※ ①の発生は500～5,000年に1回の確率とされており、①～③が同時に発生する確率は、さらに下がる。

表 4－1：避難情報の発令基準

避難情報	発令基準	対象地域
警戒レベル 3 高齢者等避難	○高潮警報が発表されたとき	伊勢湾台風規模の 高潮浸水想定区域
警戒レベル 4 避難指示	○高潮危険警報が発表されたとき、又は、 海岸堤防の巡視等で越波等が確認され、 暴風雨の状況等によりさらに浸水するおそれがあるとき	
	○上記に加え、台風が室戸台風規模 (910hPa 程度) の勢力を保ちながら三重県 周辺に上陸するおそれが高まったとき	想定最大規模の 高潮浸水想定区域
警戒レベル 5 緊急安全確保	○高潮特別警報が発表されたとき ○高潮危険警報が発表されている中で、 海岸堤防の巡視等で非常に大きな越波等が 確認される等、さらに浸水するおそれがある とき又は海岸堤防が被害を受け、越波及び 越流が発生したとき	伊勢湾台風規模の 高潮浸水想定区域
	○上記のいずれかに加え、台風が室戸台風 規模 (910hPa 程度) の勢力を保ちながら三 重県周辺に上陸するおそれが高まったとき	想定最大規模の 高潮浸水想定区域

(1) 伊勢湾台風規模の高潮浸水想定区域に含まれる対象地域は、表4-2のとおりとする。

表4-2：避難対象地域一覧表

地区名	対象地域	避難所
箕 田	下箕田町	箕田小学校
	下箕田一丁目～三丁目	箕田公民館
若 松	北若松町 ※1	箕田小学校 箕田公民館 若松小学校 若松公民館 ※2 玉垣公民館
	中若松町 ※1	
	南若松町	
	若松北三丁目	
	若松東一丁目	
	若松東二丁目 ※1	
	若松中一丁目・二丁目	
玉 垣	岸岡町	
白 子	東江島町	白子小学校
	江島本町	鼓ヶ浦小学校
	白子一丁目	愛宕公民館
栄	秋永町 ※1	栄小学校
	五祝町 ※1	栄公民館
	磯山町	稲生小学校
	磯山一丁目・二丁目	稲生公民館
	東磯山一丁目	鼓ヶ浦小学校

※1 浸水区域内に人家は無いため通行及び立ち入り禁止を周知する。

※2 災害状況により若松小学校の2階以上への垂直避難を行う。

(2) 想定最大規模の高潮浸水想定区域に含まれる対象地域は、表４－３のとおりとする。

表４－３：避難対象地域一覧表

地区名	対象地域	避難所
一ノ宮	一ノ宮町	長太小学校 ※２ 一ノ宮公民館
	池田町	
	北長太町	
	南長太町	
	長太新町一丁目～四丁目	
	長太旭町一丁目～六丁目	
	長太栄町一丁目～五丁目	
箕 田	林崎町	箕田小学校 ※２
	南林崎町	
	上箕田町	
	中箕田町	
	下箕田町	
	北堀江町	
	南堀江町	
	林崎一丁目・二丁目	
	上箕田一丁目・二丁目	
	中箕田一丁目・二丁目	
	下箕田一丁目～四丁目	
	北堀江一丁目・二丁目	
	南堀江一丁目・二丁目	
若 松	北若松町	箕田小学校 ※２ 若松小学校 ※２
	中若松町 ※１	
	南若松町	
	若松北一丁目～三丁目	
	若松東一丁目～三丁目	
	若松西一丁目～六丁目	
	若松中一丁目・二丁目	

玉 垣	岸岡町	玉垣公民館
	柳町	
	土師町	
	東玉垣町	
白 子	白子駅前	愛宕公民館 ※2 白子小学校 ※2 鼓ヶ浦小学校 ※2 稲生小学校 稲生公民館 栄小学校 ※2
	白子町	
	白子本町	
	白子一丁目～四丁目	
	北江島町	
	東江島町	
	中江島町	
	南江島町	
	江島町	
	江島本町	
	江島台一丁目 ※1	
	江島台二丁目 ※1	
	中旭が丘四丁目	
	南旭が丘三丁目	
	寺家町	
	寺家一丁目～八丁目	
稲 生	稲生町	稲生小学校 稲生公民館
	野村町	
	稲生一丁目・二丁目	
	稲生西一丁目・二丁目	
	稲生塩屋一丁目～三丁目	
	稲生こがね園	
栄	中瀬古町 ※1	栄小学校 ※2 稲生小学校 稲生公民館 鼓ヶ浦小学校 ※2
	秋永町	
	五祝町	
	磯山町	
	磯山一丁目～四丁目	
	東磯山一丁目～四丁目	
天 名	徳田町	天名公民館

※1 浸水区域内に人家は無いため通行及び立ち入り禁止を周知する。

※2 災害状況により2階以上への垂直避難を行う。

第3 避難情報の解除基準

- (1) 高潮警報、高潮危険警報又は高潮特別警報が解除された時刻をもって、避難情報を解除する。
- (2) 高潮による浸水被害が発生した際は、高潮危険警報が解除され、かつ、陸地での浸水が解消した段階にて避難情報を解除する。

第4 避難情報の伝達文

避難情報を伝達する場合は、次の文例を参考にして伝達する。

【注意事項】

- ・避難情報を出すに至った理由（状況）を簡潔に伝達する。
- ・避難場所は、具体的な施設名を伝達する。
- ・避難に支障となる事象（道路冠水等）がある場合は、その状況についても伝達する。
- ・必要に応じ、伝達事項を追加する。

1 警戒レベル3（高齢者等避難）発令時

（1）防災スピーカー及び広報車（手動放送）

- ①こちらは、鈴鹿市です。
- ②台風の接近により、高潮氾濫が発生する危険性があるため、警戒レベル3 高齢者避難等を発令しました。
- ③対象地域は、〇〇町、〇〇町です。
- ④避難所は、〇〇小学校、〇〇公民館です。
- ⑤高潮浸水想定区域にいる高齢者や障がいのある人等避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- ⑥それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- ⑦心配な場合は、迷わず避難してください。
- ⑧海岸や河川には絶対に近付かないでください。

(2) 緊急速報メール（題名 15 文字、本文 200 文字以内）

題名：高齢者等避難

本文：高潮氾濫の危険があり警戒レベル3 高齢者等避難を発令。高潮浸水区域にいる高齢者や障がいのある人等は速やかに避難。

対象地域：下箕田町、下箕田一～三、北若松・中若松・南若松町、若松北三、若松東一・二、若松中一・二、岸岡町、東江島・江島本町、白子一、秋永・五祝・磯山町、磯山一・二、東磯山一

避難所：箕田・若松・白子・鼓ヶ浦・稲生・栄小学校、箕田・若松・玉垣・愛宕・稲生・栄公民館

(3) 鈴鹿市災害メール、LINE、Yahoo!防災速報アプリ

題名：【高齢者等避難】高潮氾濫

本文：高潮氾濫が発生する危険性があるため、警戒レベル3 高齢者等避難を発令しました。

対象地域の高潮浸水想定区域にいる高齢者や障がいのある人等避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅に速やかに避難してください。

それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。

心配な場合は迷わず避難してください。

海岸や河川には絶対に近付かないでください。

【避難対象地域】

箕田地区（下箕田町、下箕田一丁目～三丁目）

若松地区（北若松町、中若松町、南若松町、若松北三丁目、若松東一丁目・二丁目、若松中一丁目・二丁目）

玉垣地区（岸岡町）

白子地区（東江島町、江島本町、白子一丁目）

栄地区（秋永町、五祝町、磯山町、磯山一丁目・二丁目、東磯山一丁目）

【避難所】

箕田小学校、箕田公民館、若松小学校、若松公民館、玉垣公民館、愛宕公民館、白子小学校、鼓ヶ浦小学校、稲生小学校、稲生公民館、栄小学校、栄公民館※できるだけ内陸側の避難場所へ避難してください。

【その他】

テレビ、ラジオ、インターネットなどで、情報収集に努めてください。

(4) データ放送（ケーブルネット鈴鹿）

題名：【高齢者等避難】高潮氾濫

本文：高潮氾濫が発生する危険性があるため、警戒レベル3 高齢者等避難を発令しました。

対象地域の危険な場所にいる方は、避難の準備をして、今後の情報に注意してください。なお、高齢者や障がいのある人等、避難に時間がかかる方は、危険な場所から速やかに避難してください。

【対象地域】

〇〇町、〇〇町

【避難所】

〇〇公民館、〇〇小学校、〇〇町集会所

2 警戒レベル4（避難指示）発令時

（1）防災スピーカー及び広報車（手動放送）

- ①緊急放送、緊急放送、避難指示発令
- ②こちらは、鈴鹿市です。
- ③（A）レベル4 高潮危険警報が発表され、高潮氾濫が発生するおそれが高まったため、
（B）〇〇町の堤防で高潮による越波等が確認され、さらに浸水するおそれがあるため、
対象地域に対し警戒レベル4 避難指示を発令しました。
- ④対象地域の高潮浸水想定区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- ⑤対象となる地域は、〇〇町、〇〇町です。
- ⑥避難所は〇〇小学校、〇〇公民館です。
- ⑦外が危険な場合は、2階などの屋内の高いところへ避難してください。

※状況に応じ、（A）、（B）を選ぶ。

（2）緊急速報メール（題名15文字、本文200文字以内）

ア 伊勢湾台風規模の高潮浸水想定区域にある地域

題名：避難指示

本文：高潮氾濫が発生するおそれが高まったため警戒レベル4 避難指示を発令。高潮浸水想定区域にいる方は避難所や安全な親戚・知人宅に今すぐ避難。

対象地域：下箕田町、下箕田一～三、北若松・中若松・南若松町、若松北三、若松東一・二、若松中一・二、岸岡町、東江島・江島本町、白子一、秋永・五祝・磯山町、磯山一・二、東磯山一

避難所：箕田・若松・白子・鼓ヶ浦・稲生・栄小学校、箕田・若松・玉垣・愛宕・稲生・栄公民館

イ 想定最大規模の高潮浸水想定区域にある地域

題名：一ノ宮、箕田に避難指示

本文：高潮氾濫が発生するおそれが高まったため警戒レベル4 避難指示を発令。高潮浸水想定区域にいる方は避難所や安全な親戚宅等に今すぐ避難。

対象地域：一ノ宮・池田町、北長太・南長太町、長太新一～四、長太旭一～六、長太栄一～五、林崎・南林崎町、林崎一・二、上箕田・中箕田・下箕田町、上箕田一・二、中箕田一・二、下箕田一～四、北堀江・南堀江町、北堀江一・二、南堀江一・二

避難所：長太・箕田小学校、一ノ宮公民館

題名：若松、玉垣に避難指示

本文：高潮氾濫が発生するおそれが高まったため警戒レベル4 避難指示を発令。高潮浸水想定区域にいる方は避難所や安全な親戚・知人宅に今すぐ避難。

対象地域：北若松・中若松・南若松町、若松北一～三、若松東一～三、若松西一～六、若松中一・二、岸岡・柳・土師・東玉垣町

避難所：箕田・若松小学校、玉垣公民館

題名：白子、稲生に避難指示

本文：高潮氾濫が発生するおそれが高まったため警戒レベル4 避難指示を発令。高潮浸水想定区域にいる方は避難所等に今すぐ避難。

対象地域：白子駅前、白子・白子本町、白子一～四、北江島・東江島・中江島・南江島・江島・江島本町、江島台一・二、中旭が丘四、南旭が丘三、寺家町、寺家一～八、稲生・野村町、稲生一・二、稲生西一・二、稲生塩屋一～三、稲生こがね園

避難所：白子・鼓ヶ浦・稲生・栄小学校、愛宕・稲生公民館

題名：栄、天名に避難指示

本文：高潮氾濫が発生するおそれが高まったため警戒レベル4 避難指示を発令。高潮浸水想定区域にいる方は避難所や安全な親戚・知人宅に今すぐ避難。

対象地域：中瀬古、秋永・五祝・磯山町、磯山一～四、東磯山一～四、徳田町

避難所：栄・稲生・鼓ヶ浦小学校、稲生・天名公民館

(3) 鈴鹿市災害メール、LINE、Yahoo!防災速報アプリ

ア 伊勢湾台風規模の高潮浸水想定区域にある地域

題名：【避難指示】高潮氾濫

本文：高潮氾濫が発生するおそれが高まったため、警戒レベル4 避難指示を発令しました。

対象地域の高潮浸水想定区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。

避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。

【避難対象地域】

箕田地区（下箕田町、下箕田一丁目～三丁目）

若松地区（北若松町、中若松町、南若松町、若松北三丁目、若松東一丁目・二丁目、若松中一丁目・二丁目）

玉垣地区（岸岡町）

白子地区（東江島町、江島本町、白子一丁目）

栄地区（秋永町、五祝町、磯山町、磯山一丁目・二丁目、東磯山一丁目）

【避難所】

箕田小学校、箕田公民館、若松小学校、若松公民館、玉垣公民館、愛宕公民館、白子小学校、鼓ヶ浦小学校、稲生小学校、稲生公民館、栄小学校、栄公民館

※できるだけ内陸側の避難場所へ避難してください。

【その他】

身体の不自由な方やお年寄りの方などが近辺にお住いの場合は、声をかけて一緒に避難してください。

テレビ、ラジオ、インターネットなどで、情報収集に努めてください。

イ 想定最大規模の高潮浸水想定区域にある地域

題名：【避難指示】高潮氾濫

本文：高潮氾濫が発生するおそれが高まったため、警戒レベル4 避難指示を発令しました。

対象地域の高潮浸水想定区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。

避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。

【避難対象地域】

一ノ宮地区（一ノ宮町、池田町、北長太町、南長太町、長太新町一丁目～四丁目、長太旭町一丁目～六丁目、長太栄町一丁目～五丁目）

箕田地区（林崎町、南林崎町、上箕田町、中箕田町、下箕田町、北堀江町、南堀江町、林崎一丁目・二丁目、上箕田一丁目・二丁目、中箕田一丁目・二丁目、下箕田一丁目～四丁目、北堀江一丁目・二丁目、南堀江一丁目・二丁目）

若松地区（北若松町、中若松町、南若松町、若松北一丁目～三丁目、若松東一丁目～三丁目、若松西一丁目～六丁目、若松中一丁目・二丁目）

玉垣地区（岸岡町、柳町、土師町、東玉垣町）

白子地区（白子駅前、白子町、白子本町、白子一丁目～四丁目、北江島町、東江島町、中江島町、南江島町、江島町、江島本町、江島台一丁目・二丁目、中旭が丘四丁目、南旭が丘三丁目、寺家町、寺家一丁目～八丁目）

稲生地区（稲生町、野村町、稲生一丁目・二丁目、稲生西一丁目・二丁目、稲生塩屋一丁目～三丁目、稲生こがね園）

栄地区（中瀬古町、秋永町、五祝町、磯山町、磯山一丁目～四丁目、東磯山一丁目～四丁目）

天名地区（徳田町）

【避難所】

長太小学校、一ノ宮公民館、箕田小学校、若松小学校、玉垣公民館、愛宕公民館、白子小学校、鼓ヶ浦小学校、稲生小学校、稲生公民館、栄小学校、天名公民館

※できるだけ内陸側の避難場所へ避難してください。

※災害状況により2階以上への垂直避難をしてください。

【その他】

身体の不自由な方やお年寄りの方などが近辺にお住いの場合は、声をかけて一緒に避難してください。

テレビ、ラジオ、インターネットなどで、情報収集に努めてください。

(4) データ放送 (ケーブルネット 鈴鹿)

題名：【避難指示】 高潮氾濫

本文：高潮氾濫が発生する危険性が高まってきたため、警戒レベル4 避難指示を発令しました。

対象地域の方は、危険な場所から今すぐ全員避難してください。

【対象地域】

〇〇町、〇〇町

【避難所】

〇〇公民館、〇〇小学校、〇〇町集会所

3 警戒レベル5 (緊急安全確保) 発令時

(1) 高潮氾濫が切迫している状況

ア 防災スピーカー及び広報車 (手動放送)

①緊急放送、緊急放送、緊急安全確保発令

②こちらは、鈴鹿市です。

③〇〇町の堤防で大きな越波を確認され、高潮氾濫の危険性が大変高まってきたため、対象地域に対し警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。

④避難対象地域は〇〇町、〇〇町です。

⑤避難所は〇〇小学校、〇〇公民館です。

⑥避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

⑦海岸や河川には絶対に近付かないでください。

イ 緊急速報メール (題名 15 文字、本文 200 文字以内)

(ア) 伊勢湾台風規模の高潮浸水想定区域にある地域

題名：緊急安全確保

本文：高潮氾濫の危険が著しく高まり警戒レベル5 緊急安全確保を発令。対象地域の高潮浸水想定区域にいる方は直ちに身の安全を確保。

対象地域：下箕田町、下箕田一～三、北若松・中若松・南若松町、若松北三、若松東一・二、若松中一・二、岸岡町、東江島・江島本町、白子一、秋永・五祝・磯山町、磯山一・二、東磯山一

避難所：箕田・若松・白子・鼓ヶ浦・稲生・栄小学校、箕田・若松・玉垣・愛宕・稲生・栄公民館

(イ) 想定最大規模の高潮浸水想定区域にある地域

題名：一ノ宮、箕田に緊急安全確保

本文：高潮氾濫の危険が著しく高まり警戒レベル5 緊急安全確保を発令。対象地域の方は危険な場所から直ちに全員避難。対象地域の高潮浸水想定区域にいる方は直ちに身の安全を確保。

対象地域：一ノ宮・池田町、北長太・南長太町、長太新一～四、長太旭一～六、長太栄一～五、林崎・南林崎町、林崎一・二、上箕田・中箕田・下箕田町、上箕田一・二、中箕田一・二、下箕田一～四、北堀江・南堀江町、北堀江一・二、南堀江一・二

題名：若松、玉垣に緊急安全確保

本文：高潮氾濫の危険が著しく高まり警戒レベル5 緊急安全確保を発令。

対象地域の方は危険な場所から直ちに全員避難。

対象地域：北若松・中若松・南若松町、若松北一～三、若松東一～三、若松西一～六、若松中一・二、岸岡・柳・土師・東玉垣町

避難所：箕田・若松小学校、玉垣公民館

題名：白子、稲生に緊急安全確保

本文：高潮氾濫の危険が著しく高まり警戒レベル5 緊急安全確保を発令。対象地域の高潮浸水想定区域にいる方は直ちに身の安全を確保。

対象地域：白子駅前、白子・白子本町、白子一～四、北江島・東江島・中江島・南江島・江島・江島本町、江島台一・二、中旭が丘四、南旭が丘三、寺家町、寺家一～八、稲生・野村町、稲生一・二、稲生西一・二、稲生塩屋一～三、稲生こがね園

避難所：白子・鼓ヶ浦・稲生・栄小学校、愛宕・稲生公民館

題名：栄、天名に緊急安全確保

本文：高潮氾濫の危険が著しく高まり警戒レベル5 緊急安全確保を発令。対象地域の高潮浸水想定区域にいる方は直ちに身の安全を確保。

対象地域：中瀬古、秋永・五祝・磯山町、磯山一～四、東磯山一～四、徳田町

避難所：栄・稲生・鼓ヶ浦小学校、稲生・天名公民館

ウ 鈴鹿市災害メール、LINE、Yahoo!防災速報アプリ

(ア) 伊勢湾台風規模の高潮浸水想定区域にある地域

題名：【緊急安全確保】高潮氾濫

本文：高潮氾濫の危険性が著しく高まってきたため、警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。

対象地域の高潮浸水想定区域にいる方は、避難場所への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

【避難対象地域】

箕田地区（下箕田町、下箕田一丁目～三丁目）

若松地区（北若松町、中若松町、南若松町、若松北三丁目、若松東一丁目・二丁目、若松中一丁目・二丁目）

玉垣地区（岸岡町）

白子地区（東江島町、江島本町、白子一丁目）

栄地区（秋永町、五祝町、磯山町、磯山一丁目・二丁目、東磯山一丁目）

【避難所】

箕田小学校、箕田公民館、若松小学校、若松公民館、玉垣公民館、愛宕公民館、白子小学校、鼓ヶ浦小学校、稲生小学校、稲生公民館、栄小学校、栄公民館

※できるだけ内陸側の避難場所へ避難してください。

【その他】

テレビ、ラジオ、インターネットなどで、情報収集に努めてください。

【その他】

身体の不自由な方やお年寄りの方などが近辺にお住いの場合は、声をかけて一緒に避難してください。

テレビ、ラジオ、インターネットなどで、情報収集に努めてください。

(イ) 想定最大規模の高潮浸水想定区域にある地域

題名：【緊急安全確保】高潮氾濫

本文：高潮氾濫の危険性が著しく高まってきたため、警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。

対象地域の高潮浸水想定区域にいる方は、避難場所への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

【避難対象地域】

一ノ宮地区（一ノ宮町、池田町、北長太町、南長太町、長太新町一丁目～四丁目、長太旭町一丁目～六丁目、長太栄町一丁目～五丁目）

箕田地区（林崎町、南林崎町、上箕田町、中箕田町、下箕田町、北堀江町、南堀江町、林崎一丁目・二丁目、上箕田一丁目・二丁目、中箕田一丁目・二丁目、下箕田一丁目～四丁目、北堀江一丁目・二丁目、南堀江一丁目・二丁目）

若松地区（北若松町、中若松町、南若松町、若松北一丁目～三丁目、若松東一丁目～三丁目、若松西一丁目～六丁目、若松中一丁目・二丁目）

玉垣地区（岸岡町、柳町、土師町、東玉垣町）

白子地区（白子駅前、白子町、白子本町、白子一丁目～四丁目、北江島町、東江島町、中江島町、南江島町、江島町、江島本町、江島台一丁目・二丁目、中旭が丘四丁目、南旭が丘三丁目、寺家町、寺家一丁目～八丁目）

稲生地区（稲生町、野村町、稲生一丁目・二丁目、稲生西一丁目・二丁目、稲生塩屋一丁目～三丁目、稲生こがね園）

栄地区（中瀬古町、秋永町、五祝町、磯山町、磯山一丁目～四丁目、東磯山一丁目～四丁目）

天名地区（徳田町）

【避難所】

長太小学校、一ノ宮公民館、箕田小学校、若松小学校、玉垣公民館、愛宕公民館、白子小学校、鼓ヶ浦小学校、稲生小学校、稲生公民館、栄小学校、天名公民館

※できるだけ内陸側の避難場所へ避難してください。

※災害状況により2階以上への垂直避難をしてください。

【その他】

テレビ、ラジオ、インターネットなどで、情報収集に努めてください。

エ データ放送（ケーブルネット鈴鹿）

題名：【緊急安全確保】高潮氾濫

本文：高潮氾濫の危険性が著しく高まってきたため、警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。

対象地域の高潮浸水想定区域にいる方は直ちに身の安全を確保。

【対象地域】

〇〇町、〇〇町

【避難所】

〇〇公民館、〇〇小学校、〇〇町集会所

（２） 高潮氾濫が発生している状況

ア 防災スピーカー及び広報車（手動放送）

①緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。

②こちらは、鈴鹿市です。

③〇〇地区に高潮に関する警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。

④〇〇地区で堤防から水があふれました。現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。

⑤避難対象地域は〇〇町、〇〇町です。

⑥避難所は〇〇小学校、〇〇公民館です。

⑦避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

⑧海岸や河川には絶対に近付かないでください。

イ 緊急速報メール（題名15文字、本文200文字以内）

（ア） 伊勢湾台風規模の高潮浸水想定区域にある地域

題名：緊急安全確保

本文：高潮氾濫発生により警戒レベル5 高潮の緊急安全確保を発令。

対象地域の高潮浸水想定区域にいる方は直ちに身の安全を確保。

対象地域：下箕田町、下箕田一～三、北若松・中若松・南若松町、若松北三、若松東一・二、若松中一・二、岸岡町、東江島・江島本町、白子一、秋永・五祝・磯山町、磯山一・二、東磯山一

避難所：箕田・若松・白子・鼓ヶ浦・稲生・栄小学校、箕田・若松・玉垣・愛宕・稲生・栄公民館

(イ) 想定最大規模の高潮浸水想定区域にある地域

題名：一ノ宮、箕田に緊急安全確保

本文：高潮氾濫発生により警戒レベル5高潮の緊急安全確保を発令。対象地域の高潮浸水想定区域にいる方は直ちに身の安全を確保。

対象地域：一ノ宮・池田町、北長太・南長太町、長太新一～四、長太旭一～六、長太栄一～五、林崎・南林崎町、林崎一・二、上箕田・中箕田・下箕田町、上箕田一・二、中箕田一・二、下箕田一～四、北堀江・南堀江町、北堀江一・二、南堀江一・二

避難所：長太・箕田小学校、一ノ宮公民館

題名：若松、玉垣に緊急安全確保

本文：高潮氾濫発生により警戒レベル5高潮の緊急安全確保を発令。対象地域の高潮浸水想定区域にいる方は直ちに身の安全を確保。

対象地域：北若松・中若松・南若松町、若松北一～三、若松東一～三、若松西一～六、若松中一・二、岸岡・柳・土師・東玉垣町

避難所：箕田・若松小学校、玉垣公民館

題名：白子、稲生に緊急安全確保

本文：高潮氾濫発生により警戒レベル5高潮の緊急安全確保を発令。対象地域の高潮浸水想定区域にいる方は直ちに身の安全を確保。

対象地域：白子駅前、白子・白子本町、白子一～四、北江島・東江島・中江島・南江島・江島・江島本町、江島台一・二、中旭が丘四、南旭が丘三、寺家町、寺家一～八、稲生・野村町、稲生一・二、稲生西一・二、稲生塩屋一～三、稲生こがね園

避難所：白子・鼓ヶ浦・稲生・栄小学校、愛宕・稲生公民館

題名：栄、天名に緊急安全確保

本文：高潮氾濫発生により警戒レベル5高潮の緊急安全確保を発令。対象地域の高潮浸水想定区域にいる方は直ちに身の安全を確保。

対象地域：中瀬古、秋永・五祝・磯山町、磯山一～四、東磯山一～四、徳田町

避難所：栄・稲生・鼓ヶ浦小学校、稲生・天名公民館

ウ 鈴鹿市災害メール、LINE、Yahoo!防災速報アプリ

(ア) 伊勢湾台風規模の高潮浸水想定区域にある地域

題名：【緊急安全確保】高潮氾濫

本文：高潮氾濫が発生したため、警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。

避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

【避難対象地域】

箕田地区（下箕田町、下箕田一丁目～三丁目）

若松地区（北若松町、中若松町、南若松町、若松北三丁目、若松東一丁目・二丁目、若松中一丁目・二丁目）

玉垣地区（岸岡町）

白子地区（東江島町、江島本町、白子一丁目）

栄地区（秋永町、五祝町、磯山町、磯山一丁目・二丁目、東磯山一丁目）

【避難所】

箕田小学校、箕田公民館、若松小学校、若松公民館、玉垣公民館、愛宕公民館、白子小学校、鼓ヶ浦小学校、稲生小学校、稲生公民館、栄小学校、栄公民館

※できるだけ内陸側の避難場所へ避難してください。

※災害状況により2階以上への垂直避難をしてください。

【その他】

テレビ、ラジオ、インターネットなどで、情報収集に努めてください。

(イ) 想定最大規模の高潮浸水想定区域にある地域

題名：【緊急安全確保】高潮氾濫

本文：高潮氾濫が発生したため、警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。
避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

【避難対象地域】

一ノ宮地区（一ノ宮町、池田町、北長太町、南長太町、長太新町一丁目～四丁目、長太旭町一丁目～六丁目、長太栄町一丁目～五丁目）

箕田地区（林崎町、南林崎町、上箕田町、中箕田町、下箕田町、北堀江町、南堀江町、林崎一丁目・二丁目、上箕田一丁目・二丁目、中箕田一丁目・二丁目、下箕田一丁目～四丁目、北堀江一丁目・二丁目、南堀江一丁目・二丁目）

若松地区（北若松町、中若松町、南若松町、若松北一丁目～三丁目、若松東一丁目～三丁目、若松西一丁目～六丁目、若松中一丁目・二丁目）

玉垣地区（岸岡町、柳町、土師町、東玉垣町）

白子地区（白子駅前、白子町、白子本町、白子一丁目～四丁目、北江島町、東江島町、中江島町、南江島町、江島町、江島本町、江島台一丁目・二丁目、中旭が丘四丁目、南旭が丘三丁目、寺家町、寺家一丁目～八丁目）

稲生地区（稲生町、野村町、稲生一丁目・二丁目、稲生西一丁目・二丁目、稲生塩屋一丁目～三丁目、稲生こがね園）

栄地区（中瀬古町、秋永町、五祝町、磯山町、磯山一丁目～四丁目、東磯山一丁目～四丁目）

天名地区（徳田町）

【避難所】

長太小学校、一ノ宮公民館、箕田小学校、若松小学校、玉垣公民館、愛宕公民館、白子小学校、鼓ヶ浦小学校、稲生小学校、稲生公民館、栄小学校、天名公民館

※できるだけ内陸側の避難場所へ避難してください。

※災害状況により2階以上への垂直避難をしてください。

【その他】

テレビ、ラジオ、インターネットなどで、情報収集に努めてください。

エ データ放送（ケーブルネット鈴鹿）

題名：【緊急安全確保】高潮氾濫

本文：高潮氾濫が発生したため、警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。

命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

【対象地域】

〇〇町、〇〇町

【避難所】

〇〇公民館、〇〇小学校、〇〇町集会所

第5節 南海トラフ地震臨時情報発表時の事前避難

第1 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震の震源域において異常な現象が観測され、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」を発表することとなり、令和元年5月に内閣府が公表した「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」において、新たな防災対応や住民の避難行動を促進する対策等が示された。

表5-1：南海トラフ地震臨時情報の発表区分

南海トラフ地震臨時情報	状況
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	・ 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	・ 想定震源域のプレート境界で、マグニチュード8以上の地震が発生した場合（半割れ）
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	・ 想定震源域又はその周辺でマグニチュード7以上の地震が発生した場合（プレート境界のマグニチュード8以上の地震を除く）（一部割れ） ・ 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合（ゆっくりすべり）
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	・ 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれでもなかった場合

第2 避難情報の発令基準及び対象地域

南海トラフ地震の発生後、約60分で本市に津波の第一波が到達すると予測されるため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時には、津波浸水予測区域のうち、避難に時間を要する高齢者等事前避難対象地域に対し、高齢者等避難を発令する。

（1）津波浸水予測区域

平成26年3月に三重県が発表した「地震被害想定調査結果」に基づく津波浸水予測図に含まれる地域

図5-1：平成26年3月発表 津波浸水予測図（市内沿岸部北側）

津波浸水予測図 鈴鹿市（1）

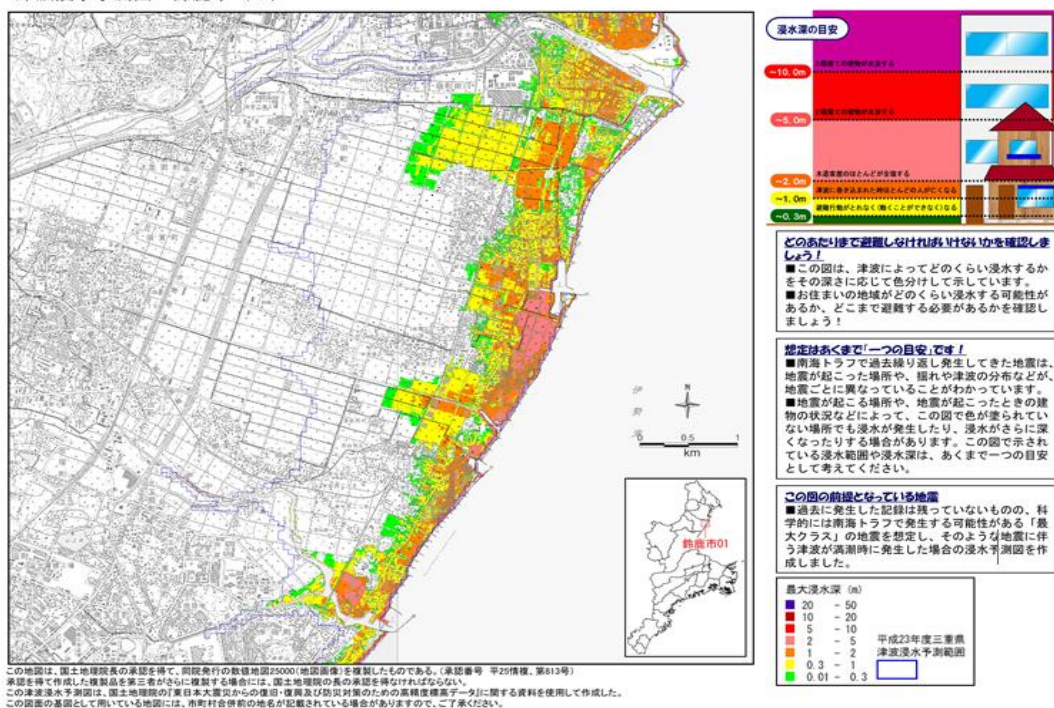
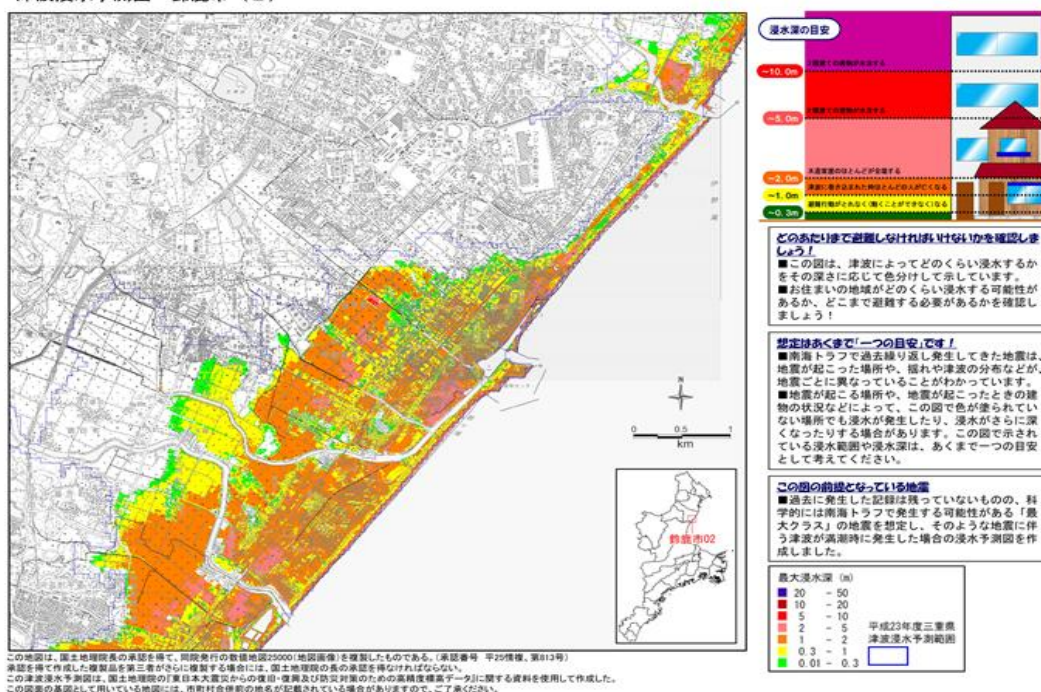


図5-2：平成26年3月発表 津波浸水予測図（市内沿岸部南側）

津波浸水予測図 鈴鹿市（2）



(2) 高齢者等事前避難対象地域

津波浸水想定区域のうち、内閣府のガイドラインに基づき、歩行困難、身体障がい者、乳幼児、重病人等の歩行速度を0.5m/秒(30m/分)と想定し、避難に要する時間50分(後発地震による津波第一波の到達予測時間60分から避難開始までに要する時間10分を差し引いた時間)の間に、津波浸水予測区域外へ徒歩で避難することが困難な距離(1,500m以上)にある地域(町・丁目)

表5-2：避難情報の発令基準及び対象地域

発令基準	対象地域	避難情報	
		避難情報	解除
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時	高齢者等事前避難対象地域	高齢者等避難を発令	巨大地震警戒対応期間(1週間)の終了時
	上記以外の津波浸水予測区域	対応無し	
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表時	高齢者等事前避難対象地域	対応無し	巨大地震注意対応期間(1週間)の終了時
	上記以外の津波浸水予測区域		

第3 避難所の開設

(1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時から1週間、事前避難の避難所を本部会議で決定し、開設する。

また、下記の避難所を開設候補とする。

鈴鹿市武道館、小学校7校(一ノ宮、箕田、玉垣、旭が丘、稲生、天名、天栄)、中学校4校(神戸、千代崎、白子、天栄)、公民館19か所(国府、庄野、加佐登、牧田、石薬師、稲生、飯野、河曲、箕田、玉垣、天名、合川、井田川、久間田、椿、深伊沢、鈴峰、庄内、神戸)

表 5－3：南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）発表時の避難対象地域一覧表

地区名	対象地域（津波浸水予測区域）			自主避難のための避難所
		高齢者等事前 避難対象地域	避難所	
一ノ宮	北長太町		一ノ宮小学校 箕田小学校 神戸中学校 箕田公民館	国府公民館 庄野公民館 加佐登公民館 牧田公民館 石薬師公民館 飯野公民館 河曲公民館 合川公民館 井田川公民館 久間田公民館 椿公民館 深伊沢公民館 鈴峰公民館 庄内公民館 神戸公民館
	南長太町			
	長太新町一丁目・三丁目・四丁目	長太新町二丁目		
	長太旭町一丁目・二丁目・四丁目～六丁目			
	長太栄町二丁目～五丁目			
箕田	中箕田町		箕田小学校 一ノ宮小学校 箕田公民館	
	下箕田町			
	下箕田一丁目～四丁目			
	北堀江町			
	北堀江一丁目・二丁目			
	南堀江二丁目			
玉垣	柳町		玉垣小学校 千代崎中学校 玉垣公民館	
	北玉垣町			
	東玉垣町			
	土師町			
	岸岡町			
若松	北若松町		玉垣小学校 箕田小学校 千代崎中学校 鈴鹿市武道館 玉垣公民館	
	若松北一丁目～三丁目			
	若松東一丁目～三丁目			
	若松中一丁目・二丁目			
	中若松町			
	南若松町			

地区名	対象地域（津波浸水予測区域）		避難所	自主避難のための避難所
		高齢者等事前 避難対象地域		
白 子	東江島町		旭が丘小学校 稲生小学校 白子中学校 鈴鹿市武道館 稲生公民館	国府公民館 庄野公民館 加佐登公民館 牧田公民館 石薬師公民館 飯野公民館 河曲公民館 合川公民館 井田川公民館 久間田公民館 椿公民館 深伊沢公民館 鈴峰公民館 庄内公民館 神戸公民館
	中江島町			
	江島本町			
	南江島町			
		白子本町		
	白子駅前			
	白子町			
	白子三丁目・四丁目	白子一丁目・二丁目		
	寺家町		稲生小学校 白子中学校 稲生公民館	
	寺家一丁目～八丁目			
稲生	稲生町		稲生小学校 稲生公民館	
	稲生塩屋一丁目・二丁目			
栄		東磯山一丁目～四丁目	天栄小学校 旧天名小学校 稲生小学校 天栄中学校 天名公民館 稲生公民館	
	磯山四丁目	磯山一丁目～三丁目		
	磯山町			
	五祝町			
	秋永町			

第4 最初の地震（半割れ、一部割れ、ゆっくりすべり）により大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表された場合

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）発表時において、最初の地震（半割れ、一部割れ、ゆっくりすべり）により、「伊勢・三河湾」に大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表された場合については、「第6節 津波災害」による。

ただし、大津波警報及び津波警報が解除され、津波注意報に切り替わった場合、後発地震に備えて、高齢者等事前避難地域に対し、高齢者等避難を発令し、引き続き避難を継続する。

第5 避難情報の伝達文

避難情報を伝達する場合は、次の文例を参考にして伝達する。

【注意事項】

- ・避難情報を出すに至った理由を簡潔に伝達する。
- ・避難場所は、具体的な施設名を伝達する。
- ・避難に支障となる事象がある場合は、その状況についても伝達する。
- ・必要に応じ、伝達事項を追加する。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時における高齢者等事前避難対象地域に対する高齢者等避難発令時

（１）防災スピーカー及び広報車（手動放送）

- ①こちらは、鈴鹿市です。
- ②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されました。
- ③大地震の危険があるため、津波からの避難に時間がかかる対象地域に対し、高齢者等避難を発令しました。
- ④避難の準備をしてください。
- ⑤避難に時間がかかる方は、直ちに避難してください。
- ⑥対象地域は、長太新町二丁目、白子本町、白子一丁目・二丁目、東磯山一丁目～四丁目、磯山一丁目～三丁目です。
- ⑦避難所は、武道館、一ノ宮小学校体育館、箕田小学校体育館、玉垣小学校体育館、旭が丘小学校体育館、稲生小学校体育館、旧天名小学校体育館、天栄小学校体育館、神戸中学校体育館、千代崎中学校体育館、白子中学校体育館、天栄中学校体育館、国府公民館、庄野公民館、加佐登公民館、牧田公民館、石薬師公民館、稲生公民館、飯野公民館、河曲公民館、箕田公民館、玉垣公民館、神戸公民館、天名公民館、合川公民館、井田川公民館、久間田公民館、椿公民館、深伊沢公民館、鈴峰公民館、庄内公民館です。
- ⑧対象地域以外の方は、自主的に避難するなど地震に備えてください。

（２）緊急速報メール（題名１５文字、本文２００文字以内）

題名：高齢者等避難

本文：南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表。

津波浸水予測区域の避難に時間がかかる対象地域に高齢者等避難を発令。それ以外の方は自主避難や地震に備えてください。

対象地域：長太新町二、白子本町、白子一・二、東磯山一～四、磯山一～三

避難所：武道館、一ノ宮・箕田・玉垣・旭が丘・稲生・旧天名・天栄小学校、神戸・千代崎・白子・天栄中学校、若松・栄を除く地区市民センター併設公民館、神戸公民館

(3) 鈴鹿市災害メール、LINE、Yahoo!防災速報アプリ

題名：【高齢者等避難】南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

本文：南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されました。

大地震が発生する危険があるため、津波浸水予測区域の避難に時間がかかる対象地域に対し、〇時〇分に高齢者等避難を発令しました。対象地域にいる方は、避難の準備をして、今後の情報に注意してください。

津波からの避難に時間がかかる方は、津波浸水のおそれがない場所へ直ちに避難してください。

それ以外の地域にいる方は、自主的に避難するなど地震に備えてください。

【避難対象地域】

一ノ宮地区（長太新町二丁目）

白子地区（白子本町、白子一丁目・二丁目）

栄地区（東磯山一丁目～四丁目、磯山一丁目～三丁目）

【避難所】

一ノ宮地区：一ノ宮小学校、箕田小学校、箕田公民館、神戸中学校

箕田地区：箕田小学校、箕田公民館、一ノ宮小学校

玉垣地区：玉垣小学校、玉垣公民館、千代崎中学校

若松地区：箕田小学校、玉垣小学校、玉垣公民館、千代崎中学校、
武道館

白子地区：武道館、旭が丘小学校、白子中学校、稲生小学校、
稲生公民館

稲生地区：稲生小学校、稲生公民館

栄地区：天栄小学校、天栄中学校、旧天名小学校、天名公民館、
稲生小学校、稲生公民館

その他の地区：国府公民館、庄野公民館、加佐登公民館、牧田公民館、
石薬師公民館、飯野公民館、河曲公民館、神戸公民館、
合川公民館、井田川公民館、久間田公民館、椿公民館、
深伊沢公民館、鈴峰公民館、庄内公民館

※知人・親類宅など避難所以外への事前の避難も検討してください。

※南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表から1週間は、地震に警戒し、避難を継続してください。

(4) L字放送（ケーブルネット鈴鹿）

題名：【高齢者等避難】南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

本文：南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、大地震の危険があるため、津波からの避難に時間がかかる対象地域に高齢者等避難を発令しました。

対象地域にいる方は、避難の準備をして、今後の情報に注意してください。

避難に時間がかかる方は、津波浸水のおそれがない場所へ直ちに避難してください。

それ以外の地域にいる方は、自主的に避難するなど地震に備えてください。

【対象地域】

長太新町二丁目、白子本町、白子一丁目・二丁目、東磯山一丁目～四丁目、磯山一丁目～三丁目

【避難所】

一ノ宮小学校、箕田小学校、箕田公民館、神戸中学校、玉垣小学校、玉垣公民館、千代崎中学校、武道館、旭が丘小学校、白子中学校、稲生小学校、稲生公民館、天栄小学校、天栄中学校、旧天名小学校、天名公民館、国府公民館、庄野公民館、加佐登公民館、牧田公民館、石薬師公民館、飯野公民館、河曲公民館、神戸公民館、合川公民館、井田川公民館、久間田公民館、椿公民館、深伊沢公民館、鈴峰公民館、庄内公民館

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時における事前の自主避難の呼びかけ時

（１）防災スピーカー（手動放送）

- ①こちらは、鈴鹿市です。
- ②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。
- ③大地震のおそれがあるため、非常持出品を持ち歩く等すぐに逃げられる準備をしてください。
- ④避難場所・避難経路、家族との連絡手段、家具等の固定、非常食の備蓄等を確認してください。
- ⑤今後の情報に注意し、いつもどおりの生活をしながら地震に備えてください。

（２）鈴鹿市災害メール，LINE，Yahoo!防災速報アプリ

題名：【特別な注意の呼びかけ】南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

本文：南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。

大地震のおそれがあるため、非常持出品を持ち歩く等すぐに逃げられる準備をしてください。

避難場所・避難経路、家族との連絡手段、家具等の固定、非常食の備蓄等を確認してください。

いつもどおりの生活をしながら地震に備えてください。

また、今後の情報に注意してください。

※南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表から１週間は、地震に注意し、地震の備えを継続してください。

(3) データ放送（ケーブルネット鈴鹿）

題名：【特別な注意の呼びかけ】南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

本文：南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。

大地震のおそれがあるため、非常持出品を持ち歩く等すぐに逃げられる準備をしてください。

避難場所・避難経路、家族との連絡手段、家具等の固定、非常食の備蓄等を確認してください。

いつもどおりの生活をしながら地震に備えてください。

また、今後の情報に注意してください。

※南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表から1週間は、地震に注意し、地震の備えを継続してください。

第6節 津波災害

第1 避難情報の対象とする状況

- (1) 「伊勢・三河湾」に大津波警報又は津波警報が発表された場合
- (2) 市内において強い揺れ（震度4以上）又は長時間のゆっくりとした揺れに伴い、津波が予想される場合（大津波警報又は津波警報の発表を問わない。）

第2 津波からの避難場所

津波からの避難は、浸水予測区域外や高台へ立退き避難することが原則であるが、目安となる避難場所として収容避難所、緊急避難場所（避難地及び津波避難ビル）を示す。

第3 避難情報の発令基準

津波は浸水予測区域からの一刻も早い避難が必要であることから、「伊勢・三河湾」に大津波警報又は津波警報が発表された際には、高齢者等避難は発令せず、原則「避難指示」のみを発令する。

なお、「伊勢・三河湾」に津波注意報が発表された際は、堤防より海側は危険があるため、沿岸部地域において防災スピーカーや広報車等による注意喚起を行う。

第4 遠地地震発生時の対応

海外で遠地地震が発生した際は、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」を参考に情報を収集し、津波が予想された際は、必要に応じて沿岸部地域に広報を行う。

【参考】表6－1：津波警報等の発表区分

警報等の種別	予想される 津波の高さの区分	発表される津波の高さ	
		数値	定性的表現
大津波警報	10 m超	10 m超	巨大
	5 m超 ～ 10 m以下	10 m	
	3 m超 ～ 5 m以下	5 m	
津波警報	1 m超 ～ 3 m以下	3 m	高い
津波注意報	20 cm以上 ～ 1 m以下	1 m	（表記しない）

第5 津波対応収容避難所に関する広報

平成28年度に「収容避難所等の整備方針」が策定され、同方針に津波避難者を収容する施設である津波対応収容避難所が規定された。

津波対応収容避難所には、多数の避難者を収容するための設備等の整備を進めていることから、津波のおそれがなくなった時点で津波対応収容避難所に収容するための広報を実施する。

第6 避難指示の解除基準

- (1) 「伊勢・三河湾」に大津波警報及び津波警報が解除された時刻をもって避難指示を解除する。
- (2) 津波による浸水被害が発生した際は、大津波警報及び津波警報が解除され、かつ、陸地での浸水が解消した段階にて避難指示を解除する。

第7 対象地域

(1) 大津波・津波警報発表時における避難指示の対象地域

平成26年3月に三重県が発表した「地震被害想定調査結果」に基づく
津波浸水予測図に含まれる地域

図6-1：平成26年3月発表 津波浸水予測図（市内沿岸部北側）

津波浸水予測図 鈴鹿市（1）

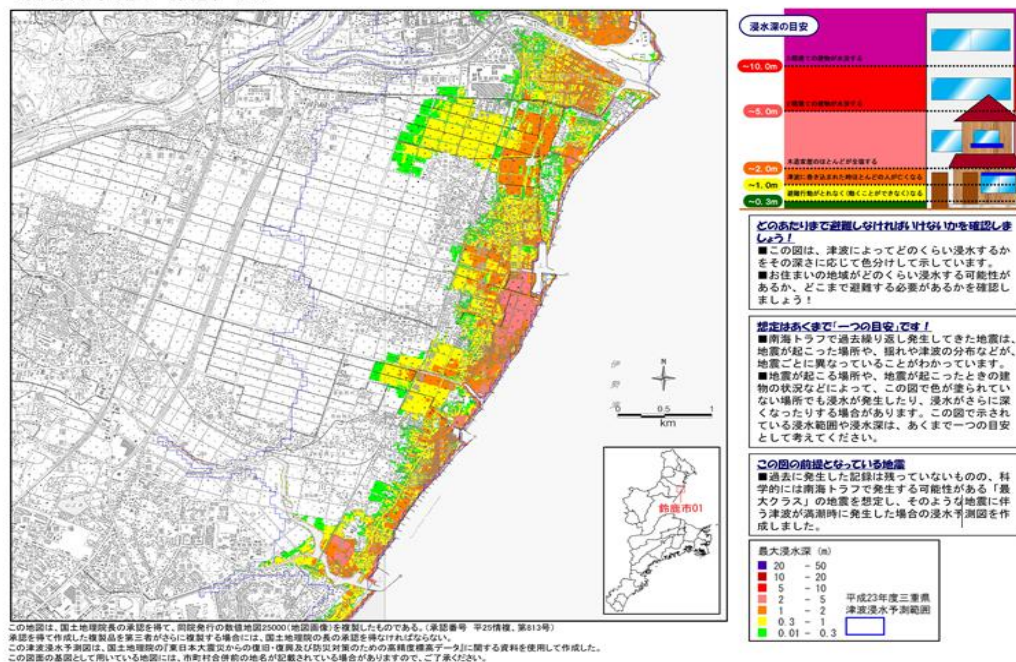


図6-2：平成26年3月発表 津波浸水予測図（市内沿岸部南側）

津波浸水予測図 鈴鹿市（2）

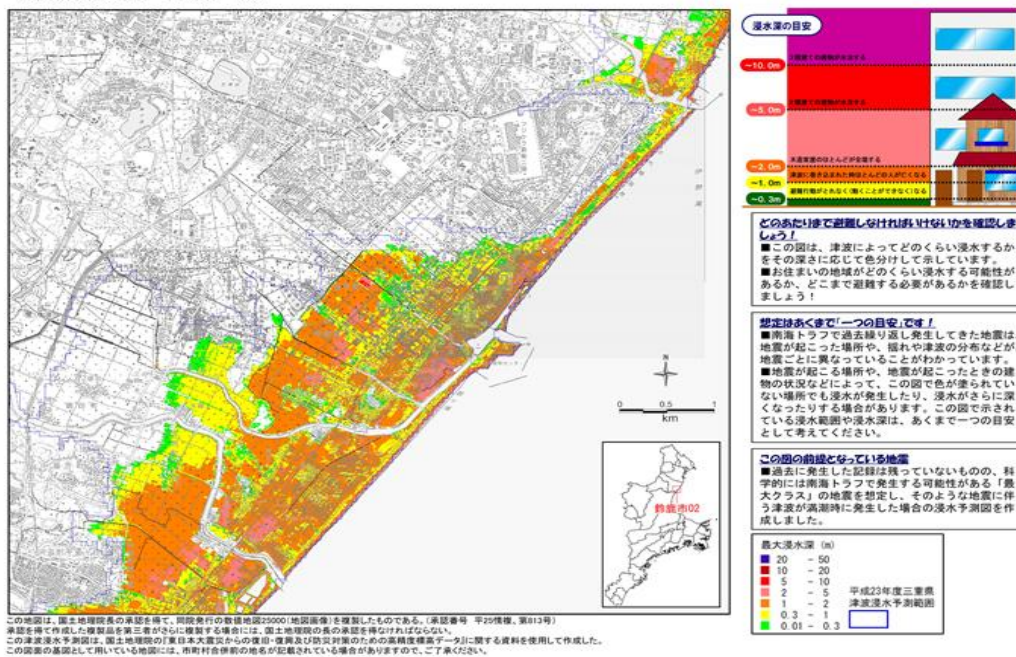


表 6－3：大津波・津波警報発表時の避難対象地域一覧表

地区名	対象地域	避難所	緊急避難場所
一ノ宮	北長太町	一ノ宮小学校 箕田小学校 神戸中学校	【津波避難ビル】 長太小学校、ビジネス旅館はな房、マックスバリュ長太の浦店、グランツ（共同住宅）、ほうりん認定こども園、大木歯科医院津波避難タワー、杉野工業津波避難ビル 【避難地】 長太旭町三丁目公園
	南長太町		
	長太新町一丁目～四丁目		
	長太旭町一丁目・二丁目・四丁目～六丁目		
	長太栄町二丁目～五丁目		
箕 田	中箕田町	箕田小学校 一ノ宮小学校	【津波避難ビル】 大木中学校、箕田小学校
	下箕田町		
	下箕田一丁目～四丁目		
	北堀江町		
	北堀江一丁目・二丁目		
	南堀江二丁目		
玉 垣	柳町	玉垣小学校 千代崎中学校	【避難地】 ひばりヶ丘東公園、海の見える岸岡山緑地
	北玉垣町		
	東玉垣町		
	土師町		
	岸岡町		
若 松	北若松町	玉垣小学校 箕田小学校 千代崎中学校 鈴鹿市武道館	【津波避難ビル】 若松小学校 【津波避難ビル】 若松小学校、愛宕小学校、プラージュなごみ、清水清三郎商店株式会社事務棟 【避難地】 海の見える岸岡山緑地、富士見ヶ丘公園、愛宕公園
	若松北一丁目～三丁目		
	若松東一丁目～三丁目		
	若松中一丁目・二丁目		
	中若松町		
	南若松町		

地区名	対象地域	避難所	緊急避難場所
白 子	東江島町	旭が丘小学校 稲生小学校 白子中学校 鈴鹿市武道館	【津波避難ビル】 愛宕小学校、白子小学校 白子高等学校、鼓ヶ浦中学校、鼓ヶ浦小学校、鈴鹿市子育て応援館、白子駅西自転車駐車場、 白子ストーリーホテル、ホテルグリーンパーク鈴鹿、HOWA ビル、コンフォートホテル鈴鹿、ヒオキビル、マルヨビル（税理士法人フラッツ・コンサルティング）、フォレスト白子、第一さくら幼稚園、そよら鈴鹿白子、スズキ自販三重アリーナ白子 【避難地】 愛宕公園、江島総合スポーツ公園
	中江島町		
	江島本町		
	南江島町		
	白子本町		
	白子駅前		
	白子町		
	白子一丁目～四丁目		
	寺家町	稲生小学校 白子中学校	
	寺家一丁目～八丁目		
稲生	稲生町	稲生小学校	【避難地】 鈴鹿サーキット駐車場
	稲生塩屋一丁目・二丁目		
栄	東磯山一丁目～四丁目	天栄小学校 旧天名小学校 稲生小学校 天栄中学校	【津波避難ビル】 栄小学校、潮風の街磯山（市営住宅）、 鈴鹿シルバーケア豊壽園
	磯山一丁目～四丁目		
	磯山町		
	五祝町		
	秋永町		

(2) 津波注意報発表時における周知地域

津波注意報に関しては、沿岸部全般を対象地域とする。

第8 【参考】津波避難ビル一覧表

令和8年4月1日現在

地区	津波避難ビル名称	所在地	収容人数	備考
一ノ宮	長太小学校	長太旭町五丁目 4-5	800	
	ビジネス旅館 はな房	長太新町二丁目 11-3	100	
	マックスバリュ長太の浦店	長太栄町三丁目 15-18	100	
	グランツ（共同住宅）	長太栄町四丁目 17-14	150	
	ほうりん認定こども園	北長太町 4119	138	
	大木歯科医院津波避難ター	南長太町 2504-1 外 4 筆	122	
	杉野工業津波避難ビル	北長太町 1839	130	
箕田	大木中学校	北堀江二丁目 15-1	2,400	
	箕田小学校	南堀江一丁目 1-1	780	
若松	若松小学校	若松中一丁目 4-1	1,570	
	プラージュなごみ	南若松町 429-17	214	
	清水清三郎商店株式会社事務棟	若松東三丁目 9-33	165	
白子	愛宕小学校	東江島町 23-15	620	
	白子小学校	白子一丁目 12-12	970	
	鼓ヶ浦小学校	寺家一丁目 41-1	1,600	
	鼓ヶ浦中学校	寺家四丁目 11-1	1,830	
	白子高等学校	白子四丁目 17-1	1,800	
	白子駅西自転車駐車場	白子駅前 16-16	200	
	鈴鹿市子育て応援館	白子駅前 6-33	400	
	白子ストーリーホテル	白子駅前 2955	700	
	ホテルグリーンパーク鈴鹿	白子四丁目 15-20	600	
	HOWA ビル	白子駅前 13-1	400	営業時間内対応
	コンフォートホテル鈴鹿	白子駅前 14-26	200	
	ヒオキビル	白子四丁目 15-20	200	営業時間内対応
	マルヨビル (税理士法人フラッツ・コンサルティング)	寺家六丁目 16-32	200	営業時間内対応

	フォレスト白子	南江島町 16-10	200	
	第一さくら幼稚園	寺家三丁目 2-12	1,030	
	そよら鈴鹿白子	白子駅前 3-1	300	
	スズキ自販三重 アリーナ白子	寺家町 1441-1	42	営業時間内 対応
栄	栄小学校	五祝町 1845-2	990	
	潮風の街磯山（市営住宅）	東磯山二丁目地内	800	
	鈴鹿シルバーケア豊壽園	東磯山二丁目 5-1	150	

第9 避難情報の伝達文

避難情報を伝達する場合は、次の文例を参考にして伝達する。

【注意事項】

- ・避難情報を出すに至った理由を簡潔に伝達する。
- ・避難場所は、具体的な施設名を伝達する。
- ・避難に支障となる事象（道路冠水等）がある場合は、その状況についても伝達する。
- ・必要に応じ、伝達事項を追加する。

1 大津波警報発表時における避難指示発令時

（1）防災スピーカー（大津波警報発表時＝Jアラート自動放送時）

（東日本大震災クラス：津波の高さが10m超又は巨大の場合）

①大津波警報（おおつなみけいほう）、大津波警報、東日本大震災クラスの津波が来ます。

②直ちに高台に避難してください。

⑤（①～②）×3回

（東日本大震災クラス以外）

①大津波警報、大津波警報

②大津波警報が発表されました。

③直ちに高台に避難してください。

④（①～③）×3回

（2）防災スピーカー（手動放送）

①緊急放送、緊急放送、避難指示発令

②こちらは、鈴鹿市です。

③大津波警報が発表されました。

④市内沿岸部に対し避難指示を発令しました。

⑤津波浸水のおそれがない内陸や高台へ直ちに避難してください。

(3) 緊急速報メール（題名 15 文字、本文 200 文字以内）

題名：一ノ宮、箕田に避難指示

本文：大津波警報の発表により避難指示を発令。

津波浸水のおそれがない内陸や高台へ直ちに避難し、逃げる時間が無い方は近くの津波避難ビルへ避難。

対象地域：北長太・南長太町、長太新町一～四、長太旭町一・二・四～六、長太栄町二～五、中箕田・下箕田町、下箕田一～四、北堀江町、北堀江一・二、南堀江二

避難場所：一ノ宮・箕田小学校、神戸中学校、長太旭町三丁目公園、各津波避難ビル

題名：若松、玉垣に避難指示

本文：大津波警報の発表により避難指示を発令。

津波浸水のおそれがない内陸や高台へ直ちに避難し、逃げる時間が無い方は近くの津波避難ビルへ避難。

対象地域：北若松・中若松・南若松町、若松北一～三、若松東一～三、若松中一・二、岸岡・柳・土師・東玉垣・北玉垣町

避難場所：箕田・玉垣小学校、千代崎中学校、武道館、海に見える岸岡山緑地、富士見ヶ丘・愛宕公園、ひばりヶ丘東公園、各津波避難ビル

題名：白子、稲生に避難指示

本文：大津波警報の発表により避難指示を発令。

津波浸水のおそれがない内陸や高台へ直ちに避難し、逃げる時間が無い方は近くの津波避難ビルへ避難。

対象地域：東江島・中江島・南江島・江島本町、白子駅前、白子・白子本町、白子一～四、寺家町、寺家一～八、稲生町、稲生塩屋一・二

避難場所：武道館、旭が丘・稲生小学校、白子中学校、愛宕公園、江島総合スポーツ公園、鈴鹿サーキット駐車場、各津波避難ビル

題名：栄に避難指示

本文：大津波警報の発表により避難指示を発令。

津波浸水のおそれがない内陸や高台へ直ちに避難し、逃げる時間が無い方は近くの津波避難ビルへ避難。

対象地域：秋永・五祝・磯山町、磯山一～四、東磯山一～四

避難場所：稲生・旧天名・天栄小学校、天栄中学校、各津波避難ビル

(4) 鈴鹿市災害メール、LINE、Yahoo!防災速報アプリ

題名：【沿岸部：避難指示（緊急）】大津波警報

本文：大津波警報が発表され、〇時〇分に避難指示を発令しました。

津波浸水のおそれがない内陸や高台へ直ちに避難してください。

逃げる時間が無い方は近くの津波避難ビルへ避難してください。

【避難対象地域】

一ノ宮地区（以下の地域を除く：一ノ宮町、高岡町、高岡台一～五丁目、池田町、長太旭町三丁目、長太栄町一丁目）

箕田地区（以下の地域を除く：上箕田町、上箕田一・二丁目、中箕田一・二丁目、南堀江町、南堀江一丁目、林崎一・二丁目、林崎町、南林崎町）

玉垣地区（以下の地域の金沢川及び田古知川周辺地域：柳町、土師町、北玉垣町、東玉垣町、岸岡町）

若松地区（以下の地域を除く：若松西一～六丁目）

白子地区（以下の地域を除く：東旭が丘一～六丁目、南旭が丘一～三丁目、中旭が丘一～四丁目、北江島町、江島台一・二丁目、江島町）

稲生地区（対象地域：稲生町（県道645号上野鈴鹿線より東側）、稲生塩屋一・二丁目）

栄地区（以下の地域を除く：郡山町、中瀬古町、越知町）

【避難所】

一ノ宮地区：一ノ宮小学校、箕田小学校、神戸中学校

箕田地区：箕田小学校、一ノ宮小学校

玉垣地区：玉垣小学校、千代崎中学校

若松地区：玉垣小学校、箕田小学校、千代崎中学校、武道館

白子地区：旭が丘小学校、稲生小学校、白子中学校、武道館

稲生地区：稲生小学校

栄地区：天栄小学校、旧天名小学校、稲生小学校、天栄中学校

【避難地】

一ノ宮地区：長太旭町三丁目公園

玉垣地区：ひばりヶ丘東公園、海に見える岸岡山緑地

若松地区：海に見える岸岡山緑地、富士見ヶ丘公園、愛宕公園

白子地区：愛宕公園、江島総合スポーツ公園

稲生地区：鈴鹿サーキット駐車場

【津波避難ビル】

一ノ宮地区：長太小学校、ビジネス旅館はな房、マックスバリュ長太の浦店、グランツ、ほうりん認定こども園、大木歯科医院津波避難タワー、杉野工業津波避難ビル

箕田地区：大木中学校

若松地区：若松小学校、愛宕小学校、プラージュなごみ、清水清三郎商店株式会社事務棟

白子地区：愛宕小学校、白子小学校、白子高等学校、鼓ヶ浦中学校、鼓ヶ浦小学校、鈴鹿市子育て応援館、白子駅西自転車駐車場、白子ストーリーホテル、ホテルグリーンパーク鈴鹿、HOWA ビル、コンフォートホテル鈴鹿、ヒオキビル、マルヨビル（税理士法人フラッツ・コンサルティング）、フォレスト白子、第一さくら幼稚園、そよら鈴鹿白子、スズキ自販三重 アリーナ白子

栄地区：栄小学校、潮風の街磯山、鈴鹿シルバーケア豊壽園

2 津波警報発表時における避難指示発令時

(1) 防災スピーカー（津波警報発表時＝Jアラート自動放送時）

- ①津波警報が発表されました。
- ②ただちに高台に避難してください。
- ③（①～②）×3回

(2) 防災スピーカー（手動放送）

- ①緊急放送、緊急放送、避難指示発令
- ②こちらは、鈴鹿市です。
- ③津波警報が発表されました。
- ④市内沿岸部に対し避難指示を発令しました。
- ⑤津波浸水のおそれがない内陸や高台へ直ちに避難してください。

(3) 緊急速報メール（題名15文字、本文200文字以内）

題名：一ノ宮、箕田に避難指示

本文：津波警報の発表により避難指示を発令。

津波浸水のおそれがない内陸や高台へ直ちに避難し、逃げる時間が無い方は近くの津波避難ビルへ避難。

対象地域：北長太・南長太町、長太新町一～四、長太旭町一・二・四～六、長太栄町二～五、中箕田・下箕田町、下箕田一～四、北堀江町、北堀江一・二、南堀江二

避難場所：一ノ宮・箕田小学校、神戸中学校、長太旭町三丁目公園、各津波避難ビル

題名：若松、玉垣に避難指示

本文：津波警報の発表により避難指示を発令。

津波浸水のおそれがない内陸や高台へ直ちに避難し、逃げる時間が無い方は近くの津波避難ビルへ避難。

対象地域：北若松・中若松・南若松町、若松北一～三、若松東一～三、若松中一・二、岸岡・柳・土師・東玉垣・北玉垣町

避難場所：箕田・玉垣小学校、千代崎中学校、武道館、海に見える岸岡山緑地、富士見ヶ丘・愛宕公園、ひばりヶ丘東公園、各津波避難ビル

題名：白子、稲生に避難指示

本文：津波警報の発表により避難指示を発令。

津波浸水のおそれがない内陸や高台へ直ちに避難し、逃げる時間が無い方は近くの津波避難ビルへ避難。

対象地域：東江島・中江島・南江島・江島本町、白子駅前、白子・白子本町、白子一～四、寺家町、寺家一～八、稲生町、稲生塩屋一・二

避難場所：武道館、旭が丘・稲生小学校、白子中学校、愛宕公園、江島総合スポーツ公園、鈴鹿サーキット駐車場、各津波避難ビル

題名：栄に避難指示

本文：津波警報の発表により避難指示を発令。

津波浸水のおそれがない内陸や高台へ直ちに避難し、逃げる時間が無い方は近くの津波避難ビルへ避難。

対象地域：秋永・五祝・磯山町、磯山一～四、東磯山一～四

避難場所：稲生・旧天名・天栄小学校、天栄中学校、各津波避難ビル

(4) 鈴鹿市災害メール、LINE、Yahoo!防災速報アプリ

題名：【沿岸部：避難指示】津波警報

本文：津波警報が発表され、〇時〇分に避難指示を発令しました。

津波浸水のおそれがない内陸や高台へ直ちに避難してください。

逃げる時間が無い方は近くの津波避難ビルへ避難してください。

【避難対象地域】

一ノ宮地区（以下の地域を除く：一ノ宮町、高岡町、高岡台一～五丁目、池田町、長太旭町三丁目、長太栄町一丁目）

箕田地区（以下の地域を除く：上箕田町、上箕田一・二丁目、中箕田一・二丁目、南堀江町、南堀江一丁目、林崎一・二丁目、林崎町、南林崎町）

玉垣地区（以下の地域の金沢川及び田古知川周辺地域：柳町、土師町、北玉垣町、東玉垣町、岸岡町）

若松地区（以下の地域を除く：若松西一～六丁目）

白子地区（以下の地域を除く：東旭が丘一～六丁目、南旭が丘一～三丁目、中旭が丘一～四丁目、北江島町、江島台一・二丁目、江島町）

稲生地区（対象地域：稲生町（県道645号上野鈴鹿線より東側）、稲生塩屋一・二丁目）

栄地区（以下の地域を除く：郡山町、中瀬古町、越知町）

【避難所】

一ノ宮地区：一ノ宮小学校、箕田小学校、神戸中学校

箕田地区：箕田小学校、一ノ宮小学校

玉垣地区：玉垣小学校、千代崎中学校

若松地区：玉垣小学校、箕田小学校、千代崎中学校、武道館

白子地区：旭が丘小学校、稲生小学校、白子中学校、武道館

稲生地区：稲生小学校

栄地区：天栄小学校、旧天名小学校、稲生小学校、天栄中学校

【避難地】

一ノ宮地区：長太旭町三丁目公園

玉垣地区：ひばりヶ丘東公園、海に見える岸岡山緑地

若松地区：海に見える岸岡山緑地、富士見ヶ丘公園、愛宕公園

白子地区：愛宕公園、江島総合スポーツ公園

稲生地区：鈴鹿サーキット駐車場

【津波避難ビル】

一ノ宮地区：長太小学校、ビジネス旅館はな房、マックスバリュ長太の浦店、グランツ、ほうりん認定こども園、大木歯科医院津波避難タワー、杉野工業津波避難ビル

箕田地区：大木中学校

若松地区：若松小学校、愛宕小学校、プラージュなごみ、清水清三郎商店株式会社事務棟

白子地区：愛宕小学校、白子小学校、白子高等学校、鼓ヶ浦中学校、鼓ヶ浦小学校、鈴鹿市子育て応援館、白子駅西自転車駐車場、白子ストーリーホテル、ホテルグリーンパーク鈴鹿、HOWA ビル、コンフォートホテル鈴鹿、ヒオキビル、マルヨビル（税理士法人フラッツ・コンサルティング）、フォレスト白子、第一さくら幼稚園、そよら鈴鹿白子、スズキ自販三重 アリーナ白子

栄地区：栄小学校、潮風の街磯山、鈴鹿シルバーケア豊壽園

3 津波注意報発表時

(1) 防災スピーカー（手動の場合）及び広報車（手動の場合）

- ①こちらは、鈴鹿市です。
- ②津波注意報が発表されました。
- ③海岸付近は危険です。今すぐ海岸付近から離れてください。
- ④海岸や河川には絶対に近付かないでください。

(2) 鈴鹿市災害メール、LINE、Yahoo!防災速報アプリ

題名：【警戒】津波注意報

本文：伊勢・三河湾に津波注意報が発表されました。

海岸付近にいる方は、直ちに海岸付近から離れてください。

海岸や河川には絶対に近付かないでください。

また、テレビ・ラジオ、インターネットなどで、情報収集に努めてください。

第7節 情報の伝達方法

第1 伝達方法

避難情報については、以下の方法により伝達を行う。

災害対策本部担当	伝達方法
危機管理班	・防災行政無線（同報系、FM告知系） ・モーターサイレン ・すずか減災プロジェクト ・Lアラートによる情報提供 ・緊急速報メール（エリアメール） ・電話、FAX（各地区市民センター向け）
総務班	・市ホームページへの掲載 ・SNS（市公式Twitter・facebook・LINE） ・市政記者クラブへの情報提供 ・広報車による広報 ・鈴鹿市災害メール ・ケーブルネット鈴鹿（データ放送） ・スズカヴォイスFM ・Yahoo! 防災速報アプリ

第2 関係機関等への伝達

- （1）国土交通省三重河川国道事務所（TEL059-229-2223）
- （2）鈴鹿地域防災総合事務所（TEL059-382-9786）
- （3）鈴鹿警察署警備課（TEL059-380-0110）

第3 緊急速報メールの運用

情報伝達手段の内、緊急速報メールについては、原則として以下の基準で運用するものとする。

（1）水害

配信対象とする河川は鈴鹿川、安楽川、椋川、中ノ川及び掘切川とする。

また、配信項目は「警戒レベル3 高齢者等避難」、「警戒レベル4 避難指示」、「警戒レベル5 緊急安全確保」の4種類とする。

（2）土砂災害

配信項目は「警戒レベル3 高齢者等避難」、「警戒レベル4 避難指示」、「警戒レベル5 緊急安全確保」の4種類とする。

(3) 高潮災害

配信項目は「警戒レベル3 高齢者等避難」、「警戒レベル4 避難指示」、「警戒レベル5 緊急安全確保」の4種類とする。

(4) 南海トラフ地震臨時情報発表時の事前避難

配信対象とする臨時情報は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」とする。また、配信項目は「高齢者等避難」とする。

(5) その他の災害

災害対策本部において、必要と判断した場合に発信する。

鈴鹿市避難情報の判断・伝達マニュアル

平成 22 年 3 月 策 定

平成 27 年 6 月 第 1 回修正

平成 28 年 8 月 第 2 回修正

平成 29 年 8 月 第 3 回修正

平成 29 年 9 月 第 4 回修正

平成 30 年 6 月 第 5 回修正

令和元年 6 月 第 6 回修正

令和 2 年 6 月 第 7 回修正

令和 2 年 9 月 第 8 回修正

令和 3 年 8 月 第 9 回修正

令和 5 年 5 月 第 10 回修正

令和 7 年 9 月 第 11 回修正

令和 8 年 8 月 第 12 回修正